

# 裾野市史研究

口 絵

講演載録

裾野における青年期の教育 ..... 四方一泳 (1)

論 文

近世初期の年貢収取 ..... 関根省治 (18)

村入用帳の史料論的検討

一駿河国駿東郡富沢村を例として一 ..... 菊池邦彦 (34)

占領期における東富士演習場問題の展開 ..... 大串潤児 (91)

資料紹介・解説

市内における近世教育関係資料の

追加事例について (その 1) ..... 伊東誠司 (109)

依京寺本尊について ..... 伊東誠司 (116)

歴史講座の記録

『裾野市史』資料編「近世」を読む ..... (121)

編さん室日誌 ..... (130)



1997年3月

裾野市史編さん委員会

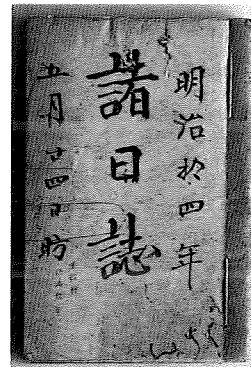
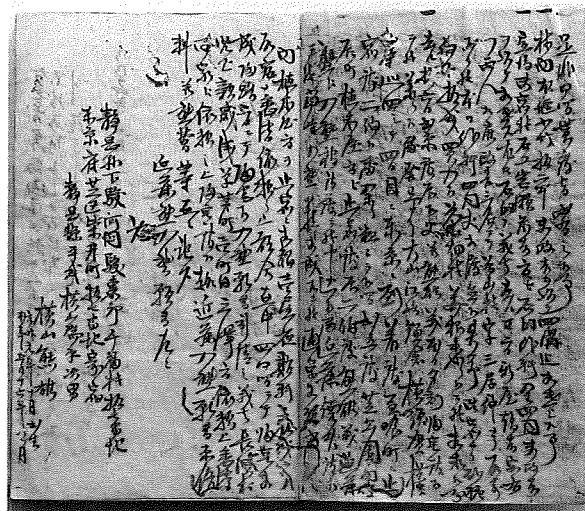




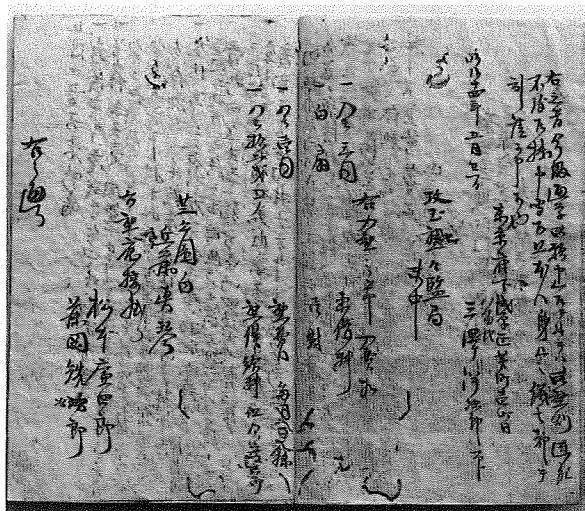
変圧器の運搬 ~深良川第一発電所~  
(深良 小林秀年家蔵)

## [講演]

### 裾野における青年期の教育



諸日誌 表紙  
明治14年5月24日



近藤塾 入塾志願 明治14年5月21日

(千福 横山正美家蔵)

近藤塾（攻玉塾・創立者近藤真琴）  
は、明治初期、慶應義塾・同人社と共に並んで東京の三大私塾と呼ばれ、数学・測量術等を教授した。

〔講演〕

## 第九回歴史講演会

### 裾野における青年期の教育

#### 四方一渦

一九九六年一月二四日

裾野市役所四〇一会議室

ただいま紹介にあずかりました四方でございます。裾野にはもうかれこれ二〇年、あるいはそれ以上かもしだれませんがお世話になつております。かつては裾野の図書館で古文書の勉強を皆さんと一緒にやらせていただきました。その後、公務が忙しくて中断したんですが、はからずも市史編さんのほうで来いというお話をいただきまして、お手伝いさせていただいているわけでございます。私にとりましては、裾野はもう二〇年来のつき合いで、古文書の会のころのことを考えますと、本当に皆さんゞ熱心ですばらしいなど、敬服しております。

先ほど芦澤教育長さんからご紹介をいただいたんですが、

教育長さんが沼津におられるとき、ちょうど私、沼津の教育史年表というものを手がけておりました。そのときに、芹澤先生には、一個人の研究にもかかわらずご協力いただき、おかげで沼津教育史年表をつくることができました。そういうことで裾野市には公私ともどもどぐ厄介になつております。

きょうは歴史講演会ということですが、テーマは「裾野における青年期の教育」ということで話させていただきます。

裾野における青年期の教育と申しましても、非常に範囲が広うございまして、それを全部総花的にやつても話がまとまりません。そこで、主に勤労青年の問題に焦点を絞つてお話をさせていただきたいと思います。

私は現在、中学校の教育を中心にやっておりますが、こ

れは勤労青年に対し無関心であるとか、その重要性を感じないとか、そういうことでは全くありません。これは全く個人的なこととして、今からもう一〇何年か前、母校の沼津東校で創立八〇周年の記念行事をやる、ついてはおまえは母校の歴史を書けと、こういうことを仰せつかつてしまつたわけです。私はどちらかといいますと、明治初期の小学校の教育に関心を持つておつたのですが、やつてくれかくれないか聞かないで、「おまえやりなさい」、こういう命令なんです。先輩というのは幾つになつても怖いものでして、うんともすんとも言わず、結局お受けすることになつた。それがきっかけで小学校から中学校のほうへ研究対象を移したというのが実情でございます。

ですが、私はむしろ勤労青年の教育に強い関心をもつております。といいますのは、今でこそ九〇%以上の者が高等学校、いわゆる中等教育を受けておるわけですが、戦前におきましては、中等教育を受ける者はわずか一五%ぐらいということなんですね。あとの八〇～八五%の若者は中等教育を受けていないわけです。同じ年代の八割にも達する人々が中等教育を受けないでいたということ、これはどういうことなんだろうということなんですね。同時に、この同じ年代の若者の八割をこのまま放置しておくということ、国家的な見地から見まして非常に無駄なことであるし、大

きな損失もあるわけです。ですから、この若者たちをどのように国家が掌握していくのかということ、これは国の命運をも賭けた重要な問題だからあります。

中等学校に行かれる人は非常に恵まれた人なんですね。日本の国は非常に貧しいんです。勉強したい若者たちがたくさんいるにもかかわらず、その機会が与えられない、こういう不平等が戦前の我が国社会にはありました。おれは勉強したいんだと思ひながらも勉強できずにどんなに苦しみ、悩んでおつたのかということをしみじみと感じます。そのような人々がどういう状況に置かれておつたのかということを知りたいという関心は、ずっと前からありましたが、時間的な都合から出来ずにおきました。ですから、この裾野市史で中等教育、若者たちの教育を考える機会を与えて貰ましたので、この際に少し考えてみたいと考えております。

特に、裾野というところは、沼津、御殿場の中間にあって、しかも、富士山と箱根、愛鷹と箱根、この間に挟まれた非常に細長い狭い地域で、いわゆる高度な文化というものは成長しにくい、単なる文化の通過地点というところであつたろうかと思うんです。ですから、いわゆる中等学校というものは非常に遅れてできている。現在裾野高校がございますが、これができるまでは非常に長い時間がかかつ

ているのです。それに対して沼津には、沼津中学校、沼津商業学校、沼津高等女学校、あるいは駿東農林学校があり、昭和の中ごろになりますと沼津工業学校ができる。一方、御殿場には御殿場実業学校ができる。そういうことから考えてみますと、裾野は教育文化的に恵まれなかつたところだと思います。

では、若者たちが勉強に対して関心がなかつたのかといふと、そうではなかつた。非常に関心がありました。ですから、この裾野の中等教育を考える場合には、裾野そのものには中等学校はなかつたけれども、多くの人は裾野から、例えは沼津とか、韋山町とか、御殿場とかへと出かけていきました。しかし、ほかの町村に出かけていくということになりますと、よほど経済的に恵まれないとなかなかできないわけです。そういう中で裾野の多くの若者がどんな教育を受けておったのかということを、この機会に考えてみたいと思います。

きょうは、その入口という意味で、青年期の教育、特に勤労青年の教育についてお話をしたいと思います。

私は裾野の若者の教育を考える場合、お配りしたレジュメに示しましたように、大きく三つに分けてみると、大体話がまとまつくるのではないかと思いました。このことは、ある意味で我が国の戦前の勤労青年の教育というもの

が、そういう段階で展開をしておつたところえることがで  
きるだらうと思います。

まずⅠの「一六会から夜学会へ」というのは、明治の初めから明治の二〇年代ぐらいまで、Ⅱの「修養する青年の組織化へ」というのが、明治の二〇年代から大正の終わりぐらいまで、Ⅲの「公民から国民へ」、これは大正にかかりますけれども昭和の戦前と、こんなふうに大ざつぱに時代を見ていただければよろしいと思います。これは、同じくお配りしてあります「裾野市勤労青年教育略年表」をご覧ください。

Ⅰが明治二〇年代ぐらいまで、Ⅱが大正の終わりぐらいまで、Ⅲが昭和というふうに申しましたけれども、その項目というものは重なり合つてあるということがある、これはご承知いただきたいと思います。

まず最初のところからお話ををしていきますが、一言で今日のお話の根幹になるところをお話いたしますと、勤労青年、我が国と同じ年齢層の大部分を占める青年、とりわけ農村の青年が我が国の政治・社会の動きの中で、語弊がありますけれども、端的に言つてしまえば、青年が利用されてきた、政府の政策に最も利用されてきた。というのは数多いけれども非常に弱い存在に国の政策が容赦なくいろいろなものを突きつけ、利用していきました。

その行き着くところは何かといえば戦争です。兵士として若者を動員していく。そのための教育へと若者の教育は導かれていた。これはまさに我が国が明治の初め、欧米の国々から無理やりに戸をこじ開けられ不平等な条約を押しつけられた後進国の日本が、何としても欧米の列強に追いついていこうと必死になつて富国強兵策を求めていた。

しかし、いかにせん、我が国は国土が狭いので、鉄とか、石油とか、石炭などの資源がない。いやでも応でも対外的な植民地政策を進めていかなければならない。そうしないと日本の自立ができるないという問題もあつたのですが、そういう状況の中で、農村青年が政府の政策に巻き込まれ、またその手段として利用されていったということになりました。

まず最初に、「一六会から夜学会へ」と書いてございますが、一六会といいましても、もうおわかりの方もいらっしゃると思いますが、一年六組同窓会という意味ではもちろんございません。一六というのはサイコロの目ですよね。一六会というのはサイコロによるいわば賭博のことです。

幕末から明治維新後にかけて全国的な動乱の中で、ある若者は、天下國家をしょって立つ人材になることを夢みました。しかし、幾ら立身出世を夢見ても、しょせん自分には考えの及ばないとあきらめる若者が大部分

であったわけです。こういうような若者たちの多くは、ある意味では一種の自暴自棄の生活を余儀なくされ、また、村の共同体を維持していくため、村のいろいろな行事への参加を余儀なくされました。これも地域の住民として大変大事な使命であつたと思います。

これは『裾野市史』の「近代資料編」ですが、この中には当時のいろいろな社会状況が記されております。明治の一〇年代あたりのところを探つてみると、人形浄瑠璃であるとか、相撲の興業であるとか、あるいは音曲軍談、源平の合戦の物語や講談を村の中で興行する。あるいは神楽の獅子舞を神社に奉納するわけなんですが、こういうことが当時の若者たちの娯楽であり、また、生活でもあつたわけです。

しかし、ややもすればそういうものに流されてしまうこともありましたし、また、不健全な娯楽もありました。その中で代表的なものが一六、サイコロによる一種のばくちです。これは当時、若者に限らず非常に流行しておりました。裾野だけではありませんが、裾野市史の中にも、一六会というものが非常に示す史料があります。

当時の若者たちは、村のお祭りの行事等々地域社会の行事に参加することは当然ですが、しかし、それが賭博と酒に日々を送つていくことは、お年寄りの、しかも村の指導

者層の方々にとつては、どうしても許し難い若者たちの堕落の姿と映らざるを得なかつたのです。

村名主とか、村の有力者、学校の先生、あるいは役場の議員であるとか、お巡りさんだと、こういう人々は、何とかして若者たちの退廃した姿を立て直させなければいけないと、真剣に考えたんです。それはもう当然でしよう。

若者がそういうところに心を奪われていれば、当然家業ひっぱかしかんです。お百姓さんもやらなくなつてしまいます。真面目なことよりそちらのほうが面白くなつてしまふんです。これは村の発展にも響いてくるわけでござりますから、何としても、若者たちをそこから足を洗わせなければならぬ。これは真剣な課題でありました。

そのとき村の有力者は何を考えたかといいますと、勉強をさせることだ、すなわち小学校教育の補習ということです。それで、本来若者は昼間は家業をしなければならないわけですから、夜、若者を自分のうちに、あるいはお富さんのお堂に集めて、読み書きを学ばせようとしました。これは裾野だけではなく、全国的な傾向でもあつたのです。沼津でもやつぱり夜学会というのは非常に大きな動きとしてありました。

例えば、湯山半七郎さん、あるいは、これペンネームでよくわかりませんが、中駿の羽天冲という人々が文章を書

いております。湯山さんは「文明開化説教」、「勧業説教」、あるいは「学校説教考論」を書きとめています。この湯山さんは、明治五年、学校制度が発足したときに学区取締を仰せつかつております。この学区取締というのは、全国を八つの大学に分けて、その下に中学区を設けて、さらにその下に小学校区を置きました。中学区は、大体沼津から駿東にかけての地域を管轄します。その中学区内の、学校設置、就学、あるいは学校経営、教諭の採用の問題等々教育全般にわたる一種の行政官のようなものでして、大体一つの中学区に一〇人前後置かれました。

裾野市史編さん室からも半七郎さんの手記が刊行されておりますが、北駿から南駿を巡つて本当に熱心に学校の状況を見ており、勧業や教育の必要性、重要性を説いています。これは『資料編』に載つてございますので、お求めになられた方はご覧になつてください。

その中で、学問をしないのは犬畜生と同じことだと述べ、人間として生まれたからにはどうしても学問を身につければいけない。そして、神様を敬い、国を愛する心を養い、あるいは将来国を背負つて立つような立身出世に心がけなければいけないと述べて教育の必要性を力説していくま

す。これはそのメモに載つているのですが、恐らく湯山さん

が学区取締りとして駿東地区を回って歩き、各地で教育の必要性を説いた、その下書きと考えられます。

また、羽天冲が、「教育を盛んにするは今日の急務」ということを、明治一五年に書いております。ヨーロッパの国々は高い文明の域に達しているけれども、彼らがなぜ文明の

域に達したかといえば、知育・德育・体育の学問を盛んに行つたからである。一国にとって知育・德育・体育は欠くことのできない問題である。これを明治一五年の段階、しかも裾野の場合、山に囲まれた細長い、文化とはやや縁が遠い、一見そういう感じがするところにおりながら、ソクラテスの話、ギリシャの話、あるいはソロモンの話等々世界の文明に目を向けながら、その論を展開しております。

当時の教育はどちらかというと知識尊重、これは今でも当てはまるようなことです。知識にばかり傾いてしまつて、人間としての道徳教育がないがしろにされているのではないか。ヨーロッパの国々が今日のように発展したのは、やっぱり科学的な知識があつたればこそであつて、これは大切なことであるけれども、それだけに偏らず、道徳性の教育を重視したからであつて、知育・德育・体育、この三つをお互いに調和させながら教育を行つたとき、本当の教育が実を結ぶのだ、ということを述べて教育の必要性を説いているのです。

今はこうやつて維新政府が学校制度をつくつてくださる、これは非常にありがたいことだと湯山さんも言つておりますが、こういう時期に我々の子供が生まれたということは、幸せなことだから、喜んで子どもを学校へ進めるべきだと言つておるわけなんです。

当時の就学率は三割ぐらいという状況で、それから一〇年代になつて四割ぐらい。逆に言えば七割から六割の者は学校へ行かなかつたという状況だつたんです。こういう中で、小学校にも行かず、また行つても中退してばくちや踊りや歌舞音曲にうつつをぬかしている若者たちを何とかしようということが、指導者たちの間で重要な関心事になつていきました。

上ヶ田では、明治一四年に教育令の公布によつて学務委員が新たに置かれます。今日の教育委員みたいな方で、学区取締にかわつて、地域の教育の管理監督の任にあつたたて、人間としての道徳教育がないがしろにされているのではないか。ヨーロッパの国々が今日のように発展したのは、いる若者を何とかしようとして、自分の家へ連れてきて修身の話をする。あるいは同じく上ヶ田の勝又茂作さんは、自分の家に若者を集めて、「函右日報」という当時よく読まれた新聞で日本の動きや世界の動きを読んで聞かせた。また、深良では明治一九年、今まであつた若者組を土台にながら、農業の暇な冬の時期に夜学会をつくつて、若者た

ちに勉強を教えるということもありました。

江戸時代から、若者の間には若者組、若衆組がありました。これは皆さん方よくご存じのことだと思います。若者組は縦の関係で、年配者が若い者を管理統率しながら社会的な秩序を教えたり、農業とか、漁村に行きますと漁業だとかの知識も授けてくれました。また、弱々しい若者では困るので、肝試しをやつたり、重い物を担がせたり、あるいは縄を編む技術などを仕込んで、時には虐待と思われるくらい酷使されることを通して、若者たち自身の力で一人前の人間へと教育されました。明治初めの動乱期には、そういう年齢的な序列が解体してしまい、まさに戦後の状況と同じように、若い者は年寄りをちつとも尊敬しない、目上を立てないという状況が出てまいります。

解体してしまった秩序を回復して、若者たちに立派な社会道徳、人間としての道を教えようというのが、夜学会を開いた意図です。これは上からの命令でも何でもないんです。村の主だった人々が、見るに耐えない、もうじつといいられないという思いで、自分の家へ連れてきたり、お

堂を借りて、勉強をさせ道徳教育をしたのです。これがさらに青年団に拡大していきます。青年団になりますと、大きな村、あるいは町村を単位としながら組立てられてまいります。それがさくらに青年団に拡大していきます。青年団になりますと、大きな村、あるいは町村を単位としながら組織化されいくのです。

考へてみると、このことは地方の問題でもあると同時に、日本全体の問題でもあるわけで、明治二十〇年代ころから次第次第に、地方の主だった人々はそれを組織化して行きます。初めのうちは一つの集落、裾野市に合併する前の泉、小泉、深良、須山、富岡の集落、その下の小さな集落、地縁といいますか、朝会えは「おはよう」「こんにちは」「お元気ですか」「達者ですか」と声を掛け合うような、そういう地域の中で青年を取りまとめていきますが、やがてもう少し広がった範囲やがては旧村を単位として組織化していくということが出てくる。そこに青年会が組織化されいくのです。

本来、若者組というのは若者が主体で、そこには一切若者以外の者は立ち入らなかつた、江戸時代における若者の自主的な組織だつたんです。ところが、明治以降になつてきますと、若者たちが自分たちで自主的に取り仕切つてやつていく力をなくしてしまい、結局、行政的な立場にある村の有力者たちが、若者をまとめていかなければならぬ、若者の力を活用して国力に結びつけていかなければならぬということになつてくるのです。

本来ならば青年会の青年が自ら組織化するのが当然ですが、青年に自主的な力がなくなり、町や村の町村長が青年会の長になり、明治の中ごろには郡長さんが、その郡の青年団をまとめていく。その下部組織としては町や村ごとに町長さん、村長さんが束ねる役をやっていくということになります。

これは非常におかしな話なんです。青年会というものは大体年齢的には一五歳から二五歳ぐらい、その若者たちの集団であるわけですから、その中の者が自主的、自発的に自分たちの組織をつくつていけばいいんですけれども、そういうではなくて、郡長さんとか村長さんが若者を束ねていくという状況が出てきたわけです。

これは何を意図するか。要するに、若者が自主的にできないという、若者に対する不信感です。これは若者にとつて非常に屈辱的なことでもあるわけですが、それがある意味では容認されたところに、若者の現状というものがあつたのかもしれません。自分たちでは規制できないので、外部の地位がある人がまとめてくれなければまとまらない。本当に不甲斐ないことなんです。しかし、同時に、そういう人々が青年たちを束ねていくということは、上からの課題が非常に強まってきたということを意味するものでもあります。

先ほど来言いましたように、同年輩の人間の八割、九割を占める勤労青年たちの力をどう使っていくのか。これが日本の国を栄えさせることにも滅びさせることにもなるのです。ですから、国としては何とかして若者をがっかりと掌握していきたいという上からの要求によつて、若者たちを、国の政策に則つて国家が考える方向へどんどん引っ張つていこうとしたのです。ということは、逆に言えば国家というのは若者の力を非常に評価したことになる。これを非常にうまく使えば日本の国は変わつていくと考えたのです。

ことに明治二〇年代、日清戦争のころは日本の資本主義が漸く発達してくるようになり、町に工場もできてきます。裾野の町あたりでも、ぼつぼつ小さな竹パイプなどの町工場ができてきました。今までの自給自足の農業を中心とした生産から、ヨーロッパから入ってきた機械工業への転換が行なわれてきます。

一方、物価も上がります。農村の旧家の調査に行きますと、東にするほどの同じような文書があります。どんな文書だと思いますか。借金証文なんです。どこどこの土地を担保に一〇年間利息幾らでもつて貸してくれ、という借金証文なんです。そして、親戚の何人かの者が署名をして、万が一返せない場合には我々が保証いたしますと、証

人をちゃんとつけます。借金証文がこんなにあるんです。

こんなにあるということはどういうことか。お金を払えばその借金証文は返すわけですが、ある家にあるということは、結局借金が返せなかつた。そういう形で、貧しい人々はどんどん土地を手放さざるを得ない状況になるのです。

こういうような状況の中で、土地を手放し、生活に苦しみ、あるいは都会に憧れて、農村の若者たちは農村を捨てて都会に集中していき、彼らは農民から賃金労働者になつていくのです。このころから、明治二〇年代ごろから賃金労働者となつて都会で働く人がふえてきます。

だが、都会へ出たからといって思うように職があるわけじゃない。失業者とか、ルンペニといわれる人が都会にあれます。こういう状況をそのままにしておつたのでは、日本にとつては非常な損失ですから、何とか農村に定着させながら青年たちを育てていかなければならぬ。そこで、本当にひと握りの中学校へ行く以外の若者たちをどうするかが大きな課題となります。

二〇年代には、高等小学校ができてきます。初めは修業年限が四年、三年、二年とあり、中学校へ行かなくても、小学校を終えて高等科へ行く人が出でてきます。だんだん世の中が進んできますから、若者たちもいやでも応でももつと高い知識を得たい、勉強したいという気持ちが出てきます。

あるいは親のほうにしてみると、自分の子供にはもう少し高い教育を受けさせたい。自分の子供に学問がなくて社会の下積みの生活に置かれるということは、見るに耐えられないことであるわけですから、何とかして行かせたいとして、高等小学校へすすむものが多くなってきます。

明治の三〇年代から四〇年代ぐらいにかけて高等小学校へ行く者は、若者の四〇%ぐらいでした。ちょっと時期は遅れますけれども、明治四三年ころには高等小学校へ進んだ者が四六%、中学校へ進んだ者が六・四%，高等女学校へ進んだ者が二・六%ということです。逆にいえば、四五%は学校へ行かないということで、国としても、それだけの若者のエネルギーを無駄にするというのもつたいたいわけです。

そこで、若者たちに一人前の仕事に就くための必要な知識と技術を与えることとして、考え出されたのが実業補習学校です。四五%にものぼる学校に行かない若者たちに、一人前の仕事ができるような知識と技術を身につけさせると同時に、若者の風俗を矯正するために設けられたのが実業補習学校なんです。

これは全国に実施されたものですが、そのもとになつたのは静岡県だと言われております。これは報徳の思想が大きく影響していることもあります。静岡県の庵原郡、今の

清水ですが、ここに杉山村という村がありました。この杉

山村に片平という代々名主をやつておった家がありました。

江戸幕府のころ武士だった人たちが、維新後駿河へ移封され、静岡の各地に住みました。杉山村にも武士がきて、近くのお寺に寝泊まりしながら生活をしていました。ところ

が、何もすることがない。百姓をやらせたってできやしない。毎日三味線とか、音曲とかやって、あとは酒を飲んで遊んでいました。

そういう状況をみて、村の若者に悪影響を与えることを片平信明は憂えて、明治二年に自分の家に若者を呼び集め、読み書きを教えました。例えば、この種は何という野菜の種か、来年になつたら忘れるということがないように、袋に野菜の名前を書いておくように文字を教える。そこからだんだん農業に興味を持ち、やがて農業を覚えていく。

それからお茶の栽培を勧めます。一時期貿易ですごくお茶の景気がよかつたんですが、いつの時代にも悪い人間がいまして、高く売るうというわけでお茶の中に石などを混ぜて、目方をふやして売るということがあつたんです。それで日本のお茶は信用をなくしてしまつて、お茶の貿易は低落し、お茶が産地だった杉山村は駄目。しかたがないからミカンを紀州から持ってきて植え、またエマ油の栽培を勧めるなどして、信明は村の若者たちを教育して、村の風

紀の改善や生産の向上を図りました。

杉山村の近くに蒲原という非常に景色のいい気候温暖なところがあります。そこへ別荘をつくる政府の高官もありました。かの西園寺公望も座漁荘という別荘をつくりました。

井上毅もその一人でした。彼が朝の散歩をして杉山へ来ると、村がきれいで整つてることに気付き、お付きの者に調べさせました。その結果、信明たちが中心となつて若者たちに夜学を開いて教育をし、村が栄えてきたということを話しました。昼間は農業に従事し、夜勉強をして学習意欲を高めさせるという杉山村の実践に井上は感心しました。

また、田中義一、彼は後に青年団教育に非常に大きな力を發揮した人ですが、ドイツを視察した際、ドイツでも勤労青年をいかに教育するかということが大きな課題で、勤労青年の補習教育を徹底的に行つて、成果を上げていることを見聞きし、勤労青年の教育の重要性を認識しました。このようなことがあつたんです。勤労青年を定期制できちんと勉強させたらどうかと構想して明治二六年にできたのが実業補習学校です。

この補習という意味は、彼らは小学校で教育を受けました。十分身についてはいない。日本の勉強というのは、今

でも我々考えなければならぬ問題ですが、タイルみたいに張りつけた勉強なんです。本当に自分の身についた、自分で学んだものを土台にしながら、創意工夫をして新しいものを創造していくというものではないんです。簡単に言つてしまつならば、試験のとき答案用紙にいい答えを書いて丸をもらえればいいわけです。それが勉強なんです。八〇点取つた、一〇〇点取つた。それを持って帰つてくれれば親が喜んでくれる。しかし、なぜそうなるか、どうしてそういうなるかというのは考へない。問と答へが合へばいいです。これが日本の勉強なんです。

試験のときに一夜漬けでやつて、忘れないうちに答えを書いて点数を取れば、いい成績になるんです。入学試験だつてそうです。そうした子供たちがいい成績取つて、いい学校へ入つていく。しかし、本当に物がわから、理屈がわかつて良い点数をとつてゐるわけではないのです。しばらくするとすぐ剥げ落ちちゃう。本当に身についた勉強ではない。これは今も我々が十分に考へなければならぬことだと思います。

要するに知識本位の勉強ではなくて、身についた教育をすることが必要です。実業補習学校では、彼らの生活に役立つような事を教える。同時に、学校へ囲い込んでおいて悪いことをさせないようにする。学校というのはどうもそ

ういうところがあるんです。

イギリスの産業革命の時期、犯罪が非常に多かつたですね。この時期には従来と違つて、生産の全工程を一人でするのではなく、仕事は単純化され、細分化されますから、女人の人でも単純作業ができるわけで、男も女もみんな労働に駆り出されるので、あとに残るのは子供です。両親といふ監督者がいないので、子どもはかつぱらいなど悪いことをして遊んでいる。このため、日曜学校とかいろいろな学校をつくつてそこへ閉じ込めておく。いわば学校は監獄みたいなところがあるんです。

そういうわけで補習学校も若い者を囲み込んで、悪いことを覚えないようにしていう面もあつたわけです。そういう面と知識を身につけさせるという二つの目的から補習学校はつくられました。

しかし、初め井上毅が考へた補習学校の構想は、日本の近代的な工業発展のための都市の労働者、いわゆる職工教育、職工のための補習学校の設立でしたが、商業や農業の補習学校の設置が要望されるようになりました。しかし、先ほど言いましたように、その当時日本の人口の八割は農民なんです。そうなつてきますと、農業補習学校はぐんぐん伸びて、明治の末ごろには、補習学校の八割ぐらいは農業補習学校となりました。こうして農村の若者たちは、農

業補習学校の中に組み込まれて、日本の産業の底辺を支えることになります。

このように補習学校がつくられるが、同時に、補習学校へ行く生徒と、青年会に入っている若者というのは、同じ人間なんです。ですから、青年会と補習学校というのは、一つの物の別の面をあらわしてきたということになるわけです。上のほうから青年会を指導し若者を統括するとき、青年会としての活動も視野に入れるわけです。

若者は、一つは夜間の補習学校という学校で縛られる。もう一つは社会へ出て青年会という活動で縛られる。こういう形で若者たちはがんじがらめに国の政策の中に巻き込まれていくことになるわけです。しかも、その青年会は、先ほど言いましたように、村のお歴々、軍のお歴々、行政、さらに郡の青年会から県の青年会に、そのころは青年団と名称を変え、青年団に組織化されていきます。その頂点は県知事さんです。若者の組織が、若者自身でない行政の主だった人々によって管理される。こういうような状況が続いてまいります。

こうして夜学から、青年会・青年団に引き継がれていくのですが、この近辺では明治三六年に長泉村に青年一致会が、一番早く組織化され、その後玉穂とか高根でつくられ、大正二年にはこの駿東郡全部の町村の中に青年会が設置さ

れることになります。

『駿東郡誌』という大正五年に出された厚い本があります。これは皆さんご覧になっていると思いますが、その中に、大正三年六月現在の青年会の設置状況が出ていますが、それを見ますと、小泉村には六つの支部で会員が一二〇人、泉村には五つの支部ができます。支部というのは先ほど申しましたように、一番基礎的なお互いに声を交わせるような狭い地域でできた青年会です。泉村では五つの支部で一〇〇人、深良村では九つの支部があつて一〇七人、富岡村には七つの支部で二〇〇人、須山は支部が二つで七五人、場所が狭いから人口も少ないです。この青年会が、お互いに競い合っていろいろな事業を進めていきます。青年会ができる、しかも上で束ねられていますから、お互いに、自分たちの組織がいいものという評価をされるのは大変に喜ばしいことです。そのために何をするか青年会の事業を考えます。

大正二年度の青年会の事業をみると、小泉村では講話会、偉い人を連れてきてお話を聞く。偉い人というのは何かというと、郡のお役人さんであるとか、軍人さんですね。それから遠足をやる、図書館をつくる、あるいは道路標識を立てる。こんなことを小泉では行っています。

泉村では、農業に従事する若者たちは、ある一定の土地

を持つてそこで栽培をする。実験的にどうしたらいいものができるのかという工夫です。あるいは補習学校をつくる、談話会をする、巡回文庫を行っています。

深良では掲示板や道路標識をつくり、あるいは道路を修繕しております。

富岡でも講話会と巡回文庫を行っています。

須山では桑の畠をつくって、それをみんなで管理する、道路の修繕をしたり、道路標識をつくる。あるいは大正貯金といつて、自分たちの共同の農地に、朝四時に起きてきて、二時間交代で畠の面倒を見る。そこでできたものを売り、売ったお金を青年団の資金として蓄えたり、あるいは貯金をしたりする。

このように、立派な事業をお互いに青年会同士で競い合ひながら行い、悪い道に陥らないよう効果を上げていくのです。

駿東郡の各地に青年会ができてきました明治四五年、駿東郡青年義会がつくられます。これは駿東郡の青年会全体を束ねたもので、一番の長はご他聞に漏れず郡長さん、副会長には郡の視学、教育畠にいらした方はご存じだと思いますが、昔は視学ということになりますと、悪いことはちゃんとチェックされる一番恐いお目付役的存在だったんですね。

その駿東郡の視学の清水義彦という方と、もう一人御殿場

実業学校の小出半次郎という校長先生が副会長。青年じゃない。行政なりしかるべき社会的地位にある人が駿東郡の青年義会の東ね役をしているのです。

そこで、優秀な青年団を表彰するなど、お互いの切磋琢磨をして青年団活動の向上を図り、大正二年には沼津の測候所やパイプ工場を見学し、あるいは、法学士を呼んで講演を聞く。大正五年の総会で、須走、清水、大岡村の青年会が表彰され、このときには新渡戸稻造さんを呼んで講演を聞いています。この総会の時、若者たちは病人以外は襟巻や手袋をしないこと、町村の中のお年寄りに対しては尊敬の念を抱くようにしようなどの実行項目を決めております。

さらに大正五年九月の同会の評議会で、今まで青年会の活動は、例えば道路標識を立てるとか、巡回文庫とか、事業をすることに青年会は偏り過ぎていた。もつと精神的なものに方向転換しようではないか、そのため忠君愛国の精神を養うこと、さらに自分たちの青年会や自分自身を高めていく向上心を養うこと、さらに健全な娯楽、体育、スポーツ、運動会などを盛んに行うなどの意見が出され、いわゆる精神主義的な、あるいは軍国主義的な色彩がだんだん強くなつてしまります。

明治の後半の、単に若者の風俗矯正という消極的な問題

から、積極的に忠君愛國とか、軍國主義とか、國の方針に青年をマッチさせていく方向へと動いていきます。こういう中で、各青年会がさらに一層切磋琢磨しながらその活動を行っていくわけです。

さきの大正五年九月の駿東青年義会評議員会では一定の手帳をつくって、常にポケットに入れておき、自分の行動はその手帳の内容に悖っていないか、手帳の精神に即しているかどうか、常に自己反省をしようという提案が出されました。そしてすぐその場で可決されました。では手帳の中身は何か。大体これはわかっているんです。戊申詔書、教育勅語とかでしようね。私は見ていないからわかりませんが。お国のために、天皇のために、自分が一生懸命やっているかどうか、常に反省するような教育を若者に求めているわけなんです。

時間が過ぎてしましました。あとの締めくくりを簡単に申し上げます。

青年義会などの総会には、毎回のように静岡の連隊から司令官を呼んで講演をしてもらう。あるいは大正九年でしたか、富士の大野原で青年義会が行われます。なぜ富士の大野原か。そこで一種の軍事教練を行っていくんです。第一次世界大戦が終わりますと、世界的に軍縮ということが問題になり、世界平和をつくろうということで国際連盟が

できます。あの国際連盟の一番大きな狙いというのは、軍縮を話し合おうということです。その結果としてワシントン条約が結ばれます。これは主力艦隊の戦艦の保有量を、イギリス、アメリカ、日本が五・五・三の比率にすることでした。

海軍が先行しますが、陸軍のほうも軍縮しなければならない。大正時代になりますと、いわゆる大正デモクラシーといわれる個人主義的自由主義的思想が普及してまいりました。我々の税金を何に使うんだ。軍備にばかり使っちゃいかんじゃないか、余りにも莫大なお金が軍事費に使われている。もっと節減しろという要求が出てきました。これは世界的な動向であると同時に、日本国内においても強く軍縮が求められてました。今まであった軍隊を四個師団減らし、兵隊を九万人削減する、馬も一万九〇〇〇頭は軍隊から出す。いろいろな形で軍事力を削減しようとする。こうして、目に見える兵力は削られたんですけども、そのお金が浮いたのか、それを国民の生活に回ったかというと、そうではない。ほとんど回っていないんです。なぜか。そのころ飛行機とか、戦車とか、機関銃とか、新しい近代的兵器ができるてくる。日本の軍備というのは非常に貧弱であつたからそっちに回してしまったんです。こうして数の上では四個師団削られ、九万人兵隊が減らされましたが、

国民の経済的負担は変わりません。

しかし、軍備を削減したらいざ戦争のとき困るじやないかということなんです。陸軍にいたしましても、自分たちが今まで持つておった勢力が削減されて、黙つて、はいそ

うですかと言つていられない。どうしたらしいか。そこで目をつけたのが勤労青年なんです。軍隊の勢力を削減するかわりに、いつでも使えるような、あるいは軍隊で少し訓練すればすぐに使えるような仕組みを考え出しました。大正一四年には、四個師団の削減によつて現役将校が失業してしまふんです。失業させるわけにいきませんから、これを全国の中学校に配属するんです。そして中学校で軍事教練をさせる。要するに配属将校です。これは皆さん方ご存じの方もあると思いますが、軍服を着た兵隊さんが学校の中にちやんといたんです。そうやつて学生に軍事教練の初步を学ばせました。

それは確かに一つの方法ですが、兵士に駆り出される大半は勤労青年です。この人々がいざ戦争のときには真っ先に軍隊の主力勢力となるわけです。この人々の強弱が大きな要です。だとするならば、実業補習学校できちつと産業に対する知識認識と風俗矯正だけでなく、軍事教練を仕込んでおこうということです。そこで、補習学校と別に青年訓練所というのをつくつたんです。青年訓練所では、四年訓練所といふのをつくつたんです。青年訓練所では、四

年間で四〇〇時間の授業を受けなければいけない。四〇〇時間の中で、普通科目的国語・算術・修身・道徳教育ですね、それと職業に関する知識、これともう一つ教練を教えることとしました。

ではその比率はどうかといふと、修身と普通科目と職業、その三つの分野が四〇〇時間のうち二〇〇時間、あとの一〇〇時間は教練です。青年訓練所というのはまさに、日本が軍縮をして弱まつた兵力を弱体化させないための方便として若者たちに教練を行わせ、いざという場合には、少し仕込めばすぐ戦争に使えるための装置です。軍縮は行つても実質的に我が国の陸軍に大きな影響を与えないということがになるわけです。大多数の青年大衆の補習学校、さらに青年訓練所を別につくつて、教練の充実を図りました。

青年会と補習学校はダブつっていました。今度は青年補習学校と青年訓練所がダブり合いながら、同じ若者が教育を受けるということになるわけです。しかも、補習学校の中に青年訓練所を併置してもよろしいということです。このようにして軍縮の肩がわりとして、勤労青年大衆に教練を課して、戦争への準備を図つたのです。

満州事変から日華事変へと戦争が拡大していく頃、一人の若者が補習学校と青年訓練所と二つの学校へ席を置くこととなり、しかも、大体同じ先生が両方を掛け持ちました。

だから名前は違つても中身は同じようなもの。ただ青年訓練所は教練が非常に多いということなんです。だつたら同じようなものを二つ置いておくのはおかしいから一つにして青年学校にしろということで、青年学校ができます。青年学校もやはり教練を重視いたしました。

こう考えてみますと、一番根底にあって日本の国を支えていた大多数の勤労青年とは、まさに初めのころは、風俗矯正で取り締まられる、戦争が厳しくなつて日本が軍国主義化していくと、まさに最も格好な戦時予備兵として教育を受けていくことになるわけです。徴兵検査で甲種合格になる者は、農村と都会と比べると、はるかに農村のほうが多いわけです。軍隊にしてみますと農村の若者というのには格好な軍隊の予備兵なんです。この若者に徹底的に軍事教育を行う。都会の若者は柔弱ですから、本当に使えるのは農村の若者です。ですから、農村の若者はまさに軍隊の標的とされて徹底した軍事教育が行われ、軍隊の予備勢力として形成されていくことになるわけです。

農村の青年たちは、地道な形で下積みの苦しみに耐えている。一方、國の方針に最も従順な国民として、國の方針の中に真っ先に巻き込まれていく。

青年の訓練所は、一六歳から二〇歳ぐらいまでが在学期間です。二〇歳というのは徴兵検査の年齢です。要するに、

徴兵検査が終わつたというのは、もう一人前で、タバコも酒も飲んでいいわけです。ところが、それ以前の者は、田中義一は純白公正であると言いましたが、本当に混じり気のない純粹で公正な立場にある。だから二〇歳まで学校で徹底的に教え込む。要するに、真っ白い純白な者へ軍国主義の思想を徹底的に色づけていく。こういうことなんです。

ついで

教育のあり方、國のあり方についても、こういう若者が国家体制の中に強引に引きずり込まれたということは悲しまべきことです。ほかの面に若者のエネルギーを活用したら、別な形で日本の国は栄えておつたのかもしれないと思わざるを得ないわけです。

しかし、昭和一〇年につくられた青年学校は、男子は義務制になります。全員義務制になる。女子は義務制ではありません。

このことは、女子がそこから外されたということに問題がありますけれども、今まで勤労青年は、高等小学校が終われば就学の道がありません。教育から野放しにされた状況。ところが、青年学校が義務制となつて、軍国主義的な

教育ではあつたかもしないけれども、公民教育とか普通教育という教育を受ける機会が与えられた。我が国の義務教育が実質的に拡大されることとなつた。勤労青年にまで小学校以上の高いレベルの教育が与えられるようになつたということ、これは我が国の教育の歴史の上でも評価していい事柄であろうかと思います。

戦後六・三・三・四制ができて、小学校六年の上に中学三年が義務制となり、九年間の義務制ができたというのも、女子はそこから外れてはおりましたけれども、青年学校における義務制が進められたことによつて、義務教育九年制の土台がその時期に培われていたということ、これは教育の制度の民主化、普及の面として評価してよいと思います。後半は端折つてしまつて申しわけございませんでした。

純白で純粹な若者たちが、常に國の方針のために引きずられておつたということ、青年たちがもつと自由に伸び伸びと彼らのエネルギーを、良識というものを發揮しながら活動させていったならば、日本の国はもつと変わつておつただろう。そのことを考へるにつけても、若者たちをどう育てていくかということ、青年層をどうしていくかということは、我々年配者が今後真剣に考へていかなければならぬ問題であろうと考へます。

考へるということとは、拘束し、取り締まることではなく

て、もつと自由に伸び伸びとすることは、我々が見て非常に不安に思うところもあります。「今の若者は」と、これはピラミッドの中にも書いてあるそうですから、口癖のように大昔から言われておりますが、ただ単に「今のが若者は」ということではなくて、若者たちの持つている良識とか、エネルギーとか、たくましさとか、あるいは素直さというものをどう育てていくか、勤労青年の教育を考えるについても、我々は真剣に考えざるを得ない問題だなと思ひます。

前半が間延びをしてしまい、後半は端折つてしまい、まことに申し訳ございませんでしたが、これをもつて終わらせて戴きます。ありがとうございます。

(よも かずみ・國士館大学教授)

# 近世初期の年貢収取

関根省治

## はじめに

天正十八年（一五九〇）、徳川家康は関東へ転封となり、駿河へは豊臣子飼の武将中村一氏が一四万五〇〇〇石で入封した。一般に当地域における近世の始点は、この時期に求められている。中村氏は入部直後の天正十八年と慶長四年（一五九九）に総検地を実施し、石高制への転換を図りつつ近世的内地支配の整備を進めた。

その後、慶長五年の関ヶ原の戦いを機に中村氏が伯耆国米子へ転封されると、駿河は再度徳川氏の領有するところとなり、いわゆる幕藩制的内地支配が展開することになるのである。

ところで、ひとくちに近世的内地支配といつても、豊臣期のものと幕藩制下のそれとは当然相違点もあり、より具体的に検証する必要がある。周知のように、幕藩制下においては年貢村請制が基本であり、年貢・諸役は村を単位に課せられ

ることを原則とした。しかしながら村方へ納所すべき年貢量を通達する年貢割付状についても、それがいつ成立したのか、豊臣期には存在したのか否かといった基本的問題さえ解明されていないのが現状である。

こうした視点に立って、小論では一六世紀末から一七世紀における年貢収取の実態を市域を中心考察してみたい。その際小田原藩の領分については割愛し、幕領のみの考察とさせていただくことを予めお断わりしておく。

## 一 中村氏の年貢収取

### 1 天正・文禄期の年貢収取

前述したように、中村氏は駿河入封直後の天正十八年と慶長四年に総検地を行い、とくに後者ののち発給されたい

わゆる「横田村詮法度」に中村氏の近世的性格が如実に現われているといわれる。そこでこの法度以前の年貢関係史料をまず検討し、ついで「横田村詮法度」について検討を加えてみたい。

天正十八年検地の評価については定説をみないが<sup>(1)</sup>、この検地によって駿河においても石高制が全面的に採用されることとなつた。検地直後の年貢收取を示す史料としてはつぎのものがあげられる。

〔史料一〕天正十八年、安倍郡水見色村年貢割付状<sup>(2)</sup>

水見色村惣高

合廿五石四斗五升八合戸勺七才

此内拾四石七斗六升七合戸勺七才荒

残九石六斗九升壹合有米、此内三ツ七分ニ引之、残所有算

用急度御歳へ可有納所者也、仍如件

河毛宗左衛尉（内見方）

□（花押）

天正拾八年

寅十月廿九日

善れう

ここでは、検地によって確定された水見色村（静岡市）

の惣高二五石余のうち一四石余が荒地として引かれ、残高九石六斗九升一合に対し「三ツ七分」＝三七%控除されたも

のが年貢となつてゐる。換言すれば、残高に対し六三%の課税（六石一斗五合余）となつてゐるのである。この徵租法は厘取法であり、石高制に対応した収奪方法である。

また差出人の河毛宗左衛門尉とは興国寺城主となる河毛重次のことであるが、この場合水見色村が重次の知行地であつたと考えるよりは、重次がこの検地に関わつたため発給したと考えた方がよさそうである。後に四年後の割付状では別の人物が発給者となつてゐる<sup>(3)</sup>。

このように中村氏の場合は入封直後の天正十八年検地で確定された村高に厘取法で課税していたことが理解できるのであるが、毎年検見を行い、その結果に基づいて年貢率を決定するというシステムはとられていかなかつたようである。これはつぎの史料から理解できる。

〔史料二〕文禄三年、水見色村年貢定書

水見色午年之田成之定之事

右去年已ノ年之年貢米之ことく、八石ニテ可納所也、但口米ハ有様たるべき事、自然於無沙汰者可為曲事者也、仍而狀如件

文禄三年（甲午）きのへむまノ

二月晦日

水見色ノ

善了

任世（花押）

ここでは、文禄三年（一五九四）の年貢を前年と同様八年としているが、これが決定されているのが二月であり、作付後になされたものでないことは明白である。しかも前年と同量であることは、荒地の再開発など耕地構成に変化のない限りは定量で年貢を収奪していたものと考えられる。また、慶長二年七月一日には駿東郡湯船村（小山町）に免相定書が下付されているが、ここには違作による年貢減免の要求に対し地方役人が検見を行い、それに基づき新たに確定された年貢量が記載されている。同村の場合も違作でなければ検見を受けず定量で納入したのである。豊臣政権下における「検見」文言の法令上の初見は、文禄四年八月三日の「御捕追加」第三条にみられるが、中村氏の場合は農民からの要求がない限りは検見を実施しなかつたようである。

のうち本多氏の成果によれば、この法度は現在四点確認されており<sup>(5)</sup>、年貢・夫役の規定を始め流通経済・商品作物に関する規定、紛争に際する中世的な私的制裁・自力救済原理の否定規定など近世的法度の性格を明瞭に示しているとされる。『裾野市史』第三巻資料編近世にも公文名村と上田村のものを収載したが、ここでは引用を避け、また逐条的解釈も通史編でなされるであろうから割愛し、年貢関係を中心につとめに若干私見を述べておきたい。

年貢関係の規定としてはまず第一条が注目される。ここでは検地帳に基づいて「毛付」＝作毛の七〇%から五五%（在所の等級に対応して四ランクに細分されている）が年貢と定められ、大日損や大風雨の場合には検見を受け年貢を二公一民とすることとしている。この項目についてはとくに二公一民規定に注目が集まり、これが豊臣政権下における年貢収奪の基準なのか、あるいは年貢損免出入に対する紛争処理規定なのか論争が行われているが、ここでは通常の年貢率と凶作時の年貢率について考えてみたい。すなわち通常では上の在所が毛付に七〇%、中が六五%、下が六〇%、下々が五五%を原則としているが、凶作時が二公一民だとすると約六七%の年貢率となり、上の在所を除けば凶作時の年貢率の方が通常より高率になってしまうのである。凶作ゆえに検見を申請し、その結果通常より年貢率が上昇し

## 2 「横田村詮法度」の再検討

慶長四年の六月から九月にかけ、検地が終了した郷村に對し五カ条からなる法度が下付された。いわゆる「横田村詮法度」である。中村氏の近世的所在地支配を明示しているこの法度については、すでに多くの自治体史で言及されている外、川崎文昭<sup>(6)</sup>・本多隆成<sup>(7)</sup>・池亨<sup>(8)</sup>各氏の専論がある。こ

てしまふのであれば、検見を受ける村などありえない。とすれば、ここでは毛付高の意味が再検討されなければならぬ。

私見ではこの毛付高とは検地帳に記載された永荒・不作地、寺社領などを除いた年貢賦課対象高であり、必ずしも生産高を反映したものではないと考える。筆者は別稿において近世初期の石高には年貢高と考えられるものが存在することを述べたが、中村氏の検地高も生産高の反映とみるよりは年貢として収奪可能な極限高と考えた方がよいのではないか。凶作時に検見を受け掌握されるのは生産高であろうから、こうした数値上の逆転現象がでても問題なかつたのではなかろうか。もとより私見は推測の域を出ないが、従来看過されてきた点であり、さらに検討されることが望まれよう。

また、従来十分に検討されなかつたものに奥書の有無がある。すなわち、駿東郡下のもののいくつかには「此所府中衆知行所ニ成候者、年貢米沼津までハ可相届候也」といった奥書があるものと、ないものが存在するのである。市域でも公文名村ではなく、上田村にはみられる。この奥書をもつた郷村は当時は「府中衆」の知行所ではなく、逆にない郷村は一氏の蔵入地かその給人知行地であつた可能性が高いのである。この奥書については池氏がすでに指摘さ

れているが、駿東郡下においても有無がみられることについては言及されていない。氏が主張された給人知行地の分布を考察する上で重要な課題であると考える。

いずれにしても、中村氏の年貢収取においては、石高制に基づく厘取がなされたものの、毎年検見を行い年貢割付状を発給するシステムはとられていなかつたといえよう。

## 二 一七世紀の年貢割付状

つぎに、近世前期の年貢割付状について、主として徵租法の面からその変遷を辿つてみよう。

近世初期の徵租法に関する研究の蓄積も多いが、近隣の例ではまず川鍋定男氏の業績が挙げられる。<sup>12)</sup> 氏は南関東（相模・武藏）を対象に、一六世紀末から一七世紀の割付状を検討され、徵租法に関しては永高制に対応する永高法と石高制に対応する厘取法・反取法がみられること、そして厘取法と反取法に関しては一六三〇年代から六・七〇年代にかけて前者から後者への転換がみられることを明らかにされた。ついで筆者も伊豆の幕領について検討を加え、伊豆の場合も厘取法から反取法への転換が寛永三年（一六二六）から同十年代にかけて行われたこと、農民の夫役負担に対する軽減措置として行われていた夫免引が寛永二

年以降消滅する方向に向かっていったことなどを明らかにした。<sup>13)</sup>

このように南関東においては厘取法から反取法への転換が一般的であったが、これに対し本多隆成氏は遠江の場合は反取法から厘取法への転換がみられる<sup>14)</sup>とされ、佐藤孝之氏も同様の見解を示されている。従つて、駿河の場合についても早急に事例研究をする必要があるのである。

こうした研究情況をふまえ、ここでは富沢村を対象に検討を加えてみたい（以下注記のない限り同村の史料は裾野市富沢、渡辺武彦家文書による）。

富沢村は市域南部 黄瀬川の西岸に位置し、元和七年（一六二一）の石高は一三八石五斗九升五合で、元禄郷帳（元禄十五年・一七〇二作成）では一八一石二斗三升一合、天保郷帳（天保五年・一八三四作成）では一八二石二斗九升九合となっている。深良用水の恩恵を受け、石高の伸長はみられるものの、江戸時代を通じて小村であつた。

さて、富沢村に現存する最古の年貢割付状がつぎの史料である。

〔史料三〕 元和七年、富沢村年貢割付状<sup>15)</sup>

富沢村西御年貢可納割付之事

田畠屋敷共

永荒ニ毎年引候

高百三拾八石五斗九升五合

駿河は寛永元年（一六二四）以降徳川忠長領となるが、この時期の割付状は富沢村には現存しない。しかし寛永八年の須山村の割付状では年貢賦課の対象となる「有高」に取米高が併記されており、厘付はなされていないものの厘取法であつたものと推定される。

残百八石  
此わけ

七拾六石九升九合 田石

五ツ分取

此取三拾九石五斗七升八合

三拾壱石九斗壱合 畑やしき共ニ

四ツ三分取

右分米十五日以前ニ急度可有皆済者也、仍如件

酉十月十九日

安弥兵印

右庄屋

百姓中

差出人の「安弥兵」とは安藤弥兵衛次吉のこと、幕府代官である。そして、この割付状は田高と畠屋敷高に分けて課税されているが、いずれも厘取法となつていて、駿河における近世初期の割付状は、慶長期以降連年発給のものが確認されているが、いずれも厘取法となつており、富沢村も同様だつたことが理解できる。

駿河は寛永元年（一六二四）以降徳川忠長領となるが、

この時期の割付状は富沢村には現存しない。しかし寛永八年の須山村の割付状では年貢賦課の対象となる「有高」に取米高が併記されており、厘付はなされていないものの厘取法であつたものと推定される。

寛永九年、忠長の改易により駿河の大半は幕領となり、翌十年より本格的な代官支配が展開した。市域の幕領は沼津代官の支配するところとなり、富沢村も延宝八年（一六八〇）から天和二年（一六八二）にかけ一時的に小田原藩領となつた時期を除き、元禄五年（一六九二）までは同代官支配に属した。

さて、寛永十年に長谷川長重が富沢村に宛てた割付状をみると、田方・畑方・屋敷と三分類されているものの厘取法であることに変化はみられない。そしてこの徵租法は、代官が野村為重に代わる寛永十九年以降もしばらく継続されたのである。

ところが正保四年（一六四七）、突如反取法が採用される。代官は為重のままであるから、突如と表現してよい変化である。つぎにその史料を示そう。

〔史料四〕 正保四年、富沢村年貢割付状

富沢村亥之御年貢可納割付之事  
一田方百四石武斗五升壱合  
一畠方三拾四石三斗四升四合

高合百三拾八石五斗九升五合

此わけ

上田五町五反八畝廿壱歩

内 壱町七反拾八步 永荒  
式反八セ拾武歩 亥日損

残 三町五反九畝廿壱歩

此取式拾三石三斗八升壱合 但六斗五升

中田壱町八反式畝七歩 内四反七畝八步 亥日損

残 壱町三反四畝廿九歩

此取八石九升八合

（中 略）

上烟壱町九反七畝廿四歩

此取五石三斗式升壱合

（中 略）

取合四拾五石三斗五升四合

一下田壱反拾七歩

此取壱斗五升九合

一下烟九反八歩

此取四斗六升三合

取合六斗式升式合

一米式斗

山手役

但五升

但壱斗五升

右大小之百姓立合、無高下致内割、来ル極月廿日以前ニ  
可有皆済、若其過於無沙汰者以譴責急度可申付者也

正保四年

亥十一月

野村彦大夫（印）

右之村

庄屋

百姓中

これによれば、冒頭に村高は記されているものの、年貢賦課基準は石高ではなく反別によっており、たとえば上田の場合一反当り六斗五升で二三石余の取米となつてゐるのである。すなわち、この段階で反取法が導入されたことになる。

一般に西国では厘取法が多く、関東・東国では反取法が多いといわれるが、野村為重は上総国山辺郡に采地を持ち武藏・相模の代官も兼るいわゆる関東代官であり、関東に一般的な反取法の導入を図つたものと考えられる。隣国伊豆では寛永三年（一六二六）から反取法が採用されており、駿東郡下においてもとくに問題なかつたのである。

しかし、沼津代官領の場合、このまま反取法が定着したわけではなかつた。すなわち、天和二年（一六八二）、世襲代官野村氏は代官を罷免され、国領半兵衛重次が沼津代官となつたのであるが、この段階で再度厘取法が採用されたのである。天和三年の割付状を例にとると、本高一七二石九升一合から溝代・付荒が控除された「毛付」高に対して三割四分九厘九毛の厘取がなされ、新田畠八石七斗四升に対しては二割四分八厘四毛の厘取がなされている。（史料三）では田と畠屋敷を区別して厘取がなされており、本高と新田高に区別されているこの割付状と若干の相違点はあるも

のの、厘取法という点では一致している。国領は世襲代官の家柄ではなく、御蔵奉行から代官に転じており、天和二年に創置された勘定吟味役も兼務した在地性の希薄な吏僚代官である。天和期は五代將軍綱吉の幕領支配強化策がとられた時期であり、長期にわたる野村の支配にピリオドを打ち、国領を代官に任命することにより年貢収奪の強化を図つたものと考えられる。現に富沢村の場合、野村段階よりかなり年貢収奪が強化されているのである。<sup>[18]</sup>

このように、たとえば伊豆の場合寛永期に厘取法から反取法に転換し、再度厘取法に戻ることはなかつたが、沼津代官領の場合はこれと異なつてゐる点が特徴的である。反取法においても反別斗代を上げることによつて年貢増徴は可能であり、何故再度厘取法に戻つたのか不明である。そして以後元禄十年（一六九七）までの幕領期の割付状は厘取法が継承されるのである。

ところが、元禄十一年、いわゆる「地方直し」によつて旗本秋山氏の知行地となると、再度反取法が採用された。このように富沢村の場合、厘取法→反取法→厘取法→反取法とめまぐるしく変化したのである。しかし、このような変化にもかかわらず、徵租法の変更を求めた史料は確認できない。農民にとつては、ともに合理的な徵租法とみなされてゐたのである。從来、両者については対照的に検討

され、対立点のみ強調される傾向があつたが、農民の視点に立てば、さほど問題にはならなかつたのである。

以上、富沢村を対象に検討を加えたが、かかる事例が駿河全体に敷衍できるかについてはさらに事例研究が必要である。ただ、伊豆や南関東の場合とは異なつて、注目されよう。今後、他郡下の検証が急務である。

ところで、前述したように、本多隆成氏や佐藤孝之氏によれば、遠江（ここでは慶長九年總檢地が石高制檢地だった南遠地域に限定）の場合には反取法から厘取法に変化するとされている。これは、南関東・伊豆のみならず今回検証した駿東郡とも異なる変化である。そこで市史研究のテーマからは外れるが、行論上避けて通れない問題であるので、若干検討を加えてみることにしたい。

遠江における現存最古の年貢割付状は、慶長九年（一六〇四）の総檢地後伊奈忠次によつて一斉に発給されたもので、現在五点が確認されている。一例をつぎに示そう。

〔史料五〕慶長九年、鶴代村年貢割付状<sup>(19)</sup>

（端裏書略）

辰年浜名之内鶴代村御年貢可納割付之事

上田六町壹反弐畝七歩

此取四拾弐石八斗五升六合

七ツ取

中田六町九反六畝廿四歩

六ツ取

此取四拾壱石八斗八合

（中 略）

屋敷七反六畝拾四歩

此取五石三斗五升三合

七ツ取

取石合百三拾四石四斗六升四合

可納

右來霜月廿日以前ニ可致皆済、若於無沙汰者譴責可被仰付  
也、但寺社領者此外也、仍如件

辰

八月廿日

鶴代村

惣百姓中

伊奈備前（花押）<sup>(20)</sup>

一瞥して明らかかなように、この割付状は反取法となつてゐる。この点にいち早く注目された本多隆成氏は、寛永七年（一六三〇）の山名郡北原川村の割付状や天和元年（一六八一）の周智郡馬ヶ谷村免相定書を引用されつつ、両史料とも厘取法となつていてことから、南遠においてはかなり早い段階から反取法から厘取法へ転換すると述べられた。そして、その理由については「立ち入つた検討を必要とする」という条件をつけられながらも、厘取法から反取法へと変化する関東と逆の変化がおこつた可能性として「畑作中心の関東農村と、田地中心の南遠地方との、究極的には生産状況の差異に根差すものであろう」と推測された。<sup>(21)</sup>

また、佐藤孝之氏も本多氏の見解を支持され、慶長十五年（一六一〇）の山名郡福田村割付状を引用されつつ、これが厘取法になつてゐることから、転換の時期をさらに限定されて「検地後比較的早期に厘取法への転換がなされたものと思われる」とされた。そして本多氏と同様かかる変化が「関東地方が厘取法から反取法へ変わると対照的である」とされている。<sup>(2)</sup> ただ、佐藤氏の場合はその理由を説明されていない点が本多氏とは異なつてゐる。

このように両氏とも徵租法の変化という点においては同様の見解を示してゐるのであるが、はたしてかかる変化が関東の事例と対比しうるものであろうか。すなわち、川鍋氏が検証された南関東の事例、筆者が検証した伊豆の事例は、転換する時期に差こそあるものの十年以上の期間にわたり厘取法の割付状が発給され、その後反取法に転換しているのである。換言すれば、厘取法がある程度の定着をみた後の転換である。しかし、佐藤氏の見解によれば、慶長九年の反取法割付状から遅くとも六年後には厘取法に転換していることになるから、反取法はほとんど定着することなく転換されたことになる。また、浜松藩領のため幕領と等置することはできないが、豊田郡壹貫地村（磐田郡豊岡村）の慶長十年年貢割付状は厘取法になつており、同村においては幕初より厘取法だつた可能性が高い。<sup>(2)</sup> かかる視

点に立てば、あらためてその転換の意味が問われなければならぬだろう。

私見では、南遠の変化と関東のそれは対比できる性格のものではないと考える。これは両氏とも慶長九年割付状の性格を十分検討されなかつたためである。結論からいえば、同史料は単なる割付状ではないのである。

『伊奈忠次文書集成』によれば、忠次発給の反取法の年貢割付状の初見は同者が発給した永高法・厘取法のそれとやや遅れ、慶長八年の武藏国埼玉郡下のものである。以後、永高・厘取・反取が併用されている。そこで改めて「史料五」をみてみると、他地域の反取法割付状と相違点があることに気付く。すなわち、末尾の年貢納所を強制する文言に続く「但寺社領者此外也」といった文言をもつ割付状は慶長九年の遠江のものにしかみられないのである。従つてなぜこのような文言を入れなければならなかつたのかが問題となる。管見では、こうした文言をもつ文書の例として、伊豆の文禄・慶長検地後彦坂元正が発給した検地目録<sup>(2)</sup>を挙げられる。忠次の遠州総検地の場合、元正のようく検地目録を発給した形跡がなく、検地帳にも村高が記載されたものがないので、なんらかの手段で村方へ検地の結果やそれに基づく年貢徵収の方法を通達したものと考えられる。かかる視点に立てば、遠江の慶長九年割付状は単なる割付状

ではなく、検地の結果を村方に通達する検地目録としての性格を併せ持つたものではなかろうか。八月二〇日という通常の割付状と比べかなり早い時期に発給されているのもこの点から説明できよう。

さらに徵租法の転換という観点に立てば、反取法の割付状が慶長十二年の周智郡上山梨郷のものを唯一の例外として全て慶長九年にみられる点を考慮すべきであろう。しかも上山梨郷のものも田畠の品位に変更が生じたため出されたもので、通常のものとはやや異なっているのである。かかる文書の残存状況を整合的に理解するならば、遠州総検地後の年貢は検地目録の性格ももつた同年の割付状で定量が示され、以後原則として定納されたのではあるまい。そのため上山梨郷にみられるような特殊な事情が生じない限り割付状は発給されなかつたのではなかろうか。そしてかかる年貢徵収方法に変化がおきたのが忠次が死去する慶長十五年六月以降であり、佐藤氏が指摘された慶長十五年の割付状が厘取法となつているのもかかる事情によるものではないかと考えられるのである。

叙上の点を総括するならば、連年発給される割付状の始期が慶長十五年で厘取法によつており以後それが繼承される以上、南関東との対比の上で徵租法が反取法から厘取法に変化するといふ指摘は誤りだと思われるるのである。

### 三 元和期の指出と夫免

#### 1 元和期の指出

年貢割付状だけでは、割付の状況は分かつても、実際だけの年貢が納入されたのかは判明しない。そこで必要になるのが年貢皆済目録である。一般に年貢は数度に分割して納入され、その都度領収の小手形を受取つて、皆済さるとそれらと引替えに皆済目録が下付される。このような皆済目録には、領主が明細を記入して下付するタイプと、村が明細を書上げて領主に提出し、領主が検印をして村方に返却する勘定目録とよばれるタイプのものがある。ただいずれの場合も割付状に比して残存状況は悪く、市域においても江戸初期のものは確認されていない。しかし、元和期における年貢納入の実態が判明する史料が残されていた。それがつぎの指出である。

〔史料六〕元和六年、茶畠村指出<sup>(25)</sup>

(端裏書省略)

駿東郡茶畠村御指出し事

一高四百拾八石武斗壱升五合

此内八斗五升八合ハ

巳ノ皆川成

此わけ

上田五町九反壹畝拾歩

中田七町式反七畝拾四歩

下田九町七反五畝拾壹歩

上畠九町五反八畝廿七歩

中畠七町八反三畝九歩

下畠拾壹町八反四畝拾九歩

屋敷壹町九反三畝廿七歩

田畠屋敷合五拾四町壹反四セ廿七歩

此納方  
一米六百式十七俵壹斗九升  
此はらい  
九拾三俵  
此金子十五兩式分  
三十表  
式拾式俵壹斗七升五合  
但壹俵ニ付三斗七升廻、四月十日

此納方

一米六百式十七俵壹斗九升  
未ノ年納

金子二而十二月中ニ納  
但壹俵ニ付六俵つゝ  
本米たぬかり

此はらい

金子二而十二月中ニ納  
但壹俵ニ付六俵つゝ  
本米たぬかり

此納方

一米六百式十七俵壹斗九升  
未ノ年納

金子二而十二月中ニ納  
但壹俵ニ付六俵つゝ  
本米たぬかり

是ハ細井金五郎殿以て  
網代へこし申候  
七拾八俵ハ

是ハ岡元殿へ渡し申候、  
六月廿日  
但壹俵ニ付三斗六升五合まわし

七拾九俵壹升五合  
いとうゑこし申候

是ハ岡元殿へ渡し申候、  
六月廿日  
但壹俵ニ付三斗六升五合まわし

七拾九俵壹升五合  
いとうゑこし申候

十三  
十  
式

但壹俵ニ付三斗六升式合廻  
是ハ長十郎殿へ渡し申候、七月十日

三百式拾五俵ハ

御藏御改被成候而米御くらニ  
あり

以上

一米三十四俵式斗七合

以上

一山手

一うき役

一小物成

一種借之外御代官御手代衆御かしかた無御座候

右何にても無隱有様ニ書上申候、若横合る訴人御座候ハ、  
御法度ニ可被仰付候、以上

申九月廿四日

新四郎（花押）  
角 蔵  
(以下四名略)

御奉行様に御指出候跡書也

右分ミニくりやにてあけ申候跡かき也

ここではまず村高・反別・石盛が記され、ついで前年の  
年貢納入の明細が示されている。これによれば実際納入さ  
れた量が六二七俵一斗九升、未進が三四俵二斗七合である  
から、六六二俵余が割付量だったことが分かる。納米の一

五%弱は金納され、約五二%は郷蔵に保管されている。これは地払い用の米であろうか。年貢米は三ヵ所へ津出しされており、すべて伊豆東海岸の宇佐美・網代・伊東である点が注目される。距離的には沼津が近いが、江戸廻米のため東海岸まで輸送されたのであろう。

当時の茶畠村は幕領で、元和五年に徳川頼宣が紀州へ転封されてから寛永元年（一六二四）に徳川忠長が駿府城主となるまでの期間は、駿河の大半が幕領となっていた。この時期の代官は單年度で交替する場合が多かつたようで、駿東郡下に限つても今宮惣左衛門・佐野平兵衛・安藤弥兵衛・成瀬五左衛門・森川六左衛門などが知られている。しかし、この指出は代官宛とはなつておらず、跡書の文言から推測すると正文の宛名は「御奉行」となつていたものと思われる。すなわちこうした代官を統括する奉行が存在し、その要請に基づいてこうした指出が作成されたのであって、茶畠村ではこれを御厨の某所に提出したのである。そして同様の史料が元和七・八年分も現存しているから、こうした指出は前述の期間毎年行われたものと考えられる。

ところで、同類の史料を駿河では茶畠村以外確認できな  
いが、駿河と同様徳川頼宣領から幕領となつた遠江においては確認することができる。すなわち豊田郡向笠村（磐田市）に元和六年九月十日付けの同様の指出が現存している

のである。<sup>(25)</sup> 内容は類似しているが、主たる相違点をあげてみると、茶畠村の場合田畠屋敷の反別の後に「夫免あり」の記載がみられるが、向笠村の場合にはこれがみられないこと、納方の明細が向笠村の場合ではなく本田畠屋敷の納米の合計と新田高が記載されているだけであること、一つ書きの運上・小物成の有無の調査対象が茶畠村の場合は山手・浮役・小物成であったのに對し、向笠村の場合は舟役・塩役・山手・小物成・浮役・木十分一と多いこと（しかしすべて回答は無しとなつていて）、向笠村の一つ書きにのみ「金子京錢納不申候」との文言がある点などである。

しかし、このような相違点がみられるにもかかわらず、ほぼ同様の指出が提出されている点は注目すべきであり、元和中期から寛永初年の駿・遠幕領支配においてはかなり進んだ在地の掌握がなされていたものと推察される。また、向笠村の指出では宛名が「御奉行所」となつており、ここでも代官とはなつていない。すでにこの時期には代官所単位の年貢勘定目録が作成され幕府の監査を受けていたことは遠江代官秋鹿氏の事例ひとつとっても明らかであるが、では改めて何のために郷村単位の指出が奉行所宛に作成されたのであろうか。ここにいう奉行所が幕府勘定所の特定の機關を指すのか、あるいは同時期畿内・近国にみられた國奉行のようなものを指すのか、さらに他の奉行職か、こ

れだけでは何とも判断しがたいが、今後同時期の国制支配を考える上では避けて通ることのできない問題だと考える。

## 2 夫 免

さて「史料六」では、反別添書に「此内ニ而夫免あり」の文言がみられる。近世初期においては、検地の高辻が村高とはならず、それから十一分の一が夫免として引かれその残高が村高<sup>21</sup>年貢賦課対象高となる場合があつた。夫免とは夫役負担に対する軽減措置のひとつで、対象となる夫役は戦時における農民の負担、すなわち陣夫役であつたものと考えられている。

こうした夫免については南関東を中心とした川鍋定男氏<sup>22</sup>、伊豆を中心とした高橋広明氏<sup>23</sup>の研究があり、筆者も伊豆を対象に検討を加えた。<sup>24</sup>そしてこのうち拙著では、①伊豆における夫免の初見は文禄三年（一五九四）の彦坂元正検地に求めることができるが、伊豆全村が夫免の対象になつたわけではなかつた、②夫免が認められた村々も、寛永二年（一六二五）になると夫免自体は残るもの年貢賦課対象の村高が夫免を含んだ高に変更され、その後寛永期を通じて漸次夫免は消滅する、といった点を述べた。では、駿河の場合はどうだつたのであらうか。

駿河における夫免記載の初見は、駿府町奉行や代官を務めた彦坂光正が有渡・庵原両郡に行つた慶長十四年（一六〇九）<sup>25</sup>検地における検地帳の寄の部分である。<sup>26</sup>この寄では分米合計が記されたのち夫免引きが行われ、その残高が「定高」として年貢賦課対象高となつてゐるのである。同年には富士・駿東両郡下においても伊奈忠次を奉行とする総検地が行われたが、伊奈検地帳にはかかる記載がみられない。しかし「史料六」でみたように、茶畠村に夫免がみられることは、検地帳にその記載がなくとも夫免が行われていたことを示している。従つて、駿河においても遅くとも慶長十四年には夫免が行われていたことが確実である。

しかし伊豆と同様すべての郷村が夫免の対象になつたわけではない。詳論は割愛するが、寛永期に夫免が消滅する年貢割付状と村高に変更のみられない割付状が存在し、後者の場合は当初より夫免がなかつたものと考えられるからである。市域では元和・寛永期の割付状から、富沢村が後者の例として確認できる。

このように、夫免が認められた郷村とそうでない郷村が存在するのであるが、では両者はどの程度の割合で存在したのであらうか。この点興味深い史料がつぎの文書である。「史料七」<sup>27</sup>徳川忠長領知目録

此外

二千石

三千四百七石

三千石

一高式万六千五百四拾六石八斗

一高拾六万千六百九拾石

此外

三千石

毫万六百六拾石余

一高七万九千八拾四石武斗

都合五拾万石

右之所々 中納言様へ被進候、以上

寛永元年八月廿日

伊丹喜之助

松平右衛門大夫

永井信濃守

井上主計頭

土井大炊頭

酒井雅樂頭

鳥居土佐守殿

朝倉筑後守殿

この史料は老中・勘定頭より忠長の家老へ宛てられたもの

## むすびにかえて

ので、甲斐・信濃・駿河・遠江の領知高が記されている。このうち駿河・甲斐が一国単位の宛行いになつてゐるが、注目すべきは駿河の「此外」にある「十分一之夫覚(マツ)有之」の文言である。この史料は写であり、「十分一之夫覚」では意味が通じないから、「十分一之夫免」の誤写と考えてよい。すなわちこの史料は、寛永元年段階において駿河には一万六六〇石余の夫免高があつたことを示しているのである。前述のように夫免は高辻の十一分の一が引かれるものであるから、この夫免高から逆算すると約一一万七二六〇石が夫免対象となる村高だつたことになる。駿河の大半の郷村に夫免が認められていたことが理解できる。しかし全てではないことも明白で、どのような基準でその有無が決定されたのか重要な問題である。しかし、現段階ではこれ以上の検討ができないので、今後の課題としておきたい。また、史料にある遠江の領知には夫免がみられないが、遠江の在地史料には確認できるものもあるので付言しておく。

るいは東海地域、さらに関東や畿内・近国との比較検討を進める必要性を痛感している。

そこで、さしあたり小論において明らかにした点をまとめてむすびにかえた。

まず豊臣系大名中村氏の在地支配では、石高制が採用され、厘取法による年貢収取が行われるなど幕藩制下のそれと近似した部分もあつたが、依然として年貢は定納が原則であり、検見が凶作時にのみ行われた段階では連年発給されるタイプの年貢割付状の成立はみられなかつた。駿河においては、かかる形態の割付状はやはり慶長十年代中葉を待たねばならない。

また徵租法に関しては、駿東の場合南関東や伊豆にみられた厘取法から反取法へという変化は認められず、厘取→反取→厘取→反取とめまぐるしく変化していた。從来対照的に取り上げられた両者は、農民からみればさほど重要な変化ではなかつたのであろう。また、遠江における反取法から厘取法への転換という説は成立し難いことも述べた。さらに夫免については伊豆同様多くの郷村に認められ、その量的比重もある程度推定できた。今後は伊豆同様その消滅を確定すること、夫免のある郷村とない郷村の相違を明らかにする必要があらう。

## 注

(1) 本多隆成氏は消極的な評価であるが(『近世初期社会の基礎構造』吉川弘文館、一九八九年、第三章)、筆者はより積極的な評価を下している(『近世初期幕領支配の研究』雄山閣出版、一九九二年、第一部第二章)。

(2) 『静岡県史』資料編10近世二(一九九三年)、三一号。以下『県史』10—三一と略記する。

(3) 〔史料二〕 参照。

(4) 『県史』10—三五。

(5) 『小山町史』第一巻古代中世史料編(一九九〇年)、八〇五号。

(6) 川崎文昭「幕藩制社会成立期における中継港—清水湊諸問屋仲間の存在形態」(和歌森太郎先生還暦記念会編『近世封建支配と民衆社会』弘文堂、一九七五年)。

(7) 本多氏前掲書、第三章。

(8) 池亭「戦国・織豊期の沼津—特に地理的位置をめぐつて」(『沼津市史研究』二号、一九九三年)。

(9) 『静岡県史』通史編3近世一(一九九六年)、表1—10(本多氏執筆部分)。ただしNo.32とNo.41は同村でありながら内容が相違している。いずれかが誤りであろう。

(10) 三鬼清一郎「御淀・御淀追加をめぐつて」(尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』上巻、一九八四

年) の注(109) 参照。

(11) 摘稿「年貢割付状の成立をめぐって」(『静岡県史研究』一三号、一九九七年)。

(12) 川鍋定男「近世前期関東における検地と徴租法」(『神奈川県史研究』四二号、一九八〇年)。

(13) 奈川県史研究四二号、一九八〇年)。

(14) 奈川県史研究四二号、一九八〇年)。

(15) 前掲拙著、第II部第三章。

(16) 本多氏前掲書三八二～三頁。

(17) 注(9)、一〇五～八頁(佐藤氏執筆部分)。

(18) 『裾野市史』第三巻資料編近世(一九九六年)、一一号。以下『市史』三一一と略記する。

(19) 『市史』三一四。

(20) 『市史』三一四。

(21) 『市史』三一四。

(22) 『市史』三一四。

(23) 『市史』三一四。

(24) 『市史』三一四。

(25) 『市史』三一四。

(26) 『市史』三一四。

(27) 佐藤孝之「近世前期における代官の年貢勘定」(『静岡県史研究』一一号、一九九五年)。

(28) 藤田恒春「近世前期上方支配の構造」(『日本史研究』三七九号、一九九四年)。

(29) 注(12)と同じ。

(30) 高橋広明「伊豆の初期検地と夫役」(『歴史手帖』二卷四号、一九八四年)。

(31) 注(13)と同じ。

(32) 『東武実録』卷第一(内閣文庫)。

(33) 『東武実録』卷第一(内閣文庫)。

(せきね しょうじ・県立富士宮北高等学校教諭)

# 村入用帳の史料論的検討

## ——駿河国駿東郡富沢村を例として——

菊池邦彦

はじめに

1、幕府法令による村入用帳

2、村入用帳の成立

3、村入用一紙目録について

4、近世村方史料としての村入用帳

5、富沢村の村入用帳

おわりに

はじめに

戦後大きな進展を見せた近世村落社会史の研究ではあるが、その基礎的な史料の性格について、現在においてもいまだ未解決な問題を残している分野がいくつか存在する。

近世村落（町方も含めて）における村入用および村入用

帳をどのように評価するのか、ということも、そのような残された課題の一つである。

近世の村落社会の特質を考えようとするものにとって、村入用の問題は、近世村落の経済的な運営の面からも、その性格を論ずる上でも重要なテーマの一つであろう。実際、我々が地方文書に接する時、村入用帳、村入用夫錢帳などという題の帳簿を手にとつて見ることも、それほど珍しいことではない。しかし、村入用帳はかつては毎年作成された筈の史料でありますながら、年貢割付状・年貢皆済目録などの年貢関係の史料に比べてその残存状態が悪く、しかも帳簿であることがほとんどなので、「それがとりわけ煩雑な史料操作というトラブルを伴うためか」、その研究はそれほど多いとはいえない。

しかし、近世村落に関する他の研究分野に比べて数こそ

は少ないが、この問題についても、それぞれ存在感のある先学の論考が見られ、多くの論点が提出されている。<sup>2)</sup>

その動向の一つは、成立史に関するもので、村入用帳がいつ頃から、どのように出現するのかという追求である。

これには、伊藤好一氏・神崎彰利氏の研究があつて、寛永期を画期としているとの見解が出されている。また、菅原憲二氏は幕府法令と畿内を中心とした地方史料の両面から、先行研究に学びながら、幕府法令に見られる村入用帳作成の問題について、検討を加えることとする。

第二には、村入用帳の分析を近世村落の性格規定を検討する作業の一環としてとらえ、それと関連させることにより、近世村落が自治的村落か、それとも領主による支配の単位としての性格が強いか、といった問題に迫ろうとする上杉允彦氏による問題設定である。このような問題意識は、比較的近年の矢澤洋子氏などにもうけつがれている。上杉氏は村法などを取り上げており、問題解決の一助と断つておられるから、必ずしも村入用に限定しているわけではないが、その重要な検証素材であることは間違いないであろう。本稿では、先の幕府法令の検討を通して、幕藩領主の村入用への介入の側面を考えてみたい。

ところで、村入用の研究において最大の課題は、村入用

(帳)とは何か、という基本的な問いに対する解答をいかに用意するのか、ということであろう。村費とか村財政などいう言葉と置き換える場合もあるが、幕藩体制下の村入用には領主の夫役が大きな影を落としている。

そのなかで、村入用帳、村入用夫錢帳、小入用帳など様々な名称で存在する帳簿が、村入用と関わっている。同一の村内で村入用に関連して幾通りもの帳簿が作成されているのである。これまでの研究において、その存在は指摘されながらも、史料としてそれらを関連させて整理し、提示することは行われてこなかった。しかし、村入用の問題に迫るには、村入用帳として括される帳簿（時には状の形態をとる）について、様々なフィールドでその実体が明らかにされなければならないと考える。本稿ではその入り口の段階にとどまるが、第三の課題として検討を試みるものである。

## 1、幕府法令に見る村入用帳

これまで、幕府法令中の村入用に関する分析は、戦前の中藤田武夫氏以来行われており、特に菅原憲二氏の「村入用帳の成立」では、すでに主要な法令がほぼすべて示されている。また、史料の出典等についても菅原論文から多くの

示唆をうけた。このため、本稿の幕府法令の提示は、多く  
の部分について、ほぼ先学のものと重なるが、ここでは、  
近世地方史料としての村入用帳の作成と幕政という観点か  
ら、（1）幕府の村入用帳作成への介入、（2）享保期を画  
期とする変化、などの諸点について改めて検討を試みるも  
のである。

## （二）享保期以前

### （1）寛永期

村入用及び村入用帳に關係すると思われる文言が、初め  
て幕府法令に登場するのは、今のところ寛永一九年（一六  
四二）五月二六日付けの覚である。これは、寛永飢饉の際  
に出された郷村に対する法令全一一条の「覚」の内第一〇  
条に、

（史料1）一、跡々も申渡候通、郷中ニ而諸役入用之儀、  
小百姓帳を作り品を書付、名主・組頭判を仕、帳面ニ  
手代押切致し、渡置可申候、以来小百姓非分仕、出入  
も有之ニおゐてハ、穿鑿之上曲事可申付事、

とある部分である。これは郷中における諸役入用帳の作  
成を義務づける内容で、「跡々も」とあるので、これ以前か  
ら郷村に対して履行を申し渡していた、という事になろう。

同様に、寛永二〇年（一六四三）八月二六日の郷村御触  
「覚」<sup>(4)</sup> 全一二条の第一四条に、

（史料2）一、郷中公儀諸役入用、年切ニ庄屋・百姓不残  
立合相極、其帳ニ申分無之と連判仕、手代之方江可上置事、  
若年を越、勘定仕族有之ハ、急度曲事可申付事、  
とあり、また、寛永二一年（一六四四）正月一一日の  
「覚」<sup>(5)</sup> 全一八条の内の第一六条にも、

（史料3）一、郷中ニて諸役入用之儀、惣百姓立合、小帳  
を作り、加判を致置、其帳のとちめくに手代押切印  
判を仕、重て出入無之様に可申付事、

とあつて、寛永飢饉にたいする幕府の法令の項目として、  
度々繰り返されている。「郷中ニて諸役入用」、「郷中公儀諸  
役入用」という文言は、「公儀」という言葉が入つているの  
で、支配領主の側から見た年貢納入や普請・助郷役などの  
ことが念頭におかれているとも思われるが、郷中の諸役入  
用には、当然村の再生産に必要な独自の入用項目が記載さ  
れたものであろう。

ところで、この一番初めの寛永一九年令（史料1）につ  
いて、菅原憲一氏は次のように述べておられる。<sup>(6)</sup>

すなわち、諸役入用については帳簿を作成し村役人  
に判をつかせ、それに手代が押切をして改めたものを  
渡し、村役人が小百姓に対して非分の振舞をせぬよう

命じてゐる。命ぜられた代官らが村々に対してこの法令の趣旨を実施したか否かは今は別として、これが幕令でみる限り最古の村入用に関する法令である。

(中略)

これら寛永末年の法令は、一九年五月令に「跡々も申渡置候通」とある如く一体としてとらえられ、年をおう毎に明確な指示内容となつてゐる。その意は、代官に対し、村役人が他の百姓に年貢や諸役入用などの割符で非分を申掛けぬように、又そのために入出がないように、帳簿を作成して監督することを命じたものである。(後略)

ここで菅原氏は、寛永末年における三つの村入用に関する法令を取り上げ、それを三つとも同じ趣旨のものとし、「跡々も申渡置候通」という寛永一九年令の文言をもつて、「これから後も(寛永一九年から以降も)申し渡し置く通り」として、年を追う毎に明確な指示内容になると理解しておられる。すなわち、「跡々」を後々(のちのち)の意に解しておられるようと思われるのである。しかし、寛永の飢饉という非常事態の最中に発令された法令が、これから度々同内容の法令が再三発令されることを、あらかじめ予測して法令の文言の中に入れているであろうか。たしかに、寛永二〇年令と寛永二一年令は、比較的近似した内容をもつて

いるが、寛永一九年令は後の二つの法令とは少し異なるようと思われる。

周知のように、「跡々」には「前々」という意味がある。<sup>7)</sup> この様に解すると、寛永一九年令は、次のように読める。

すなわち、以前から幕府が村方に申し渡している通り、(村役人は)小百姓に對し郷中の諸役入用に関する帳面(小百姓帳)を作成し、(出費の)品々を書き付け、それに名主・組頭が押印し、(代官の)手代が帳面に「押し切り」(印)をして小百姓に(帳面を)渡し置くようにすべきである。(この様にしたにもかかわらず)これ以後も小百姓が(村役人に對し)非分を申し掛け、出入りにも及ぶならば、詮議を行つた上、曲事に申し付ける、というのである。

この点について、菅原氏は「村役人が小百姓に對し非分の振舞をせぬよう命じている」と、非分の主体を村役人として述べておられる。たしかに、この時期の法令は村役人の不正から村方騒動がおこるのを未然に防ごうとする意図のものが大部分であるが、この法令を見るかぎり、当時の幕府は出入りを非分ととらえ、その原因を小百姓の側にみているのである。

法令の中の「小百姓帳」は、年貢納入に関する小割帳のようく小百姓個々に對するものとも考えられるが、村役人の押印及び手代の押し切り印の上渡すとなれば、やはり村

役人以外の一般の百姓の了解をとるため、後代の村入用帳に連なる系統の類と思われる。

ともかく、寛永の飢饉という状況に際し、初期村落における矛盾は、小百姓層に深刻な打撃を与え、各地で小百姓の生存を懸けた闘争が現出していたと思われる。<sup>(5)</sup> 村方騒動も各地で頻発している。菅原氏も、畿内を中心に村方騒動の件数とその争点について広く分析をしておられる。「小百姓非分仕」というのは、そのような小百姓層の動きに対する幕府側の警戒の現れではなかつたか。村役人が小百姓に対し非分を申し掛けぬよう、という消極的な内容ではなく、小百姓の動きを原因とする村方騒動を未然に封ずる積極的な諸策の一環として、村入用の問題がとりあげられているように思われる。(史料2)・(史料3)に示されるような「惣百姓立会」のシステムの成立が、その意味で求められているのである。

これ以後も、慶安五年(一六五二)正月四日の全一條の「覚」<sup>(6)</sup>の第八条には、名主と百姓の公事出入りの原因となるので、検見帳や庭帳とともに、「諸役入用帳」に判形をし、毎年これを改めるように申し渡している。

## (2) 寛文から元禄期

こうした背景には、年貢のみならず村入用の割り付けに

関する村方騒動の頻発が予想される。

村の諸役入用の割り付けが、年貢の算用とともに村方出入りのもととなり、それを未然に防ぐためにも村入用帳の作成が奨励されているのである。寛文六年(一六六六)四月二八日の「覚」<sup>(7)</sup>全七条のうちの第三条は、そのことを示す典型的な文言を持っている。

(史料4) 一、御年貢方金銀米錢小物成等まで、上納仕候百姓中割付壹人前宛委細書記之、一帳ニ仕立、并諸役入用は又別帳ニ書載、庄屋・小百姓不殘判形為致、年々御代官ニ取置可被申、年貢并諸役入用等庄屋・組頭非分之割付仕之旨、毎度後日争論有之間、無紛れ明細ニ割帳可被申付事、

すなわち、年貢・諸役入用について、いつも後日になつて争論がおきるので、それぞれについて帳簿を仕立て、そこに庄屋・組頭から小百姓に至るまで相違ない旨の判形を取り、代官に差し出させておけ、というのである。

菅原憲二氏は、この寛文六年令を、「年貢免割と諸役入用については、あらためてそれぞれ別帳仕立とすることを命じている」と高く評価しておられる。

ところで、寛永二〇年の法令にもあるように、連印した帳面を手代方に上げ置くという事は、当然二冊以上の帳面が作成されることを意味する。これを明示した早い時期の

ものは、元禄七年（一六九四）の「御料御代官所名主・五人組御定書」と書かれた、「差上申一札之事」<sup>(1)</sup>全四一条中の第四条である。

（史料5）一、諸役入目之儀、毎年一村へ入目帳式冊つつ御支配人より相印被成御渡候間、諸役入目品々其当座銘々付置、名主・年寄・百姓判形いたし、名主方に壱冊、百姓方に壱冊差置、年切に勘定究、互に無出入様に可仕事、

これによれば、毎年支配領主の側から押印をした村入用帳を二冊村方に渡しておき、金錢の出入の度にこれに記帳し、村役人・百姓の押印をした上で、双方に一冊ずつ所持し、金錢に関する村方出入りの無いようにはせよ、というのである。

この点について、後代の著作ではあるが、『徳川幕府県治要略』<sup>(2)</sup>は、「むらいりようぶせん（ちよう）」と読みを付して、次のように説明している。

村入用夫錢帳 本帳は各町村に於て、一ヶ年支出せる村費一切を記入する為、白紙帳簿二冊を製し、支配役所の綴目印を受け置き、順次之に記載し本年分を合算し、翌年春に至り再び役所へ提出し検閲を経て奥書証印を受け、其一冊を役所に止め、一冊を村役場に備へ置くものとす、該費は総て高割を以て支出するを法と

すれども、町駅海浜等の如き、商店漁家多く小高なる町村に於ては、家数に賦課する所あり、總て土地の慣行に拠る

この場合は、白紙帳簿に支配役所の綴り目印を押したものの二冊をあらかじめ村方（町方）に渡しておき、一年分の村費（町費）の一切を記入して合計し、翌年春に再び役所に提出し、検閲・奥印を受けるというものである。この場合は先の例と異なり、領主役所と村方に各々一冊宛控え置くこととしている（後段の高割り、家割に関する記述については後述）。

この二つの説の関係について判断すべき資料を持ち合わせないが、元禄七年の法令では、寛永令や寛文令にあつた領主への村入用帳の提出について言及していないことが特徴である。

### （3）享保改革期

このような別の説があるにしても、元禄七年のこの村入用帳に関する条文は、これ以後も踏襲され、享保一九年（一七三四）四月の「當時村方五人組帳 差上申一札之事」<sup>(3)</sup>全七〇条という長大な法令の第四条には、語句の表記に若干異同はあるものの、元禄七年とほぼ同じ条文が採用されている。また、この前後にも、村入用に関する幕府法令は度々

發令されている。たとえば、正徳三年（一七一三）四月二  
三日の「条々」全一三条の内第六条には、「村入用品々」を  
帳面に記して印判を押し置く事を命じている。

また、元文元年（一七四〇）九月には年貢勘定と合わせ  
て、次のような法令が出されている。<sup>15)</sup>

（史料6）一、諸国村々大小之百姓共、年貢并諸役懸り物

或村入用等に至迄、毎年名主・組頭入念帳面ニしるし、  
惣百姓立合、勘定無相違ニおゐてハ、銘々印形取置可

申候、尤名主・組頭も右帳面ニ奥判可仕事

『御定書百箇条』<sup>16)</sup>をみると、「二十四 村方出入に付江戸  
宿雜用并村方割合之事」には、訴訟の際の江戸宿雜用に関  
する負担の規定が追加として述べられ、費用の割方という  
限定された場合ではあるが、高割り・人別割りのケースが  
例示されている。

それによると、一村にかかる公事又は願いの江戸宿滞在  
中の雜用は、村高割りとする（「寛保三年極」とある、これ  
は追加と思われる）、とした後に、次のような例があげられ  
ている。

（史料7）

寛保四年極

一、公儀并地頭え相納候役掛り、其外村入用・公事出

入之入用等之儀、可為高割事、

但、入作百姓共に一同割合可申付事、  
同 極

一、山方・野方・浦方或は塩浜等、無高亦は小高にて  
家数多き場所は、家抱・下人共に人別割に可申付事、

但、妻子は人別に可除之事、

一、山林・野原之類、入会地を割取候節は入作百姓共  
同 可為高割事、

一、祭礼入用・勧化・奉加等之儀は申合可為心次第事、  
同

一、前々割合極置、出入無之所は可為只今迄之通事、  
同

それによると、支配領主に納める諸役・掛かり物、その  
他の村入用、訴訟費用等は、高割りとすること。また、入  
作百姓も共に割合をすべし。

ただし、山方・野方・浦方・塩浜など、村高が無高か又  
はごく小高の村方で、しかも家数が多い村では、家抱・下  
人等も其に含めて、人別割にすること。けれど、妻子はこ  
の対象から除く事とする。

山林・野原などの入会地を分割する場合は、入作百姓と  
もども、高割りにすべし。

祭礼入用・勧化・寺社の奉加などについては、申合せ次

第とせよ。

けれど、これ以前から諸役の割合について取り決めがあり、特に出入りなどの問題がない村では、これまで通りとせよ、というのである。

また、これに関連して菅原氏は次の条項を強調しておられる。<sup>(18)</sup>

(史料8) 九十八、年貢・諸役村入用帳面印形不取置村役  
人咎之事

延享元年極

一、年貢諸役村入用帳面等惣百姓江不為見并印形をも  
不取置におゐては

名主役儀取上

過料

組頭

過料

この延享元年（一七四四）極について、菅原氏はこの部分をとりあげて、「強烈な村役人处罚規定を伴う点に特色がある。というよりむしろ村入用をめぐる公事頻発に手を焼いた幕府が、帳面作成・公開を渋る村役人に對して初めて強硬な態度に出た点に注目すべきであろう。何故なら元文五年令ですら（中略）その最終的責任は代官・手代に帰せられたのが、代官廉正を伴う代官所を中心とした徵租機構の整備・改革をほぼおえたこの時点においてついに村役人に責任が帰せられたからである。」と大変重く評価して

おられる。

しかし、これまで検討してきた幕府法令が代官所を通して発令されたと思われるのに対し、御定書百箇条はどちらかといえば秘密法であること。また、この条文を見る限り、その内容はこれまでの慣習法の成文化で、規定方針の確認と思われる。むしろここでは、享保期において「年貢・諸役村入用」と度々条文にあらわれるよう、年貢と同じく近世村落社会にとつて当たり前の存在になつた点、および年貢と並列的に語られている点に注目しておきたい。

また、ここでは、幕府法において、村入用等の村落内部の割掛け方法について、相当立ち入つて高割り・人別割の別を指示している点に注目しておきたい。これは、時代から見ても、享保の改革の理念と無関係ではないであろう。また、先の『徳川幕府県治要略』の村入用に関する記述の後段は、「寛保四年極め」とあるこの条文を念頭に述べられていることがわかる。

以上、享保以前の幕府法令に見られる村入用帳に関する記述の部分について、若干の検討を行つてきた。これは一八世紀前半までのものを瞥見したのではあるが、これらの幕府法令を見る限り、従来近世村落の自治的な部分として考えられて来た村入用および村入用帳について、少なくとも寛永の末年という早い時期から、幕府は極めて重大な関

心を寄せ、しばしば法令に記載して村入用帳作成の励行に努めていることがわかる。

勿論、寛永段階から法令が出されているからといって、総ての村々、地域で村入用帳が作成されたというのではない。また、法令からは、幕府が村入用帳の内部の記載や細部の出納項目についてまで介入をしたかどうかはわからぬ。寛保四年の法令で、高割りと人別割の指示を具体的に出してはいるものの、一番最後の条文では、「これまでの取り決めがあつてうまくいっているところはこの限りではない」としているので、個々の費目に対し疑義を挟んだ場合は少なかつたものと思われる。それよりはむしろ、村入用帳を作成させることによって、村入用に関する頻発する村方騒動を押さえようという事に主眼をおいたものと思われる。

しかし一方で、高割り、人別割の別にまで、幕府として介入しているところにも、注意を喚起しておきたい。そこが、近世的幕藩領主支配とムラの自立性との接点と考えられるからである。

このことは、すぐに我々に「村中高下無く割を極め、来る極月二十日までに……」という年貢割付状の文言を思い浮かべさせるであろう。このように年貢と村入用が並称されることから逆に、幕藩領主から見た近世村落における村入用の性格を示しているようにも思われる。

勿論、我々は為政者の発した法令が、即座に村落社会に大きな影響を与えるとは思わない。しかし、このように度々発令された村入用に関する法令は、幕藩領主の側が、むしろ村入用帳の制度的成立を望んでいることを示すものと思われる。

ところで、かかる法令の分析とその示す方向性を検討するとき、次の点に注意しておかなければならぬであろう。それは、法令と現実の村落社会の慣行とのギャップを、どのように考えるかということである。

先の菅原憲二氏は、畿内農村を対象にしつつ、初期においては代官・手代の裁量や村役人層の抵抗によつて、村入用に関する法令は容易に村方まで貫徹しなかつたと述べる。一方、寛永二〇年令によつて実際に作成された「村入用帳」が存在すること、また、元文五年令が村入用帳の作成を促したという興味深い例を紹介しておられる。<sup>(2)</sup>また、神崎彰利氏も近世村落の成立を前提に村入用・村入用帳の成立を考えておられ、その意味で寛永期成立説を明言しておられる。<sup>(2)</sup>

しかし、個別村落には村入用の伝統がまるで無かつたのだろうか。寛永一九年令やそれ以降享保期に至る法令が、村入用帳の作成を制度として確立することを促した面を十分評価しなければならないが、一方、こうした法令以前に、

近世初期村落に村入用は存在した筈であるし、村入用帳作成の動きも皆無ではないだろう。<sup>(22)</sup>また、菅原氏が強調するように、村入用の公開・公正と村入用帳の作成を求める小百姓等の村役人層に対する闘争の存在も忘れてはならないであろう。幕藩領主は、かかる在地の動きを法令として制度化したものとも思われるるのである。

## (一) 享保期以降

ところで、幕府法令集を瞥見すると、享保期（先の御定書百箇条迄を含む）を境に村入用（帳）の作成を励行するよう求められる法令は、パツタリと見られなくなってしまう。勿論、村入用という言葉は、法令の端々に見られる。しかし、享保期以前のように法令の内の一条として、一項目として取り上げられることは、極めて少なくなつてくる。また、その意味も異なつている。その例を示すと次の如くである。

(史料 9)<sup>(23)</sup> 諸国村々大小之百姓とも年貢並諸役懸り物、或  
者村入用等ニ至迄、毎年名主・組頭入念帳面ニ記し、  
惣百姓立合勘定無相違ニおゐてハ、銘々印形取置可申、  
尤名主・組頭も右帳面ニ奥判可仕事  
一右者、定たる事たりといへとも、端々ニ者年來之仕

くせを以、毎年勘定帳面惣百姓印形をも不取置、出入ニ及候儀間々有之候條、自今以後此旨急度可相守事  
(宝曆元年五月、これは史料 6 の元文五年九月発令のものと同文)

(史料 10)<sup>(24)</sup> 諸国村々大小之百姓共、御年貢並諸役掛りもの  
姓立会勘定無相違ニおゐてハ銘々印形取之、名主・組頭奥判すへき旨、前以申渡置候處、惣百姓之印形をも  
不取置及出入ニ、或者其支配江毎年差出改を請候村入  
用之外ニも、内入用割掛候村々も有之ニ付、猶又御代官  
廻村外不依何事心を付、村々費之儀無之義隱取扱、  
已前ニ不替入用多割掛不相減村方も粗相聞、全村役人  
共取計不宜不埒之至候、以来左之通可相守事  
一公事出入其外何事ニよらす、村役人江戸又は遠国陣  
屋江出候共、其事済次第早速帰村可致は勿論之義、  
出立前日其支配江相届、且道中並逗留中諸雜用明細  
ニ書出シ、支配役所之押切印取之、帰村いたし候ハ、  
小前百姓共見候ため、村役人家前江張出し小前之もの江見せ、村方ニおゐて入用之義も其時々小前之者  
江為見届、毎年惣入用帳明細ニ認惣百姓連印之上、  
翌年正月中無遅滯其支配ノ江可差出候、尤右割合

之分者、銘々急度村役人江勘定可相立、其外内入用等若割掛候共一切差出間敷事

右之趣急度相守、都而入用不多様正路ニ可取計、若此上、村役人共訛不立内入用割り掛候之趣聞候歟、或は小前百姓共訛立候入用難済いたし、割合等不差出もの於有之者、吟味之上急度可申付もの也、（後略）（寛政二年八月）

（史料11<sup>(1)</sup>）御用ニ付諸役人其外手代・家来在出、（中略）且、亦其場所ニ寄候而者、組合村々之村役人等者、其御用向ニ抱り候村方之もの共、旅宿勝手江前夜又者前日より相詰銘々酒食等給合、右類迄も、追而村入用ニ割合候向有之候由も相聞不埒之至候、相詰候銘々之食事等者、申相尚更事軽くいたし、尤右者自分ノ之雜費たるへき事ニ候、以来村入用ニ割掛候義、堅仕間敷候旨、急度可申付置候、（後略）（寛政二年一〇月）

（史料12<sup>(2)</sup>）（前略）先支配より受取候以後、追々荒地之丁歩も相減、人少村々ハ人別も相増、不宜仕癖相改、村入用等之費用相省、村方之風俗も直り候様実意ニ世話行

き届き、（後略）（寛政四年五月）

（史料13<sup>(3)</sup>）（前略）定免ニ候得は、如何様愚昧なる小前ニても、壱人前年々御年貢之根取相弁へ、村入用逆も大概定式相定り可申儀ニ付、無筆無算之百姓迄も疑心不差

發、公私とも宜筋ニ候間、右中墨之処厚く勘弁いたし、可被取計候（寛政四年七月）

（史料14<sup>(4)</sup>）一、御公用之儀又は村中申合之儀ニ付、村役人方江百姓寄合候節、村入用ニ懸ケ食物・酒肴給申間敷候事（文政一〇年）

この期に目立つのは、村入用の節約に関するもので、あわせて村入用中の不正支出も取り締まつてゐる。このため、出張経費の公正さを示すため、村役人の家の前へ張り出すように、とまで命じてゐる。また、（史料9）・（史料10）のよう、村入用帳の作成は「定たる事」ではあるが、一年毎に決済を行い、翌年正月に支配方へ提出する事を改めて確認してゐる例もある。

この中で注目されるのは、毎年代官所に差し出して改めを受けている村入用の外に、「内入用」を割掛ける村があり、それもあわせて禁じてゐる点である。後に述べるように、村方に於いて複数の村入用帳が存在することはほぼ当たり前であつたと思われるが、この点についてまで、領主側は介入を示してゐるのである。

一方、これに対し増加するのは、普請や勧化、浪人の合力の規制に関する多くの通達である。普請の總てが村入用に關係するわけではない。けれども、これまで先学の検討した村入用帳の支出項目の中では、「普請」入用はほとんど總

ての村で見られ、しかも大きな割合を占めている重要な項目である。

普請の額は、当然村入用の年額の多寡に大きくかかわってくるのである。

普請に関する法令の中で、時の幕府の担当者は次のようにも述べている。<sup>(24)</sup>

一、御普請所・自普請所とも、小破之内修復を加へ、水難を防ぎ候儀肝要之事ニ候、（中略）都て御普請所・自普請所共、其場所限坪數割又は間數割いたし、五人組限或は小前高割等之内、普請所之輕重ニ隨ひ、洪水之節防方、小前之請場所割合を定、杭三記し置、村役人共常々見廻り、（後略）（文政四年）

この同じ条文のすぐ後には、「享保年中申渡候趣」という一節があるので、この条令もその時以来のものとも考えられるが、領主側は当然、普請の分担が五人組毎、又は小前高割りによつて分担されていることを承知しており、その上でかかる細部にわたる法令を発しているのである。

この期の幕府法令の特色は、この様に村入用費の節減と会計の公正をくり返し求めてゐる。また、それとともに支出項目の中で大きな割合を占める普請入用について細かく規定したり、浪人者や瞽女・勧進の入村を好ましくないものとするなど、具体的な村入用の項目に介入を示しているのである。これは、村入用帳が作成される事が当たり前に

なつたためでもある。<sup>(25)</sup>

その一方で、我々はこの頃以降より多くの地方史料の中に「村入用（帳）」という言葉を目にするようになる。それは、村法・村議定の条文と村方騒動の訴状の中に、最もよくあらわれてくる筈である。

このことはまた、村入用帳の村内における公的な帳簿としての意味を増したものと思われる。系統的な分析は行つていないが、名主の引き継ぐ諸帳面の中に、村入用帳を見出すのは、それほど希ではない。比較的古い例として、享保一九年（一七三四）六月の駿河国駿東郡深良村の「相渡申帳面之覚」という引継証文を見ると、宝永八年（一七一二）の「深良村諸役割帳壱冊 卯正月割」をはじめ、正徳三年・四年の「壱冊諸役村割帳」（合計二冊）が書き上げられ、引継をうけている。

後述するように、諸役村割帳とは、この頃の当地域の村入用帳の名称である。これらの帳簿の名称が、名主引継目録の中に入れる意味は、決して小さくないものと思われる。本稿では、幕府法令の一部の分析にとどまつてゐるが、当然個別代官領や旗本領などへもその影響は及んだものと思われる。

## 2、村入用帳の成立

### (1) 近世前期の村入用帳

夫役を中心とした村役・村入用の段階の存在を認め、それが寛永期頃を境に解体して夫銭・夫米による村入用となる

という神崎彰利氏（伊藤好一氏も同様）の説である。すな

わち、夫役が錢納化（また米納化）されることによつて村入用が成立するとする見方である。<sup>〔2〕</sup>

いま一つは、これを批判して、中世村落において村夫役と村公事とが併存していることから、両者は別々のものである、とする上杉允彦氏の説である。<sup>〔3〕</sup>

後者は中世における夫役・村公事と近世の村入用に、一定の連續性を認めようとするものであり、前者はそれに断絶を置き、近世的村入用は（関東の幕領を念頭に、という限定はあるものの）寛永期に成立すると考えている。「行政

村落が確立しなければ、村入用帳自体あり得るはずはない」という神崎氏の言葉に端的に示されよう。氏は、近世的な小農村落が成立して初めて村入用が存在するのであり、そのための村入用帳が成立してくる、として、逆に上杉氏

を批判している。

この点については、惣村や中世末の東国の村落における村役についても視野に入れながら論じられるべきであると考えるが、この様な見解の相違は、実際の初期「村入用（帳）」をどの様なものとして考えるか、という点が、必ずしも明確でない事にもよる。

ところで、これまで報告されたもつとも古い村入用帳の史料は、菅原憲二氏が紹介された正保二年（一六四五）正月の河内国茨田郡橋波村の「申年諸事入用帳」<sup>〔4〕</sup>である。その内容は、菅原氏によれば、寛永二〇年（一六四三）の「未ノ納米御藏詰入用」と「御公儀諸役入用懸り物之覚」の書き上げとその割賦であるという（この内容については未見）。また、菅原論文では、本文では「御公儀御役入用物之覚」とあるが、補説の部分では「御公儀諸役入用懸り物之覚」と表記しておられる。

また、菅原氏は次のような重要な指摘を行つてている。この帳面には、割符を記した後の奥書の冒頭に「右者、未ノ年より如御触之村中不残立相、払所致吟味、算用相極、諸役入用銀割荷（符）仕」る、とあつて、未ノ年、すなわち寛永二〇年（一六四三）八月の郷村触中の村入用に関する規定が、この帳簿を作る要因となつてゐることを示している、

ただし、同氏は、「しかしこれらの法令は代官の地方行政上の裁量によつて、又村役人らの抵抗によつて、容易に貫徹しなかつたとみるのが妥当である。」として、慶安五年（一六五二）正月に出された「御代官心得之条々」を引いて、名主と百姓との間の公事の原因が、名主による検見の差し引きや「諸役等出錢」の押領にある、としていることをその証左とされ、「そのためかこの時期の村入用帳は現在ほとんど残存していない。」と初期村入用帳の作成及び存在をきわめて消極的に評価しておられる。

菅原氏はこの他に、河内国丹北郡更池村の寛文六・七年（一六六六・六七）の「万入用日記」、延宝四年（一六七六）の同村の「諸事入用算用割分帳」、和泉国日根郡自然田村の延宝四年（一六七六）「諸色入用帳」、和泉国大鳥郡踞尾村の延宝四年の「小入用帳」などの存在を紹介しておられる。<sup>(38)</sup>

これに対し神崎彰利氏は、この菅原氏が提示された史料の当否について、通常いわれている村入用帳とは性格を異にする、とされながらも、「こうした内容をもつたものが当時の畿内における村入用帳であつたかもしれない。」と述べておられる。<sup>(39)</sup>

また、神崎氏は、これまで資料集や資料目録を検討された結果として、「<sup>(40)</sup>あたりまえの感想として、元禄年間以前の村入用帳は稀にしか現存していない、という当然とも思われそ

うなことが再確認された。」とし、「いかにも村入用帳であると認められる事例として」、貞享四年（一六八七）の相模国津久井領沢井村の「卯夫割帳」、元禄六年（一六九三）武藏国秩父郡「太田部村申歳万入用帳」（いずれも幕領）をあげておられる。一方、神崎氏は村入用帳という語の初見として、関東及びその周辺地域では、甲斐国山梨郡勝沼村の村役出入文書の中に、寛永元年（一六二四）の「小前小入用帳」という語句があることを指摘しておられる。<sup>(41)</sup>

## （2）寛永一九年一二月の「濃州安八郡榆俣村役米割帳」 (岐阜県安八郡輪之内町)

筆者が、これらの先史の提示された事例に加えうるのはごく僅かであるが、寛永一九年年に、二点村入用帳と思われる史料が存在しているので、まず、それを示そう。

それは、寛永一九年（一六四二）午一二月一一日の「濃州安八郡榆俣村役米割帳」と、同じく寛永一九年一二月一五日の（美濃国安八郡）「西條村午年役米割帳」<sup>(42)</sup>である（いずれも岐阜県安八郡輪之内町）。その形式は二冊ともほぼ同じである。榆俣村の場合を次に示す。

榆俣村午年役米帳

高八百四拾九石八斗壹升弐合

内

惣  
高

高三百九石七升八合

高不足

高拾壱石四斗五升三合

(中略)

但堤敷地川かけ・永代地なし

高残五百石拾九石武斗八升武合

有 高

一米三拾九石三斗武升九合

高 役

家數貳拾六家

一米三石壱斗五升

是ハ庄や給

一米五石武斗

一米式石五斗

是ハ定使給

但押合壱家ニ式斗ツゝ

一米三斗壱升

是ハ輪之内あるき給

二口合四拾四石五斗武升九合

一米壱石五斗八

是ハ伊勢初尾

一米四斗八升

一米四石五斗八

是ハ方々渡りく船頭給

是ハ巳ノ年納米三拾貳石熱田御  
詰米ニ罷成候ニ付、右之船貨

一米貳斗九升五合 是ハ右之米熟田にて水上ヶ万小  
遣共

一米拾七石七斗五升

是ハ正月より霜月迄方々へ人  
馬使申日用賃、小日記有

一米貳斗九升五合

一米三斗壱升

是ハ年中帳かミの代

一米貳斗八升

合米四拾四石五斗武升九合

此割符

一米四斗七升貳合

一米壱石壱斗七升

高拾五石七斗五升三合

給共ニ

此銀貳拾四匁八分四厘

但壱兩ニ付壱石武斗かへ

(中略)

一米四斗三升三合

是ハ右江戸下り米江戸上乗日用

賃

一米壱石武斗武升九合

甚

六印

同

人印

長

七印

但高壱石ニ七升四合三勺

一米貳斗 但家役

高拾六石五斗四升三勺

同

人印

此銀貳拾貳匁七分九厘 但壱兩ニ壱石武斗かへ

(中略)

一米九升壱合

是ハ堤らんくい拾貳本之代

此銀四匁八分

但壱兩ニ壱石武斗かへ

(中略)

一米三石壱斗五升

是ハ庄や給

一米式石五斗

是ハ輪之内あるき給

一米三斗壱升

是ハ伊勢初尾

一米壱石五斗八

是ハ方々渡りく船頭給

一米四石五斗八

(中略)

一米拾七石七斗五升

是ハ正月より霜月迄方々へ人

馬使申日用賃、小日記有

一米三斗壱升

是ハ年中帳かミの代

一米武斗

(中略)

高三拾石壹斗六合

一米武石武斗三升七合

一米武斗

高合五百武拾九石武斗八升武合

米合四拾四石五斗武升九合

内

米三拾九石三斗武升九合

高 家

役

米五石二斗

右、午ノ年役米地下中不残立合、如此割符仕、銘々

判形仕置候、此上ハ少も相違無御座候、以上

寛永拾九年午十二月十一日

庄 屋

五郎右衛門印

としより 八左衛門印

組 頭 勘 十 郎印

同 同 為 三 郎印

太左衛門印

この様に、本帳は大きく二つの部分に分かれる。

前半は村入用の支出項目が書き上げられている。それらは、船貨や才料日用賃・上乗り日用賃など年貢納入に関するもの、庄屋給・定使給・あるき給や帳紙代など村役に関

するもの、伊勢初尾（お初穂）と書かれた神社初穂料、堤乱杭などの普請関連費用などである。なかでも、合計四拾四石五斗武升九合の約四〇%を占めるのが、正月から霜月までの一年分の人馬使役の日用賃である。村の立地条件によつて異なるが、本村では早い時期からその占める割合が大きい。

また、人馬日用賃の部分に「小日記有」とあつて、菅原憲二氏が強調された初期村算用時の「小日記」の存在が伺えるのも貴重である。

後半は個人別の負担の書き上げである。その割方は高役と家役に分かれ、村役合計米四拾四石五斗武升九合のうち、五石武斗（一一・七%）が二六軒で割られ、一軒当り二斗の割り当てである。残りの米三拾九石三斗武升九合（八八・三%）が高割りで、持ち高一石当り七升四合三勺である。二六軒の持ち高の内訳は、「〇石未満が三軒（内二軒は八石代）、一〇石から二〇石が一軒、二〇石から三〇石が六軒、三〇石から四〇石が六軒で、最高は三六石九斗余、逆に最低は一石四斗である。この一石代の家を除けば、他の大部分が初期本百姓であろう。

この榆俣村と西條村とは、本村と枝郷の関係にあるといふが、両村を比較してみると、西條村は村高四五九石二斗四升二合、家数は二三軒、村役米の合計は四〇石九斗八合

と、榆俣村とはそれほど違ひは見られない。村役人も別々である。また、支出項目も「伊勢御初尾」も含めて、あまり違ひはない。ただし、その負担の割合は異なり、四〇石九斗八合の役米が、一四石五升の家割り（二二軒、理由は後述、一軒当たり六斗一勺宛、全体の三四%）と、二六石八斗五升八合（持ち高一石当たり五升九合七勺五才）の高割に分けられており、「家役」の割合が大きい。

二三軒の持ち高の内訳を見ると、一〇石未満が六軒（内五石代が二、六石代が一、九石代が二）、一〇石から二〇石が一〇軒、二〇石から三〇石が五軒、三〇石から四〇石が無し、四〇石から五〇石が一軒、五〇石から六〇石が二軒で、最高は五二石三斗余、逆に最低は二斗八升と、先の榆俣村よりも持ち高の差は大きく、二斗八升の家は家役を負担している。

なお、榆俣村の帳面には宛名が記されていないが、後者の西條村の帳面は、庄屋・としより各一名が押印し、「北村庄兵衛様」に宛ててている。両村とも、年貢の納入のために江戸に下つており、江戸の六尺給の記載もあるので、この時両村は幕領であったものと思われる。

この様な形式は、後代の村入用夫錢帳と比べても遜色ない。後に検討する、駿河国駿東郡富沢村の村入用帳の内〔B〕帳（一二月の日付をもつ帳面）に相当する形式が、この時

点で存在しているのである。むしろ、この寛永期のものの方が形式的によく整つており、二冊とも同形式で、掲載されている項目の順番もほぼ同じであるところから、あらかじめ雑形が村方に廻されたものと思われる。

ところで、榆俣村でこのような「役米帳」が作成されたのは、決して突然ではなく、少なくとも二〇年以上前からであった。

それは、寛永元年（一六二四）一〇月二十四日に美濃代官岡田將監によつて出された「濃州安八郡にれ又村子之年免定之事」中の次の二節からわかる。

一 地下之役米ハ、其当座ノ右各立合割、免割帳  
と役米割帳と別ニ仕可被置候、御年貢之割ヘ役米  
入間布候事〔岐阜県史〕史料編 近世九  
すなわち、代官から（年貢）免割帳とは別に「役米割帳」の作成を命じてるのである。

これ以降も、寛永七年（一六三〇）までの年貢免定には、毎年免割と役米割を別々に行うように、という文言が入っている。すなわち、村入用帳（役米割帳）の作成を命ずる法令は、「跡々」から出されていたのである。

かつて菅原憲二氏は、大和国平群郡五百井村の慶長ノ寛永期の免割目録を分析し、近世初期の村入用算用や村入用帳が免割算用に包摂されている様子を示した。<sup>(4)</sup> また、その

一方、幕府法令の分析から寛永一九年（二一年）の法令によつて村入用帳作成の指示が出され、それが一七世紀前半以来の小農「自立」化闘争による村の成立と相俟つて村入用帳が成立することを示された。<sup>(4)</sup>しかし、菅原氏は幕府代官や村役人の村入用帳作成に対する関与を消極的に評価したために、両者の関係については充分な説明がなされなかつた。

けれども、楡俣村の免定中の文言は、年貢算用から村入用を分離し、村入用帳を作成する過程において、幕府代官がきわめて重大な役割を果たしていることを明らかに示している。

そして、寛永一九年一二月という年は、先に幕府法令における村入用帳について検討した際、村入用に関して、今のところ最も古い法令が確認される年である。先に菅原氏が正保二年橋波村「申年諸事入用帳」で指摘されたような幕府法令の影響を示す文言は、この帳面自体にはない。しかし、同形式のものが二冊同じ一二月の一〇日過ぎに作成されていることは、この帳面は明らかに同年五月に出された寛永一九年令によって作成された、と断じて間違いないと思われる。幕府法令のこの時期の村落に対する浸透は、思いの外深いといえよう。

これは、たとえば、寛永一九年令（一六四二）と寛永二一年令（一六四四）にのみ見られる「帳面ニ手代押切いた

し」、「其帳のどちめ／＼に手代押切印判を仕」という文言は、その後の慶安五年令（一六五三）や寛文六年令（一六六六）に無いが、延宝八年（一六八〇）の「信州佐久郡鑑懸村酉年諸事夫錢帳」の表紙には、「閉目押切印判」と書かれており、寛永令の影響を認めることができる。

この点は、村入用帳本体に限らず、先の神崎彰利氏の指摘にもあるように、一件文書のなかの文言などについても、寛永期またはそれ以前の村方における村入用帳作成の動向について、より広い範囲で検討する必要があらう。

### （3）寛文七年の「未ノ歳八条領上馬場村諸役入目帳」

（埼玉県八潮市）

一方、関東周辺で近世前期の事例をさがすと、筆者の手元の史料を見る限りでは、寛文七年（一六六七）正月の（武藏国埼玉郡）「未ノ歳八条領上馬場村諸役入目帳」<sup>(5)</sup>（埼玉県八潮市）が、村入用帳の形式をとつた最も古い史料である。この帳簿は横帳で（写真版による）、表紙には年代と題の他に「紙數拾枚 名主持」と記され、次のような形式である。

正月十八日

一つき麦武升三合 両馬は・西袋・柳宮

是ハ、正月廿二日ニ御つきやへ納申候

正月廿二日

一馬壱疋 草加伝馬 両馬場  
一人足式人 是ハ宮様御目付衆御通り

(中略)

一壱匁九分 上馬場 上ヶ丈代銀、二月五日納

(中略)

二月七日

一四百廿四文 上馬ば村

是ハ一番刻八束ノは竹代小割

(中略)

九月九日

一五合 松のミ 両馬は

一壱升 杉のミ 柳西宮袋は

一壱升 半の木のミ

一五合 榎のミ

右ハ越ヶ谷町御殿へ納可申候

(中略)

弐百三拾文 両馬場

是ハ申ノ正月御かさり道具入用ニ被仰付

候代ニ而權右衛門ニ渡申候

十二月六日

上馬場村

名主 弥七郎

この内容を見ると、伝馬の馬及び人足、竹・縄・餅草・う  
こき・くこ・丸木・小麦・しやうふ・土俵・かや・ぬるての  
は・蓮葉・まつのミ・杉のミ・半(榛)の木のミ・榎のミ・  
杉まきなど実に多彩な現物納、かやかり人足などの人足、そ  
れらの代金納(竹・さしかや・正月御かさり道具入用)など  
が、正月から一二月まで一年分書き上げられ、一番最後に名  
主が記名している。役高の合計はなされていない。

この中には、名主給や祭祀入用、筆墨代など、通常の村  
入用帳に見られる項目は書き上げられておらず 村入用帳

たりうるかは、今後検討されなければならないであろう。

しかし、この様に、一年を通して諸役の項目と内容を記  
録したこの帳簿は、後に述べる富沢村の例でいう「村入用  
控帳」(A帳)に相当するものと思われ、帳末には一二月  
と書かれているが、表紙は正月であり、これと符合する。  
また、内容からは菅原氏の紹介された橋波村の例(具体的  
な記載例は未見だが、大坂城の作事に必要な繩・藁・竹・  
人足入用、伝馬、朝鮮人の賄人足入用銀、御普請入用銀と  
いう内容であるといふ)にも近いように思われる。

#### (4) 村入用帳の成立

これ以外に筆者が目にできたのが、今のところ  
る延宝七年(一六七九)正月の「信州伊奈郡南飯田廻り

虎岩村諸色入用帳<sup>(46)</sup>で、この帳面には「村中帳紙之代」、「当村小夫式人扶持方代」など、前年の半年一年分の諸色入用の項目と代金、および錢の合計四三貫六二一文が書き上げられ、庄屋二名・組頭七名・百姓二五名が連印して、設楽太郎兵衛に差し出したものである。

また、尾張藩領ではあるが、寛文六年（一六六六）午三月二〇日の（美濃国各務郡）「御免相之外鵜沼村中入用帳<sup>(47)</sup>」は、「巳ノ年地下入用」の副題を持ち、表題の通り、免相（年貢）以外の村入用全てを書き上げた好史料で、領主側の「御このミ」で代官今村次郎兵衛が庄屋・組頭加判で指上げたという由緒を持つ。この他、貞享三年（一六八六）七月二日の（美濃国本巣郡）「丑ノ年日当村諸事入用割符御帳<sup>(48)</sup>」（大垣藩領）などがある。

また、内容については未見だが、延宝八申年（一六八〇）

一二月の「信州佐久郡鎌懸村酉年諸事夫錢帳<sup>(49)</sup>」（表紙のみ写真版、酉の干支はそのまま）などが古い例であろう。

これらの事例は、筆者の手元にあるごく限られた史料について見たものである。しかし、今後地方文書の史料目録・史料集を丹念に見ることによつて、より多くの近世前期の村入用帳及び、それを示す文言が見出されるであろう。それは、先に見たように寛永一九年（一六四二）以降の幕府法令がある以上、その前後には遡るはずであるし、神崎彰

利氏が紹介された寛永元年（一六二四）の勝沼村の例や、本稿で紹介した同年の榆俣村の事例のように、より古い村入用帳の存在の可能性も考えられるのである。

そして、先の榆俣村の寛永元年（一六二四）の年貢割付状中の文言から、村入用帳は年貢算用の中から、領主側の政策的意図によって、寛永期頃分離され、村方が作成することを強制されたことが明らかとなつた。

### 3、村入用一紙目録について

さて、このような近世前期の村入用関係の史料の他に、ここで敢えて筆者が一項を設けて付け加えておきたいのは、次に掲げる村入用一紙目録（証文）とでも呼ぶべき史料の存在についてである。

これまで村入用及び村入用帳の成立について多くの論者が述べている中で、ほとんど触れられていないが<sup>(50)</sup>、地方文書を見ていくと、その中に村入用帳とよく似た内容の「村入用一紙目録（証文）」とでも呼ぶべき史料がいくつか存在しているのである。

筆者の手元にある史料の中で、今のところもつとも古いものは、（a）延宝六年（一六七八）一二月二三日の「甲斐国山梨郡上小田原村午之夫割目録之事」<sup>(51)</sup>、（b）同じく延宝

七年（一六七九）四月の武藏国橋樹郡古川村の（村入用書  
上）「覺」である。

これらはいずれも、比較的短い一紙証文の形式で、（a）は二八名の百姓から庄屋五兵衛宛、（b）は古川村の名主九左衛門・組頭惣兵衛の二名が、「御代官様」に宛てたものである。それらを示すと、次の如くである。

（a） 上小田原村午之夫割目録之事

一高式百八拾七俵米五升七合 有高

内分ケ

三拾俵ハ

三拾俵ハ

比かゝり七俵

武百三拾七俵米五升七合

此かゝり三拾武表三合武勺七才、但壱表ニ付武升

七合宛

内九升九合三勺三才割余り庄屋前ニ有り

合三拾八表壱斗三合九勺四才 夫錢高

右之通大小百姓立合夫割仕置候、若相違有之候者重而割直し可申候、為其連判如件

延宝六年午十二月廿三日 与一右衛門印

〔他二七名〕

庄屋五兵衛殿

（b） 覚

一錢武百七拾文

是ハ、未ノ正月御年頭ニ、名主參候入目

一銀武匁

是ハ、午ノ秋御檢見時、諸色ノ入目

一金武分也

是ハ、御鳥見衆御伝馬諸色年中ノ入目

一錢壱貫文

是ハ、御鷹匠・御餌指衆入目

一金三分武朱程

是ハ、大閑午ノ夏より未ノ三月迄、諸色入目

一米壱俵也

是ハ、定夫給・才料給・藏番給共入目

一金武分也

是ハ、内関諸色ノ入目

一銀八匁

是ハ、年中か<sup>（紙）</sup>ミノ入目

一銀六匁

是ハ、七郎太夫様御出之入目

右之通午ノ夏より未ノ四月迄、諸色入目錢出し申候、此外何ニても、一切出し目等無御座、夫錢も出シ不申候、以上

一 東海道(掃除)・道作り、何時ニよらす、人足大情數  
度罷出候  
一 御鷹之御用、鶴おい人足仕付(役立)□最中、大情數度罷出  
候

延宝七年  
未ノ四月  
古川村  
名主  
九左衛門印  
組頭  
惣兵衛印  
御代官様

(a) の上小田原村は、現在の山梨県塩山市の北東端に位置する青梅往還沿いの山付きの村で、延宝六年（一六七八）段階の当村は伊丹氏の徳美藩領である。近世初期の村高は五八石三斗五升、のち正徳三年（一七一三）の検地で一六九石四斗三升になつてゐるが、耕地はすべて畠方で、皆金納の村である。

少し時代は下るが、享保九年（一七二四）の村明細帳によると、この時の戸数四二軒の内三五軒本百姓・五軒水呑・二軒寺があるので、二八名の百姓は延宝六年段階の本百姓の数に相当するものとも考えられる。この明細帳には卯年（享保八年）の村入用が記されており、村入用銀七二〇匁の内訳は、神事祭礼入用二五〇匁、道橋等諸入用一五〇匁、

猪鹿追候諸入用三二〇匁となつてゐる。また、これ以外に米一三俵が「名主・行」給となつており、先の延宝六年の目録にある三〇俵の庄屋給の内にも、「行」すなわちアルキ給が含まれていたものと思われる。

この夫割り目録を見てみると、全体が俵高（一俵=二斗）で示され、有高二八七俵五升七合（五七石四斗五升七合）から三〇俵（六石）の庄屋高を引いた後、二〇俵（四石）の出作り高には七俵（一石四斗）、残りの二三七俵五升七合（四七石四斗五升七合）の居作高には三二俵三合二勺七才（六石四斗三合二勺七才）の夫割がかけられている。

後者の居作高には九升九合三勺三才の割あまりが「庄屋前ニ有り」と書かれ、これを庄屋の負担として考えると、三一俵三合九勺四才（六石二斗三合九勺四才）となる。これを先の出作り高にかかる七俵（一石四斗）と合計すると、三八俵三合九勺四才（七石六斗三合九勺四才）となり、夫錢高合計三八俵一斗三合九勺四才（七石七斗三合九勺四才）とは一斗の違ひである。この一斗の差は、先の庄屋前の九升九合三勺三才の割あまりを、ほぼ一斗に近いものとすれば、この数字を足したものと考えられる。

この点は、さらに検討しなければならないが、ともかく、この歳の夫割りが一軒前の百姓の連印によつて相違ない旨確認され、それが庄屋に對して提出されているのである。

田のない畠方のみの当村で、この夫割りが、「夫錢高」とあるように金錢で納められたのか、それとも麦など畠作の穀類による現物納か、又は両者が併用されていたのかはわからぬことを確認しておきたい。

また、居作高には、一俵にたいして二升七合の割合（一・五%）であるのに対して、出作高には一俵に七升の割合（三五%）でかけられており、入作者に対して約二・六倍の重い夫割りが確認できる。通常言われるように出作高に重くかける傾向がここでも確認されるのである。

(b) の古川村は、現在の神奈川県川崎市に位置し、慶安年間（一六八〇—一六五二）成立の『武藏田園簿<sup>江戸</sup>』では伊奈半十郎代官所支配となつてゐる。

当初は幕領支配が続くが、寛文四年（一六六四）から貞享三年（一六八六）まで久世広之領、すなわち関宿藩領となり、以後幕領に戻つたようであるが、享保九年（一七二四）からは増上寺領となつてゐる。<sup>（註）</sup>この史料の延宝七年（一六七九）は、関宿藩領の時代である。

村高は七九石三斗三升八合と大きくはないが、田方六七石四斗八升六合、畠方一一石八斗五升二合と、田の割合が断然多い村である。以後、元禄一五年（一七〇二）の元禄郷帳、天保五年の天保郷帳でも、村高は同じである。文政

一一年（一八二八）完成とされる『新編武藏風土記稿』では、戸口は一四軒とある。<sup>（註）</sup>

その内容は、前年（延宝六年午年）の夏から当年（延宝七年未年）の四月までの村入用の項目が書き上げられたもので、(a) のように一二月の日付けをもつ村入用とは異なつて、年を跨いだ期間である事が特徴的である。その項目を見てみると、①正月年頭の名主の領主への挨拶、②江戸近郊農村としての鷹場関係や検見等の領主の来村時の入用、③大関や内関等用水普請に関するもの、④定夫給・才料（宰領）給・蔵番給などの役料や紙代などの、純粹に村内での入用、に分けられる。

また、費用は、項目が僅か九項目であるのに金・銀・錢・米という四通りの異なる基準で表示されており、全体の額を把握するのが困難で、事実、合計も記されていない。

よつてこの各項がどの様に徵収されたのか、持高一石当たりや一軒当たり等の額も表示されていない。表示単位ごとに合計すると、金一両三分二朱、銀一六匁、錢一貫二七〇文、米一俵となる。後段に「諸色入目錢」・「壹錢も」等とあるので、これらの入用は実際にはすべて錢で納められたいた可能性もあるが、ここでは各々の出費の項目に応じたそのままの表記が示されているものと理解しておきたい。

この二点以外に、同じ村入用一紙目録として甲州で元禄

期の二点の存在が確認できる。<sup>(6)</sup>

また、この他に、充分に吟味することはできなかつたが、寛文一〇年（一六七〇）八月の（信濃国上飯田村）「町貫之覧」（貫には「つなぎ」とルビがある）は、上ヶ綿・上ヶ木・伝馬・とりもち・組頭切米・小吏切米などが俵で表記され、役高を俵高で割つており、村入用を示すものと思われる。

なお、「村貫」（むらつなぎ・むらかん）・「つらぬき」が、村入用の地域的別称であることは、伊藤好一氏が指摘している<sup>(7)</sup>。この史料は『役用古記録抄帳』という後代の覚書と思われるものに記録されたものなので、原本は帳簿なのか、

一紙文書かははつきりとは判らないが、日付が八月である点、上飯田惣百姓が団右衛門・清兵衛・市右衛門の三名に宛てている点など、検討すべき点も多い。

このようないくつかの史料の存在は、これまでほとんど注意されてこなかつた。また、今のところ同一年次に、同じ内容の帳簿が併存しているのかどうかについては、その存否は確認されていない。しかし、この二点の史料にしても（a）一二月の末のものが庄屋宛、（b）四月のものが代官宛であり、村方の決算が一二月、代官への報告が三月又は四月という後代のパターンと同一である。また、先の註に示した甲州西郡筋小室村の二通（c）（d）も一二月である。これは、先の幕府法令の用語は、帳・帳

面・別帳と帳面ばかり登場していたが、實際には項目数が少なければ、このような一紙目録の形式で代用したとも考えられる。長帳形式の村入用帳が、関東地域とその付近で見られる上限は、一般的にこの頃なので、それを代用または補完するものとして考えておきたい。

この一紙目録が、村入用帳とどの様な関係にあるのか、今後は各地域でこのような観点から今一度両者の関係を検討する必要があるであろう。

#### 4、近世村方史料としての村入用帳

近世の代表的な地方書である大石久敬の『地方凡例録』では、村入用を「小入用夫錢之事」とし、村入用帳について次のように記している<sup>(8)</sup>。

一村々小入用夫錢のこと付てハ、間公事出入あることゆへ、村役人に私もなく又百姓ども疑心も無きため、年中の村入用を附立べき程に紙數を積り帳面を式冊仕立、前文へ連印をなし、村入用のことハ此帳面の外、決して用ひ申間敷、又定式定りたる入用井に聊かの儀ハ、名主手前より差出し置て後に此帳面にしるす、若し臨時の入用村割に成べき品あらバ、組頭百姓代井に長百姓の内、両三人を名主元へ呼集

め相談をとげ、謂れなき入用ハ申すに及ばず、名主

の我意を以て百姓不得心の品等ハ決して割掛ず、少

しも村入用の減ずる様申し合せ、心を用みて評議の

上、拠なき品は此帳面に記し置、盆暮兩度割賦いた

すべし、然るに於てハ此帳面に記したる品、仮令

米金高多くなりても、一統評議の上にて掛る入用な

れば、小百姓ども一言の儀も言はず、出入等に及ぶ

間敷旨を前文に堅く記し、村入用帳に總百姓連らず

連印せしめ二冊同様に仕立、年頭に支配地頭役所へ

差出し押切印を取り、二冊とも村方へ持帰り年中の

入用其時の二冊同様に附立る、是を白紙帳と云、儲

益暮に至り村役人長百姓立合、一廉限僉議の上割賦

いたし、立会の者ども奥書印形にて、翌年始め、其

年の白紙帳に一同割賦済たる小入用夫錢帳二冊とも

役所へ差出し置、役所に於て追て改の上不審の品も

あれバ名主を呼出して相糺し、金高の処へ役所の押

切印形をいたし、一冊ハ役所へ取置、一冊ハ村方へ

相返すこと料所の通法なり、右小入用夫錢帳を越後

辺にてハ万難小役帳ともいふ、右の通りに極め置け

バ、以後夫錢出入等起りたるときに、小入用帳を以

て証拠となす、前書の通り改方手堅く致さず、名主

組頭心任せに附立て割賦をなしたる小入用帳ハ、出

入等の節証拠にハ相立ざることなり、(ルビ省略)

若干意味の取りにくい部分もあるが、これによると、①あらかじめ前文に出入に及ばざる旨記して總百姓連印をし、

②それに役所の押切印を押した2冊の「白紙帳」を用意し、  
③それに年中の入用を記し、④盆暮二回、村役人・長百姓立合(会)の上割符をし、⑤その後立会人の奥書、押印の上、⑥二冊とも役所に提出し、吟味を受け、⑦一冊は役所、もう一冊は村方に返すのが天領の通法であつたという。

ただし、『地方凡例録』は、二冊といいながら、それはあくまでも同一内容の二冊であつて、それを「一冊ハ役所へ取置、一冊ハ村方へ相返すこと料所の通法」であつた。この点については、先に引用した『徳川幕府県治要略』の記述も同様である。

しかし、先に検討した幕府法令の中には、これらの記述と異なるものもあった。

たとえば、先の元禄七年の定書(史料5)では、毎年一冊に支配領主から二冊の入目帳を渡し置き、一冊を名主方、一冊を百姓方に取り置くとされていた(ただし、この例についても、これまでの研究史をみるかぎり、実際の村方の史料ではまだ確認されていない)。

また、寛政二年八月の法令では、支配領主へ差し出す面とは別の、「内入用割掛」帳を作成する村方がある事が不

埠として記されていた（史料10参照）。

このように、村入用帳が、必ずしも一種類でないことは、早くからいわれていた。

『近世地方史研究入門』<sup>(65)</sup>では、冒頭に村入用帳を「町村の一年の入用を細目毎に書上げた帳面である」として、先の『地方凡例録』に拠つたと思われる一般的説明をしているが、写真版の史料の解説では、これは正規の帳面ではなく、村入用中の土木・助郷などの大きな項目を一つにまとめ、それに入らない小さい項目を後ろに逐次書き上げるという体裁を取っている、と説明している。また、その後ろでは、村入用を年末に集計して、それを村民全部に割り掛ける「村入用小割帳」が有ることを紹介している。

また、上杉允彦氏は武州多摩郡柴崎村の史料に拠りながら、村入用の運用について次のように説明している。

まず村名主の手元で名主の自費の立替えで一定の村入用の支出が行なわれて村入用覚帳が記される。次にそれにもとづいて七月に集計が行われ、秋から夫錢の割付が行われ夫錢割付帳が作製され取立てが行われ、年末に夫錢取立帳が作製されこれで一応事務は終るが、さらにその收支の結果を翌年正月までに村入用帳に記して割付農民の印を得た後、領主（天領は代官所）に提出して承認を求める手続きが残っている。

ここでは、村入用覚帳・夫錢割付帳・夫錢取立帳・村入用帳の四種類の帳面が作成されることになる。

菅原憲二氏は、村入用帳を二系統に分け、分析概念として、幕令の実施などにより代官方へ差出されたために作成されたものを「差出村入用帳」、それを準備した、全く村内での割符のために作成されたものを「村内割符帳（状）」（この状とは、免割目録を念頭に置いているようである）と呼んでおられる。<sup>(66)</sup>

一方、近年矢澤洋子氏は、近世後期の高嶋藩領御射山神戸村を取り上げ、その「歩割仕法」を追う過程で、（本論文はなかなか難解であるが）領主側がとらえる「表」の部分としてA『御役儀諸入用控帳』（名称は時代により異なる）（村が藩支配の末端として村請けする諸賦課及び支配の実現に際して藩役人・村役人の活動に要する入用）、a『歩割未進過（差引）帳』（表帳）（A帳末尾の総計を村落構成員各人から高割りで徴収する個人台帳）が有り、これに対して、A以外の「内所」に関するものとしてB『諸入用（控帳）帳』（諸控帳）とも）（村全体の收支の総括）と、b『歩割未進過（差引）帳』（内所帳）（各人と村との金銭関係を集計し、差し引きし決済する）が存在することを述べている。

しかし、これらの先学の論考では、村方に残るこの様な

異なる種類の「村入用帳」の存在は指摘されても、村方文書としてどの様な表題を持ち、それぞれがどの様な役割を担っているのかは、十分に明らかにされたとはいがたい。しかも、それは地域により、支配領主により、年代により、様々な要素によつて異なることが予想される。また、これまで述べて来たように、村入用帳の成立や幕府法令など村入用帳について論じる場合、それがどの種類の「村入用帳」であるのかを、あらかじめ明確にして論じられることも少なかつた。

このため、村入用を論じるものは、各自の扱る史料が、どの様な役割を担わされた「村入用帳」であるのか、あらかじめ承知しておく必要があるう。

以下では、駿河国駿東郡富沢村の村入用帳を取り上げ、その史料論的検討を行うものである。

なお、使用する史料は、特に断らない限り、渡辺武彦家文書である。<sup>(4)</sup> 同家は、長く富沢村の名主（時には庄屋とも書かれている）をつとめた家柄である。

## 5、富沢村の村入用帳

### （1）富沢村の概要

富沢村は、現在の裾野市域の中では、黄瀬川の西岸部で

もつとも南部に位置する。東の黄瀬川から西は愛鷹山の山麓に至る、東西に細長い村である。当村は慶長九年（一六〇四）沼津藩（大久保氏）の検地を請けており、初期の村高は一三八石五斗九升五合、のち寛文一二年（一六七二）の幕領検地を請けて一七二石九升一合となつている。近世の戸口を示すと、（表1）のようになる。多少の変動はあるが、一八世紀末から家数三五軒から三七軒（外、堂二・非人一）・人数一六〇人前後で推移しているといえよう。

また、その支配の変遷を図示すると、（図1）のようになる。近世の初頭を除くと、寛永元年（一六二四）から寛永九年（一六三三）までの徳川忠長領をへて、元禄一〇年（一六九七）までの期間、数年間の小田原藩領の時期を除けば、当村はほぼ天領又はそれに準ずる支配をうけていたといえよう。

それが一変するのは、元禄の地方直しによって、旗本秋山氏の支配をうけるようになったためである。秋山氏の支配はその後約八〇年間続き、安永七年（一七七八）に譜代大名水野氏が沼津に入つたのを契機に富沢村は沼津藩領となり、以後その支配は幕末まで変更はない。つまり、富沢村は一村で、近世を通じて幕領・旗本領・藩領の総てを経験した、ということになる。

表1 駿河国駿東郡富沢村戸口

年代	西暦	戸数	堂	非人	人 数	男	女	非人	馬	牛
慶長8年	1603	10軒								
寛文12	1672	21								
元禄13	1700	23								
安永5	76	28			145人	73人	72人		6疋	
6	77	28	2軒		139	70	69		10	0疋
天明3	83	36			176	84	92		8	
享和2	1802	35	2		137	76	61			
文政7	24	38	2		153	76	77		7	
8	25	38	2		157	81	76		7	
9	26	38	2		159	77	82		7	
11	28				159	76	83		7	
12	29	38	2	1軒	156	75	81		7	
天保元	30	39	2	1	161	75	86		7	
2	31	39	2	1	162	78	84		7	
3	32	39	2	1	162	77	85		7	
4	33	39	2	1	163	78	85	7人	7	
弘化2	45				176	86	90			
3	46	37	2	1	169	81	88	5	8	
嘉永2	49	37	2		166	77	89		7	
3	50	37	2	1	167	81	86	6	8	
4	51	36	2	1	173	83	90	6	8	
5	52	36	2	1	168	82	86	6	8	
6	53	36	2	1	164	80	84	6	8	
安政元	54	37	2	1	172	81	91	6	8	
2	55	35	2	1	176	86	90	6	8	
3	56	35	2		176	87	89		8	
4	57	36	2	1	172	85	87	7	8	
5	58	35	2	1	178	89	89	7	8	
6	59	35	2	1	176	86	90	6	8	
万延元	60	35	2	1	166	84	82	6	8	
文久元	61	36	2	1	169	85	84	6	8	
2	62	35	2	1	169	83	86	5	8	
3	63	35	2	1	163	79	84	6	8	
元治元	64	35	2	1	167	81	86	5	8	
慶応元	65	35			175	90	85		8	
2	66	36	2	1	188	94	94	5	8	
3	67	36	2	1	194	94	100	6	8	
明治元	68	37	2		192	94	98		10	0
2	69	37	2	1	195	95	100	6		
3	70	37	1		228	114	114			

※慶長8年・寛文12年は検地帳の屋敷数、元禄13年は名寄帳の戸数、安永5年・慶応4年は村明細帳、それ以外は各年の宗門人別帳より作成

図1 富沢村の支配の変遷

天正10年 (1582)	松平周防守 (康親・康重)
天正18年 (1590)	中村一氏
慶長6年 (1601)	大久保治右衛門忠左 (沼津藩領)
慶長19年 (1614)	徳川頼宣
元和5年 (1619)	天領
寛永元年 (1624)	徳川忠長
寛永10年 (1633)	天領
延宝8年 (1680)	稻葉氏 (小田原藩領)
天和3年 (1683)	天領
元禄11年 (1698)	秋山重右衛門 (旗本領)
安永7年 (1778)	水野出羽守 (沼津藩)
明治元年 (1868)	徳川家達 (駿府藩—静岡藩領)
明治4年 (1871)	静岡県

(2) 三種類の村入用帳

現在、渡辺武彦家には二千数百点を越えると思われる文書が残されているが、そのうち、村入用に關する帳簿は、(表2)の様に三種類に分類できる。

この三種類の文書を比較するために、弘化五年（一八四八、二月一八日より嘉永元年に改元）を例に考えてみよう。この年は、弘化五年正月の日付を持つ「A」「申年郵入用控

帳」、嘉永元年一二月の日付を持つ「B」「申年諸役掛割合帳」、そして翌嘉永二年（一八四九）三月の日付の「C」「去申年中村入用帳」の三冊が揃っているからである。

(3) 正月の日付をもつ「村入用控帳」

ます、「A」「申年郵入用控帳」は、題以外に表紙に「弘化五年正月吉日 富沢村名主嘉六郎」とある。弘化五年

表2 富沢村の3種類の村入用帳

No	年代	西暦	干支	凶 村入用控帳(正月)	凶 諸役錢掛割合帳(12月)	凶 村入用帳(3月)
1	元禄13	1700	辰		辰之年諸人用役割帳	
2	14	01	巳	巳之正月諸事入用覚		
3	宝永3	06	戌	戌ノ年村諸事覚帳	戌年御役米錢#箱根水入用	
4	享保14	29	酉		酉年諸役拾帳	
5	宝曆11	61	巳		巳之年諸役錢割帳	
6	12	62	午		午年諸役錢割帳	
7	13	63	未		未諸役錢割帳	
8	明和3	66	戌		戌年諸役錢割帳	
9	7	70	寅		寅年諸役錢割帳	
10	安永2	73	巳		巳年諸役錢割帳	
11	4	75	未		未諸役錢割帳	
12	天明5	85	巳	年中村入用覚帳		
13	7	87	未			未年村入用覚 ●
14	寛政元	89	酉		酉年諸役錢割帳	
15	2	90	戌		戌年諸役錢割帳	
16	3	91	亥		卯年諸役錢割帳	
17	7	95	卯		辰年諸役錢割帳	
18	8	96	辰		亥年役錢掛割帳	
19	享和3	1803	亥		戌年村入用小拾控帳	
20	文化11	14	戌		子年諸役小拾帳 ●	
21	13	16	子		戌年諸役錢割合帳	
22	文政9	26	戌			戌村入用覚
23	10	27	亥			去亥年中村入用帳
24	11	28	子			去子年中村入用帳
25	12	29	丑			去丑年中村入用帳
26	13	30	寅			去卯年中村入用帳
27	天保3	32	辰			
28	5	34	午		午年諸役錢掛割合帳	
29	6	35	未			去午年中村入用帳
30	7	36	申		申年諸役掛割合帳	
31	8	37	酉		酉年諸役錢掛割帳	
32	11	40	子		子年諸役錢掛割合帳	
33	12	41	丑		丑年諸役錢掛割合帳	
34	13	42	寅		寅年諸役掛割合帳	去丑年村入用帳
35	14	43	卯	卯年村入用控帳	卯年諸役掛割合帳	去寅年村入用帳
36	弘化1	44	辰	辰年村入用控帳	辰年諸役錢掛割合帳	去卯年村入用帳
37	2	45	巳	巳年中村入用控帳	巳年諸役掛割合帳	
38	3	46	午		午歲諸役錢掛割合帳	去巳年中村入用帳
39	4	47	未	未年村入用控帳	未年諸役錢掛割合帳	
40	嘉永1	48	申	申年郷入用控帳	申年諸役掛割合帳	
41	2	49	酉		酉年諸役掛割合帳	去申年中村入用帳
42	3	50	戌		戌年諸役錢掛割合帳	
43	4	51	亥	亥年村入用控帳	亥年諸役錢掛割合帳	去戌年村入用帳
44	5	52	子	子年村入用控帳	子年諸役錢掛割合帳	去亥年村入用帳
45	6	53	丑	丑年村入用控帳	丑年諸役錢掛割合帳	去子年村入用帳
46	安政1	54	寅	寅年村入用控帳	寅年諸役錢掛割合帳	去丑年村入用帳
47	2	55	卯	卯年村入用控帳	卯年諸役錢掛割合帳	去寅年村入用帳
48	3	56	辰	辰年村入用控帳		去卯年村入用帳
49	4	57	巳	巳年村入用控帳		去辰年村入用帳
50	5	58	午	午年村入用控帳	午年諸役錢掛割合帳	去巳年村入用帳
51	6	59	未	未年村方諸入用控帳		去午年村入用帳
52	万延1	60	申	申年村方諸入用控帳	申年諸役錢掛割合帳	去未年村入用帳
53	文久1	61	酉	酉年村方諸入用控帳	酉年諸役錢掛割合帳	去申年村入用帳 ●
54	2	62	戌	戌年村方諸入用控帳	戌年諸役錢掛割合帳	去酉年村入用帳 ●
55	3	63	亥			去戌年村入用帳
56	元治1	64	子	子年村方諸入用控帳		
57	慶応1	65	丑	丑年村方諸入用取替帳	丑年諸役錢掛割合帳	
58	2	66	寅	寅年村方諸入用控帳	寅年諸役錢掛割合帳	去丑年村入用帳 ●
59	3	67	卯	村方取替帳	卯年諸役錢掛割合帳	去卯年村入用帳
60	明治1	68	辰	辰年村方諸入用控帳	辰年諸役錢掛割合帳	
61	2	69	巳	当巳年諸人用取替金控帳	巳年諸役錢掛割合帳	
62	3	70	午	午年村方諸入用取替帳	午年諸役錢幕割帳	去巳年村入用帳
63	4	71	未	未年村方諸入用#午年役落取替帳	未年諸役錢掛割合帳	
64	5	72	申		申年諸役錢掛割合帳	
65	6	73	酉		酉年諸役錢掛割合帳	

※富沢 渡邊武彦家文書より作成。●は、史料は存在するも鼠害や虫損などで見ることのできないもの。

の干支戊申を別記している。帳面の記載は、

割後去未年ノ割帳ノ尻ニ記す

覚

正月二日

一錢弐百文

御年始 年始

一六十四文 は し

一六十六文 は し

同  
一弐百文

延紙三狀

の他に、給式人・水夫・賄・薪・青物・白米六升が、額を

正月十八日

記さず書かれている。また、この後には「本斗り」とし

一金壱分壱朱

森木氏仕切料

て、はと二羽・玉子七ツ・さかななどの代金が書き上げら

二月十二日

江戸差紙飛脚

れ(「はと」のみ無記載)、小歩行・水夫・給士・賄・青物・薪・白米が書き留められている。次いで「牧場買物」とし

一三百文

て、ミしま買物・酒・かし(菓子)から、すりみ・せう油・

の如くである。これ以外の項目は実に多彩で、出雲大社  
かんけ・白山式諦坊・田方間宮若宮かん化・愛鷹大明神・  
沼津城内高見沢恭斎かん化・鎌倉長谷寺・磯部明神かん化  
などの宗教者の来村や初穂料、水配人江酒代・水初穂など  
の深良用水に関するもの、□□焼失見舞割合・宗門寺請・

益前組合割・郷宿・助郷一条納米之節渡ス・木戸修覆(復)・  
類焼高割上納・駿府賃錢などの公的な出費などが見られる。  
また一月朔日の糯米御改の際は

一五百九十九文 ミしま買物

一弐百文 さ け

一三拾六文 玉子六ツ

また、この帳簿の特色は、御用留のように御触書が記録  
されていることが多く、天保一四年(一八四三)正月の「卯  
年村入用控帳」などは、村入用関係の記事がほとんど見ら  
れず、表紙さえなければ御用留である。弘化五年の本帳も、  
後半はこの形式をとっている。これが如何なる理由かは今  
のところ不明だが、天保一四年以降の帳簿には、年によつ  
て変動があるものの、大部分が法令のメモと同居している。



要助という百姓の場合を示す。

要助

なお、「B」帳の月との合計に対する利子は、五月が八百文に対して百七文、六月は九百九十文に対して六十七文であるから、特定の利率が反映しているようには見えない。さて、「A」帳は二月分の記載で終わっているが、「B」帳はそのあとに支出の合計がなされ、それを村高で割つて、高一石当たりの高割りで一人（一軒）当たりの負担額の基礎が算定される。帳末の部分を示す。

惣メ八両三分式朱ト八拾貫四百拾八文

内

三百文

糯米御改□ニ付助合

式朱ト八百壱文

牧場御扶持代永預り

差引

残八両三分ト七十九貫三百拾七文

此替錢

百三拾七貫六拾五文

高百八拾石八斗三升壹合

内三拾壱石村役人高引

残而百四拾九石八斗三升壹合

但シ高壱石ニ付錢九百拾九文

但六百文過ス役割之節飯料

そして、この帳の残り三分ニは、個人別の村入用の負担簿と比べてみると、たとえば先の要助の場合、この年（嘉

一、拾九貫五百廿八文

五百文

百 文

式百五十文

式百文

三百文

堰 竹

荒地見分御札

芝拾五駄

牧 ば

すミ壱俵

メ壱貫三百四十八文

差引拾八貫百七十式文

十二月十八日皆済

割り当てられた村入用の金額から、一年間に自身が負担した分を引き、それを一二月中旬に皆済している。この個

人負担分は各個人（家）ごとに異なり、これ以外に煙硝土運び・木戸作料・水門立替・百姓代給金・牧場人足・大工・糯米・こせ（瞽女）二人泊り掛り・こせ三人泊り<sup>(2)</sup>・水門板四枚・荒地見分下長窪迄人足行・栗八升・さの行荷物送り・鳥代・川魚・万才式人泊りなどがある。これらの多様な個人負担分の金銭への換算は、いったい誰が、どの様な基準で行つていたのかは、この帳簿からは判らない。

また、個人負担の内容について、二年後の嘉永三年の帳簿と比べてみると、たとえば先の要助の場合、この年（嘉

永三年) は芝一五駄 (五百文) · 牧場人足 (百文) · 竹武束 (式百式拾文) の合計八百式拾文にとどまつてゐる。芝や竹の提供をし、牧場人足に出ることは、ある程度予定されているものの、年によつて炭の提供の有無が異なるように、若干の変動があつたものと思われる。

この様な例は、村内の養光院が嘉永元年・三年の両年とも郷藏地代四百文を負担しながら、嘉永四年にはその記載が無いなど、いくつか見られる。

また、この年は總て高割りであつたが、嘉永四年(一八五〇) の帳簿では、高割りの他に、「雨乞入用」にして二六文が各戸に割掛けられている。雨乞入用については、嘉永元年では高割りの総額の中に入つてゐるが、嘉永三年では見られず、嘉永四年では門割りとなつてゐるのである。村の柔構造の一端であろうか。

なお、入作者と思われる者は、嘉永元年には「定輪寺伊助」という隣村の者が一名いるが、この帳面で見る限り、富沢村では入作者に特に重く掛けるということはしていな

いようである。  
これらの細かい村内負担の推移については、充分な追跡を行ふ必要があるが、それは他日を期したい。

### (5) 三月の日付をもつ「村入用帳」

一方、「C」「去申年村入用帳」とは、如何なる帳簿であるうか。

これまでの両帳が、いずれも嘉永元年の史料であつたのに対しても、「C」帳は翌年の嘉永二年三月の日付をもつ。表題以外には、「嘉永二酉年三月 駿州駿東郡富沢村」と表紙にある。記載形式を示すと、次のようである。

駿州駿東郡富沢村

一、高百八拾石八斗三升壹合

申村入用覚

一、米八斗 定使給

一、同式斗 升取給

一、同三斗 郷藏地代

一、同八斗 郷藏番給

一、同壹斗式升 糜米御上納仕候者江増遣し申候

一、同九斗五升 堀三ヶ所済人足扶持方并蛇籠竹代  
相渡し申候

小以米三石壹斗七升

此俵七俵三斗五升

一、錢四拾七文

是者、愛鷹明神除地御国役御上納仕候

(中略)

一、金壱両壹分弐朱ト錢弐百拾九文

是者、村役人共併人足等郷宿雜用相渡し申候

(中略)

一、錢壱貫四百三十四文

是者、白山其外山々御初穂・ごぜ・座頭勸化

ニ出し申候

(中略)

一、同(金)三分弐朱ト錢百八十九文

是者、御普請御用途金・御積立金割元江納候

右之寄

一、金九両三分弐朱ト永百壱文三分八毛

一、錢三拾貫四百弐拾文

此永四貫六百九文二分□□

但シ金壱両付六貫六百文

一、米三石壱斗七升

田畑高割

一、合永拾五貫五百八拾五文 同 断

五分□厘八毛

惣高合百八拾石八斗三升壱合

内高三拾壱石村役人共役高引

残而高百四拾九石八斗三升壱合

此割高壱石ニ付

米弐升壱合壱六才  
米九拾七文三分五厘□毛

この後に、「田高掛之分」として(深良)用水の水門修復の費用と湖水諸掛り・水配給(水配人の給与)の二つの項目の合計、拾貫六百五拾九文(永にして壱貫六百拾五文三分三厘三毛)で田高百五石弐斗五升六合(田高は百三拾六石弐斗五升六合だが、これから三拾壱石の村役人共役高引がある)が割られ、高一石に永一五文三分四厘七毛となつてゐる。

そして、この後に、村入用の割合が相違ない旨、米蔵以下合計三三名の「小前」と、入作の定輪寺村市右衛門一人そして百姓代一人・組頭二人・名主多七の村役人四人の合計三八人が沼津御役所に宛連印している。

また、その裏には、「前書之通見置もの也」として、沼津御役所の割印が押されている。日付は酉十月十五日で、連印の日付が三月であるから、提出から半年以上たつて村方に返還されていることが判る。

### (6) 三つの村入用帳について

さて、「A」帳は「B」帳とほぼ対応することがわかつたのであるが、「B」帳と「C」帳はどうであろうか。

〔C〕帳のはじめには、米で表記された六つの項目があ

つた。米の表記は、錢又は金で表記され、最終的には總て錢に換算された〔B〕帳にはなかつた。但し、同一の項目はあつた。米三斗の郷蔵地代は、〔B〕帳では「錢四百文 郷蔵地代」とあり、同じく米八斗の郷蔵番給は、〔B〕帳では「錢四百文 番人地代」とある。同じ項目がありながら、米と錢の表記は異なつてゐるのである。

一方、〔B〕帳に「一、金壱分貳朱ト六百八十六文小揚役・下草永・口永共」とある部分は、〔C〕帳の「一、同(金)壱分貳朱ト永百壱文三分八毛 是者、小揚役・下草永御上納仕候」に相当する。〔C〕帳の帳末に、金一両二六貫六百文とあり、錢の部分を永に直すとほぼ等しくなる。しかし、たとえば郡中割について兩帳を比べると、〔B〕帳に「一、金壱分貳朱ト三百六十三文郡中割類焼見舞、「一、金三分貳朱ト錢六百九拾壱文 是者、夫金郡中割割元江納候」とあって、その対応関係は不明である。

この様に、兩帳の対応関係の検討は、現在はこの段階までしか追うことができない。ただ、〔B〕帳と〔C〕帳を比べると、「〔B〕帳が金高表示の場合も含めて總てを錢に換算し、百姓一軒ごとに割り付けて徵收しているのに対して、〔C〕帳は一部米高表記を除き、残り總てを永高表記とし、高一石当たりの永高高割り額を示し、それをもつて沼津役所の

承認をうけているのである。〔B〕帳が村入用の実際だとすると、「〔C〕帳は最終的には形式であると思われる。そこには、「〔B〕帳で見られた利子の記載は一切無い。

この様な村入用に關する三種類の横帳は、嘉永元年分にとゞまらず、先の一覽表(表2)に見られるような残存状況であり、ほぼ毎年作成されたものと思われる。

それらの性格を比べてみると、正月の日付のある〔A〕の「村入用控帳」は、どちらかといふと名主個人の支払い記録で、表紙にも「富沢村名主嘉六郎」と個人名が書かれている。これは弘化五年のものだけでなく、残存する帳簿の内、元禄一四年・宝永三年のもの(何も書かれていない)を除き、慶応二年まで總ての帳簿に、名主又は名主の個人名が書かれている。正月から日付を追つて書かれ(前年の帳簿決算後の支出が書かれ、そこから始まる場合がほとんどである)、なかには帳簿の項目のみで金額や数量が空欄になつてゐる場合もある。文字も三帳の中では一番書き流した体裁を取つてゐる。幕末になると、帳簿の後ろ半分には、御用留めを思わせる御触書の控が延々と書かれてゐる年も増えてくる。

これに対しても、一二月(極月)の日付の〔B〕の「諸役錢掛割合帳」の表紙は富沢村とのみ書かれ、〔A〕帳の空欄部分をも埋めた月ごとの支払い内容が整理されて月々で合

計され、それに利子が付いている。これを錢高に換算し、高割りで村内の家々に割掛けているのである。この帳簿の表紙は、何も書かれない場合や富沢村とのみあるものも多いが、宝暦一三年（一七六三）のものから「筆者名主、算者庄右衛門・久藏」とみえ、明和三年（一七六六）のものは「名主賀六、組頭久藏、算者庄右衛門」、寛政元年（一七

なり合計額が記され、高割りが示される。その形式を、宝暦一一年の初めの部分で示すと、次の如くである。

一、錢拾九貫九百四拾五文

御伝馬并年中諸入用

丁錢拾九貫百四拾七文

此割

高壱石ニ付錢百弐拾八文

八九）「立会〔汚損〕」・百姓代、名主斧右衛門、寛政二年（一七九〇）「名主・与頭・百姓代出会」、寛政七年・八年（一七九五・九六）「役人」、天保七年（一八三六）「与頭立会」、天保八年（一八三七）「役人・長百姓立会」、天保一二・一三年（一八四〇・四一・四二）「役人立会」とあつて、これは印こそ押されていないが、村の公的な文書であることを示すものであろう。名主の個人名のみのものは、元禄一三年（一七〇〇）の他は、安政二年（一八五五）以降のものに見られる。

先にも述べたように、この帳簿は年間の入用を書き上げ、合計して、それを村の各家々に割り掛けるのであるが、これは現存する帳面では一番古い元禄一三年の「辰之年諸入用役割帳」から、この形式である。ただし、元禄一三年・宝永三年・享保一四年のものは、最初に支出項目をいくつかあげ（次項参照）、それを合計して各人に割り付けているが、その後の宝暦一一年（一七六一）以降のものは、いき

この様な形式は享和三年（一八〇三）まで続き、天保五年（一八三四）以降は、先に示した月別に支出項目が書き上げられ、一月ごとにメで合計され、それに利子が加算されて一年分の合計が示される形式となる。

前者では、いちいち支出の細目が示されないので、必然的にそれを記録した〔A〕帳は重要な。ところが、〔B〕帳にも月ごとの細目が記されるようになる後者の段階では、日付までは書かないものの、〔A〕帳の役割が相対的に低下したものと思われる。前期の村入用の算用時に利子が加算されたかは今のところ不明であるが、名主又は村内の有力者による村入用の立て替えとその利子の問題は重要である。ところで、この帳簿は宝暦一一年の例でもわかるように、算用は丁錢でなされている。周知のように、これは九六文を百文と数える九六錢に対し、この年の富沢村の村入用では、実質的な丁錢による算用がなされているのである。そ

の始まりを見ると、元禄一三年（一七〇〇）では確認できなかつたが、宝永三年（一七〇六）・享保一四年（一七二九）は明らかに九六錢の時代である。享保一四年の一例を次に示す。

一、八十三文	内百文	介左衛門	百二十四文	小麦壱升
残拾三文	仕役引	六十四文	芝 武駄	
過		百文	牧場人足	
（中略）		指引金貳朱	受取候	
一、四百九十貳文	庄左衛門	皆 済印		
内百七十六文	仕役引			
残三百拾六文	可出分			
この様な九六錢の時代がいつまで続いたのかはわからな い。しかし、その約三〇年後の宝暦一一年（一七六一）には既に丁錢が明記されているのである。				
また、錢高表示であつた〔B〕帳に、永高が初めて導入 されるのは天保八年（一八三七）からである。このことは 天保七年の帳簿も残つてゐるので、はつきりと確認できる。 これは、〔C〕帳のところでも述べたように、〔C〕帳の表 記が石高で永高を割つており、これと関連させる上では便 利である（〔C〕帳では最も古い天明七年（一七八七）から 永高である）。天保八年の家別の表記は、次の如くである。				
一、永百六拾七文壱分六厘	藤 助			

此金貳朱ト貳百八十八文

内

ところが、この様な永高と錢高の混在は、帳簿上、また  
実際の村方の算用慣行上、不自由であつたのだろうか。長  
くは続かず、〔B〕帳では天保一一年（一八四〇）には、ま  
たものと錢表記に戻つてゐる。

### （7）元禄期の村入用帳

先の神崎論文によれば、関東周辺の幕領で見ると、元禄  
年間以前の村入用帳は稀にしか現存しないとされ、元禄六年（一六九三）の武藏国秩父郡「太田部村申歳万入用帳」  
は、貞享四年（一六八七）の相模国津久井領沢井村「卯夫  
割帳」の次に古い例としてあげられている。

富沢村でもつとも古い元禄一三年（一七〇〇）一二月の  
「辰之年諸入用役割帳」は、支配は異なるものの、この意味  
で時代的にも大変貴重な村入用帳の事例ということになる。  
また、同年三月に名主仁右衛門・組頭加兵衛・同小左衛

門が差し出した「駿州駿東郡富沢村五人組御改帳」の前書には、虫損が著しいが村入用について、次の二つの条文がある。

一 村中百姓仲ケ間諸役掛り物石物等出シ候分、帳面つくり納払方之品々委細書記、其年之暮ニ、名主・組頭・惣百姓立合、払方令吟味□□手前以割符帳面ニ相違無之旨、為致判形、年貢皆済候ハゝ、名主方へも役人判形取置、重而出入無之様ニ可仕事

(中略)

一□□年中之掛り物・小入用等之儀、名主・組頭隨分遂吟味、入用多ク無之様ニ可入念、右入用帳之儀、白紙を緘役人加印判致置候間、惣而入用少も不残当座ニ委細帳面ニ書付ケ、立合候ものも印判可仕、此外別帳をつくり置間敷候、役人共印判有之帳之外ニ、名主より掛物割掛候ハゝ、可為曲事、毎年正月中前年之村入用帳写候面、本帳相添可給出、遂披見写帳留置、本帳ハ名主方へ可返之条、年々之帳無紛失様ニ大切ニ可致置事

この時、富沢村は旗本秋山氏の領知となつたばかりであり(図1参照)、秋山氏は村入用についてほぼ幕府法に準ずる法令を村方に示し、励行させようとしたと思われる。これよりも先の条文では、「村中掛物・夫錢・小入用と年貢入

交さる様ニ指別を立可割合」ことを命じている。その指示については、毎年正月中に前年の分を写して二冊作成し、一冊を領主方で控え、もう一冊を名主方で保存させるなど、幕府法令よりもきめの細かい規定が見られる。

この規定によれば、一二月の日付をもつ本帳は、前の条文中にある暮に作成された帳面と思われる。ただし、村役人や百姓などの押印は無い。

この項では、前期の村入用帳であるこの帳面について、詳しく述べることにする。

それをまとめて表記したのが、(表3)である。

まず、その記載内容であるが、全体は米納部分と二つの錢納部分(a)(b)の、合計三つに分けられ、各々の後には二二名の百姓の負担額が、それぞれ書き上げられている(表5)。

米納部分は僅か四項目・二石六斗一升四合であるが、定遣給・小物成など重要項目である。小物成は、富沢村だけではなく、一般的に村入用に組み込まれる傾向がある(ただし、御宿村ではこの項目が見えない)。一方、次項で比較する御宿村でも定使給は米納と麦納の現物納であるから、富沢村でも定使に対し米が支給されたものと思われる。また、定使給としての麦については、嘉永四年(一八五一)六月・慶応四年(一八六八)七月と幕末期ではあるが、富沢村に

表3 元禄13年(1700)極月 富沢村村入用内訳

納 方	項 目	米 錢 高	1石当り
		石 斗 升 合	
米 納	定遣給	1.	1升6合3夕
	小林宿払	0. 1	
	三嶋五郎兵衛	1. 153	
	小物成ニ入	0. 36	
合 計		2. 614	
(a)		貫 文	
	小 払	3. 190	
	御藏地代	0. 5	
	御陣屋入用	7. 850	
	仁右衛門取替	1. 063	
	加兵衛取替	0. 092	
合 計		12. 700	76文3分
(b)		貫 文	
	加兵衛(米1斗5升3合)	0. 667	
	仁右衛門ニ入(米2斗7升6合)	1. 203	
	" (錢)	0. 670	
	小物成役錢之内	0. 6	
	紙代堰原源兵衛	0. 044	
	納米里久兵衛	0. 084	
	仁右衛門メニ入(紙)	0. 020	
	も(茂)兵衛	0. 200	
	仁右衛門メニ入(帳紙代)	0. 100	
合 計		3. 600	21文7分
錢 納 合 計		16. 300	98文

※各合計の数字は、帳面に記されたもの。

錢納(b)の清算で、加兵衛に38文、仁右衛門に513文支払われた。

表4 元禄14年(1701)12月 御宿村村入用内訳

納 方	項 目	米 錢 高	1 石 当 り
米 納	定使給	1. 4	
	御蔵番給	0. 38	
	升取給	0. 28	
	組頭給	0. 76	
	御六尺給	0. 498	
	合 計	3. 318	9合5夕6才
麦 納	定使給	1. 6	(c)
錢 納	駿府御城米納入用	14. 350	
	津出駄賃諸入用	13. 748	(d) 114文1分／1俵
	三分—納諸入用	1. 686	
	沼津御陣屋水夫給	0. 339	
	両堰入用(人足349人)	25. 446	
	両堰(竹木入用)	2. 050	
	御巡見様掃除入用	1. 500	
	同 入用	3. 742	
	なわ竹すゝき入用	0. 294	
	村中大道作道等入用	1. 874	
	郷御蔵入用(修覆用)	2. 500	
	御高札場立替入用	2. 460	
	御検見之節入用	2. 048	
	村次伝馬(馬8疋)	0. 800	
	御六尺雇賃	0. 248	
	沼津宿払	5. 672	
	諸帳紙墨筆代	3. 850	(e) 154文8分8厘
	箱根掘抜入用	3. 745	(f) 29文8分8厘／1反
	江戸御蔵前入用	4. 055	
	南都大仏堂勧化	4. 055	(g) 20文1分5厘7毛
合 計		94. 502	

表5 元禄13年(1700)極月 富沢村百姓の持高と村入用負担

No.	名 請人	持高(石)	米 納	錢納(a)	錢納(b)	実計算(b')
		石斗升合	升 合	貫 文	文	文
1	源兵衛	3. 7 3 9	6. 1	3 1 0	8 4	8 1. 1 3
2	四郎兵衛	0. 9 0 9	1. 5	6 9	2 0	1 9. 7 0
3	助左衛門	5. 1 3 8	8. 4	4 0 8	1 1 6	1 1 1. 4 9
4	六左衛門	(0. 0 2 8)	—	—	—	—
5	平 六	0. 2 1 8	0. 4	7 ●	5	4. 7 3
6	文四郎	0. 2 3 5	0. 4	1 8	6	5. 0 0
7	養 光	0. 2 6 9	0. 4	2 1	7	5. 8 3
8	喜兵衛	0. 4 4 0	0. 7	2 ●	1 0	9. 5 4
9	源右衛門	6. 3 8 6	1 0. 4	5 1 0	1 4 3	1 3 8. 5 7
10	伊兵衛	6. 7 4 9	1 1. 0	5 3 1	1 5 0	1 4 6. 4 5
⑪	左小衛門	8. 8 8 0	1 4. 5	7 0 8	2 0 1	1 9 2. 6 9
12	清兵衛	0. 3 7 0	0. 6	2 9	8	8. 0 2
13	与兵衛	0. 1 1 2	0. 2	8	2	2. 4 3
14	八郎兵衛	6. 3 2 1	1 0. 3	5 0 5	1 4 1	1 3 7. 1 6
15	与平次	1. 3 5 8	2. 2	1 0 8	3 0	2 9. 4 6
16	平左衛門	1. 2 3 3	2. 0	1 0 2	2 7	2 6. 7 5
⑯	加兵衛	2 7. 8 9 5	4 5. 5	2. 2 1 6	(6 2 9)	6 0 5. 3 2
18	吉太夫	0. 6 1 0	1. 0	4 8	1 3	1 3. 2 3
19	武兵衛	0. 1 5 9	0. 3	1 4	3	3. 4 5
20	庄右衛門	1 2. 7 7 4	2 0. 8	1. 0 1 4	2 8 5	2 7 7. 1 9
21	市郎兵衛	3. 8 9 7	6. 4	3 0 9	8 5	8 4. 5 6
22	は つ	6. 4 2 7	1 0. 5	5 1 0	1 4 3	1 3 9. 4 6
㉓	仁右衛門	8 6. 6 8 3	1 0 7. 1 ●	5. 2 2 0 ●	(1 4 8 0) ●	1 8 8 1. 0 2
合 計		石斗升合	升 合	貫 文	貫 文	文
		1 8 0. 8 0 2	2 6 0. 7	1 2. 6 6 7	3. 5 8 8	3 9 2 3. 1 8
		9 4. 1 1 9 (仁右衛門以外)	升合タ 1. 6 3 / 石	7 6 文 3 分 / 石	2 1 文 7 分 / 石	小数第3位以下 切り捨て

※元禄13年(1700)の「辰ノ年分(名寄帳)」と同年極月23日「辰之年諸入用役割帳」より作成。

合計は実合計。錢納(a)の帳末には、「竹木共ニ錢積り右之指引ニ入」とある。

□は名主、○は組頭、●は実計算(九六錢)と合わないもの。4六左衛門は新細21歩のみ所持。

錢納(b)の⑯加兵衛は38文、㉓仁右衛門は513文の過納。( )の数字は帳面に記された所定の仕役高。仁右衛門の仕役高は全体に実計算より低額である。名主役高引の存在が推定される。

も「定使給麦取帳」が残つており、元禄期まで遡り得る  
かは不明だが、米と麦の両方が支給されるのが一般的であ  
つたものと思われる。

この米高は、実合計二石六斗一升三合（帳簿上は二石六  
斗一升四合と記載）、これが高割りされて、一石当たり一升  
六合三夕となる（表3）。この徴収額の合計は、二石六斗七  
合（表5）で、六合（帳簿上は七合）不足であるが、この  
へんは名主仁右衛門が被つたものであろうか。

一方、錢納部分は二つに分けられている。

はじめは、小払（雜支出か）・御陣屋入用など合計五項目、  
計一二貫七〇〇文の錢納部分が書き上げられている（錢納  
(a)とする）。しかも、この五項目の内の二項目は、「仁右衛  
門取替」（名主）・「加兵衛取替」（組頭）とあるように、村  
役人が支出の一部を立て替えたものである。ただし、菅原  
氏が紹介された河内国志紀郡太田村の「庄屋立て替え機能」  
のように、元禄期には村入用の五〇から七〇%をしめるの  
とは違い、比較的軽微である。

ここには、このほか御蔵地代・御陣屋入用など公的な項  
目が見られる。

この錢納(a)の実合計は一二貫六九五文であるが、帳簿上  
は一二貫七〇〇文と記されている（表3）。一方、これを高  
割りして徴収した結果（実合計）は、一二貫六六七文であ

るが（表5）、これは丁錢ではなく九六錢で数えており、十分  
引き合うであろう。

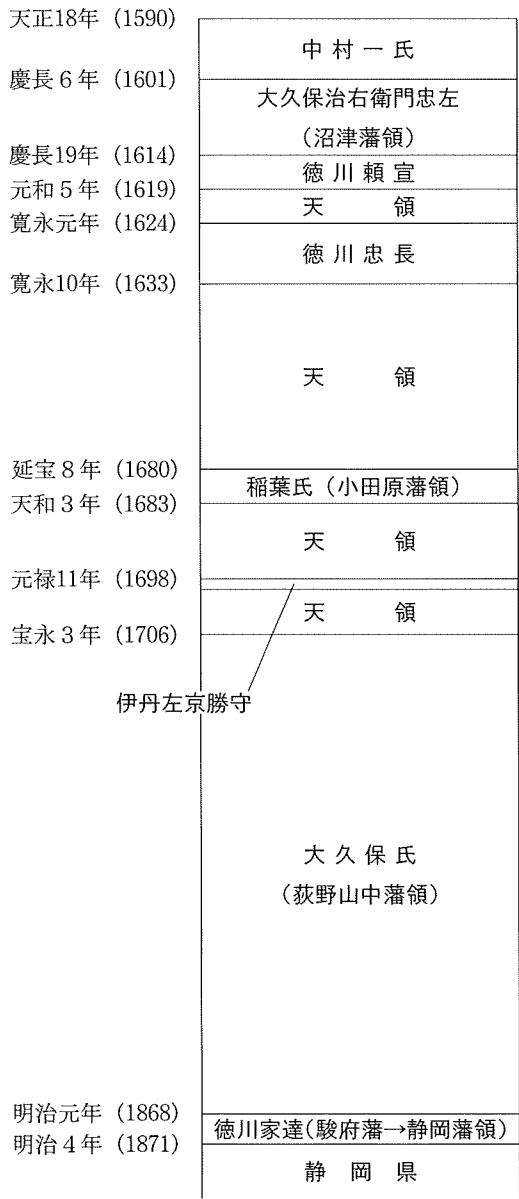
これを錢納(b)でみてみよう。

この部分にも、「加兵衛」、「仁右衛門メニ入」などの立て  
替え部分が見られるが、内容のわかるものを見ると、いず  
れも米・紙、そして若干の錢である。また、このほかは堰  
原源兵衛・納米里久兵衛など、在村の小商人と思われる人  
物の名も見える。この徴収の実合計は三貫五八八文である  
が、（表5）の右端に実計算の数値を示した。一番の源兵衛  
は、実計算では八一文余であるが、九六錢の計算で二四文  
に対し一文余計に計算していると思われ、八四文となつて  
いる。以下同様に九六錢の計算だが、名主仁右衛門だけは、  
実計算よりも負担額がかなり少ない。これは、名主役高引  
が行われているものと考えられる。

ところで裾野市域では、富沢村以外に御宿村（湯山芳健  
家文書）にも元禄一四年（二七〇）一二月の（駿河国）「駿  
東郡御宿村巳年諸役諸入用割帳」が残っている。先の富沢  
村のものと一年しか違わず、しかも同じ月であることから、  
同じ「B」帳とも思われる。このため、両帳の比較に興味  
が持たれる。

なお、両村の支配についてみると、この時富沢村は元禄  
一一年（一六九八）の地方直しで旗本秋山十右衛門の知行

図2 御宿村の支配の変遷



所になつたばかりであるのに対し、一方の御宿村は、同じく元禄一年の地方直しによつて旗本の伊丹左京勝守領となつたもの、同年九月一五日に勝守が自殺したため、すぐ天領に戻つてゐる(図2)。

その内容を示すと、(表4)のようになる。

米納部分については、小物成分がない代わりに、御蔵番給・升取り給・組頭給などの役にかかる給分が多く見ら  
れ、給分と米納の関係が示唆される。  
また、御宿村で興味深いのは、米・麦あわせて三石の定期給の内、半分の一石六斗の麦の徵収にあたつて、本百姓一軒に六升宛、小百姓一軒に三升宛、水呑百姓(但、上ノ原の水呑は除く)も一軒に一升宛徵収していることである。全体の金額は富沢村より多いが、家数が多いせいか一石当たりの米納額は御宿村の方が小額である。

一方、錢納部分は大きく三つに分けられている。

城米の納入や津出しの駄賃は、(年貢の俵数と思われる)

俵一俵当たりで徵收され、箱根掘り抜きは、水掛りの反別一

反当りに(f)、それ以外の夫役や筆墨代は高割りである。な

お、東大寺の大仏殿火災に関する勧進が、江戸御藏前入用

と同額とされ、この二項をあわせて割り付けているのも興

味深い。本帳はこの後に名主以下惣百姓が連印しており、

富沢村の「C」帳に近い内容であることがわかる。

さて、これらの費用の割付方を知るために、富沢村の階層と徵収額の関係を示す(表5)を作成した。

これは同年の富沢村名寄帳の持ち高を記載順に並べ、それを村入用帳を比較した。両者の記載順は、四番目の六左衛門を除き全く同じであった。六左衛門は、元禄一三年段階で新烟を二九歩しか所有しておらず、石高の記載はないが、米六合分の年貢を納めている。安永六年の村明細帳によつて新下烟の石盛(盛四)を掛けると二升八合となる。

僅かの年貢を納めているが、村入用については一軒前と認められていないのである。

### (8) 村入用の徵収方法

村入用が実際どの様に徵収されるのかは、具体的に徵収専門の帳簿である「B」帳を見れば、明らかである。そこ

には、個別の百姓ごとの徵収金額が、帳面に記されているからである。

これに対応する史料として、富沢村の史料ではまだ未見だが、たとえば他村の個人別の「年貢徵収通帳」を見ると、年貢と同じ帳簿に村入用徵収の記載がある場合もそれほど稀ではない。

また、賦課基準について、早くから高割り、棟別割り、田反別割り、道割り(街道などに面しているかどうか)など、様々な基準のあることが紹介されてきた。<sup>(4)</sup> 本村においては、高割りを原則とし、門割りを副とする例がわかる。

しかし、実際の村落生活において、それが村内での様に徵収されたのかは、まだまだ不明の部分が多い。

特にその徵収方法については、それが個々の百姓単位ではなく、村組ごと、又は五人組ごとに徵収されたことを示す史料がある。

富沢村にほど近い駿東郡御宿村の下湯山家(湯山芳健家文書)には、正徳三年(一七一三)の「萬留書日帳」があり、その閏五月一二日の部分に、次のように書かれている。

十三日己未  
雨天

夕部、半右衛門殿へ頭衆寄合御座候分ケハ、去々年  
兩名主江戸詰之節、見廻酒手割壱人前八十八文づ  
組切ニ取立申答ニ御座候処ニ、いまだ調不申候未進

の分書記置可申と而未進人數書印シ被置候、すなわち、兩名主江戸詰めの際の「見廻酒手」が「組切」りに徵収されているのである。

この点については、すでに神崎彰利氏が、相州津久井領農村の分析から、近世初期の夫錢の負担者が組の組頭であったと想定している<sup>(26)</sup>が、今後は、様々な史料によつて村入用徵収の実態に迫ることが必要である。

### (9) 明治期の村入用

明治六年（一八七三）六月八日、「太政官布告」第百九十四号によつて石高制が廢され、「總テ反別ヲ以テ換用」するようになると、それは当然、村入用にも影響を与えた。

一週間後の六月一五日、大蔵省は各府県に対して、次のような通達を出している。<sup>(27)</sup>

今般石高之称被廢候ニ付、租稅之儀ハ、從前之稅額ヲ以テ、反別ニ割付収入可致事

一、郡村諸公費、從來石高ニ相掛リ候分ハ、此度相渡シ候地券之代価ニ割合、猶各種類例ニ寄反別戸數口數等ニモ分賦致シ、各地之景況ニ寄、其平準ヲ不失様之方法可致設立事、

但、市街諸公費之儀モ、本文ニ準シ処分可致事これをもつて、石高制に規定された村入用も消滅した。

富沢村では、この年以後も村費に関する帳簿は作成されている。

先の一覧表以後のものを例示すると、明治七年（一八七四）については、一月の「甲戌年諸役錢掛割合帳」、同じく一月の「戊年村方諸入用取替帳」、九月の「村費入用取調仮帳」（これは明治七年から一〇年まで）、月末詳「村費入用取調帳」（明治七年から九年まで）などがある。<sup>(28)</sup>

これらの明治期の村入用と近世の村入用が如何なる関係を有しているのかなど、追求すべき点も多いが、それは他日を期したい。

### おわりに

近世村入用の研究史を振り返ると、幕府法令をはじめ、畿内を中心に最も広く史料にあたつたのは、菅原憲二氏であつた。しかし、「近世村落の自治と村入用」で、これも最も包括的な問題提起をされた上杉允彦氏は、菅原氏を含む研究史の現状を評して、「現在まで村入用の実態はあまりに検討されなさすぎたといえよう。したがつて旧来の論者も、地域も支配もまったく異なつた一、二村の例をあげているにすぎず、その全体をそうした事例だけで断言することには多分に問題がある」と述べ、その最も典型的な例として

菅原氏の論考をあげておられる。そして、「今後村の具体的展開の中で、村入用がどのように運用され、それをめぐつて農民がどのような対応を行なつたかを、時代的・地域的に広く検討する必要がある。」と続けておられる。

けれども、この上杉氏の批判は村入用に関する現在の近世村落史研究の現状に向けられるべきであろう。

また、僅かに一ヶ村の史料を瞥見した本稿などは、その入り口にも至らないであろう。

しかし、村入用帳を広く比較検討するには、同一村内でもそれがどのように機能分化した帳簿（時には一紙目録）として作成されているか、これを押さえておかなければ、比較は成り立たないのではないだろうか。

また、幕府法令をはじめ、村法や夫錢出入りの訴状の中で述べられる「村入用（帳）」とは、一体どの村入用帳を指しているのか、まず、この点を明らかにする必要があるであろう。

本稿では、この様な観点から村入用（帳）の史料論的側面を中心に若干の検討を行つた。

その結果、寛永期において、幕府代官のきわめて強い指導のもとに村入用帳の作成が村方に命ぜられたことを確認した。

また、村入用に関する史料を分析するにあたつて、それ

は領主に提出されたものか、庄屋（名主）など村内に対し提出されたものであるか、を最低限明確にさせておく必要があることを示した。これは、何月に作成されたものであるか、正月か、一二月か、三月か、またはそれ以外の月か、によつて区別することが可能な場合もある。このような検討を行わずに、村落の異なる、史料的役割・意味の異なる村入用帳を比較しても、あまり有意義ではないであろう。

また、残された課題も多い。今回は触れることができなかつた村入用と年貢との関係及び割合、村入用の村落内部での負担の検討、村入用額の推移などについては他日を期す所存である。

先に述べた、村入用に関して最も包括的な問題提起をした上杉允彦氏の「近世村落の自治と村入用」が発表されたのが一九六七年、また、最も多くの畿内の村入用帳関連史料と取り組まれた菅原憲二氏の三つの論文が発表されたのは一九七六年から一九七九年にかけてであり、菅原氏の時代からも二〇年を経過する。戦後の先駆的業績とされる児玉幸多氏の論文からは実に五〇年近くの歳月が流れようとしている。これらの優れた仕事の生命力の長さを思うとともに、村入用に関して、我々は今後多くの実証を積み重ねてゆくとともに、新たな村入用のイメージを構想する必要

を感じる。

その際、村方文書の中に存在する村入用帳の史料論的再検討は、是非とも踏み出さねばならない第一歩であると考えられる。

### 附記

ささやかな小稿ではあるが、村入用関係の帳簿の分析のために、多くの方々のご援助でようやく一区切りをつけることができた。

御所蔵の古文書の閲覧をお許しいただいた史料所蔵者の渡辺武彦氏には、いつも格段のご理解を賜っている。渡辺家文書を始め、裾野市域の古文書の精力的な整理にあたられた牧野騏氏、市史編纂の準備委員であった大庭景申氏、この御二人によって作成された『裾野市史資料所在目録』第一集 富沢 渡辺家文書は、渡辺武彦家文書を手にする者にとって重要な指針である。そして、いつもながら史料の閲覧にあたり種々の便宜を図っていたいいる市田弘志氏、藤森秋親室長を始め裾野市史編纂室の方々に感謝する次第である。

### 註

(1) 後掲、註2の福山昭氏の論文

(2) 藤田武夫氏「徳川時代の町村入用割付法」(『都市問題』二六一三、一九三八)、児玉幸多氏「近世における

村の財政」(『史学雑誌』六〇一二、一九五一、のち『近世農村社会の研究』一九五三 所収)、(執筆者未詳)「村

入用帳・村入用小割帳」(第三節 村財政 地方史研究協議会編『近世地方史研究入門』一九五五)、正田健一

郎氏「近世村落における村入用——下總国葛飾郡三輪野山村について」(『早稻田政治経済学雑誌』第一四六号、一四七号合併、一九五七)、伊藤好一氏「村役変質の意義」(木村穣編『封建村落その成立から解体へ』第三章

一九五八 所収)、佐々木陽一郎氏「江戸近郊農村の農民負担に関する一考察」(『三田学会雑誌』五四一一二、一九六二)、上杉允彦氏「近世村落の自治と村入用」(史

觀) 第七五冊、一九六七)、高橋秀夫氏「村入用」(大塚史学会編『新版 郷土史辞典』、一九六九)、福山昭

氏「近世後期畿内村落の村財政」(『ヒストリア』五七、一九七一)、門前博之氏「村入用」(『日本社会経済史用語辞典』、一九七二)、若林喜三郎氏「近世における村

の財政について」(『龍谷史壇』六八・六九合併号、一九七四)、藤井定義氏「近世後期の村財政」(大阪府立大学『歴史研究』一五、一九七四)菅原憲一氏「村入用

帳の成立——近世村入用の研究・序説」(『京大近世史研究』

会『論集近世史研究』所収、一九七六)、菅原憲二氏「近

世前期の村算用と庄屋——和州平群郡五百井村を中心に」

『日本史研究』一九六・一九七号、一九七八・一九七

九)、菅原憲二氏「近世村落と村入用」(『日本史研究』

一九九・一九七九)、木村礎氏「村入用、村入用小割帳」

『日本古文書学講座』7近世編2 2在方文書 村落

の概要・政治 所収 一九七九)、上杉允彦氏「近世村

落論」(日本歴史学会編『日本史研究の新視点』一九七

九 所収)、神崎彰利氏「村入用帳について」(『史料館

報』第三三号、一九八〇)、矢澤洋子氏「近世村落と村

財政——近世後期高島藩領農村を中心にして」(『史学雑誌』

九四一一〇、一九八五)、斎藤洋一氏「小入用」(『国史

大辞典』5、一九八五)、伊藤好一氏「小入用夫錢」(『国

史大辞典』5、一九八五)、水元邦彦氏「村入用」(『新

編 日本史辞典』一九九〇)、松井洋子氏「村財政」(『国

史大辞典』13、一九九二)、大野瑞男氏「村入用帳」(『国

史大辞典』13、一九九二)。これらのうち、児玉幸多氏

論文・菅原憲二氏「村入用帳の成立」・神崎彰利氏論文

の三つは、『日本古文書学論集』一二近世2 近世の地

方・町方文書、一九八七 に収録されている。

(3) 『御触書寛保集成』一三〇八号・『徳川禁令考』前集

二七八二号。

(4) 『徳川禁令考』前集二七八八号

(5) 『徳川禁令考』前集二二〇五号・『御当家令条』二八

○号

(6) 菅原憲二氏「村入用帳の成立」(前掲)

(7) 例えば、小学館版『日本国語大辞典』第一巻の「あと」とあと」「後後・跡跡」の項参照。こには、「いまま

で、従来、前々」の意味の「跡々」の代表的使用例と

して、同じ寛永一九年五月令(『御触書寛保集成』一三

〇八号)の年貢米納入に関する条文と共に、この村入

用に関する条文が載っている。なお、右の『日本国語

大辞典』では、一三〇八号の所在を『御触書寛保集成』

「二〇」としているが、実際は二三にある。

(8) 寛永飢饉については、藤田覚氏「寛永飢饉と幕政」(『歴

史』第五九・六〇輯、一九八二・一九八三)、村方騒動

については、水元邦彦氏『近世の村社会と国家』(一九

八七)がその代表であろう。

水元氏は、一七世紀の「村方騒動」の主体を寛永末

年——慶安期を画期として、「惣百姓」から「小百姓」

へ移行すると考えておられ、寛永末年はまさにその時

期である。

ただし、水元氏のこのシェーマについては、氏自身が認めておられるように「事例が必ずしも多くないの

で、検討の余地がある。

- (9) 『徳川禁令考』前集二二〇八号・『御当家令条』二八二号
- (10) 『御触書寛保集成』一三一一号・『徳川禁令考』前集二二一〇号
- (11) 『徳川禁令考』前集二七七二号・『日本財政經濟史料』九四〇～九四八頁
- (12) 安藤博氏編著『徳川幕府県治要略』は、大正四年（一九一五）六月の例言を有す。
- (13) 『御触書寛保集成』一三五三号
- (14) 『御触書寛保集成』一三一四号・『徳川禁令考』二一四号
- この条文では、村入用帳の作成を「古来之定法」としている。また、次の元文元年の法令も同様だが、年貢割付と並記して扱っている。
- 一年々御代官より村方え相渡り候御取毛割付目録、其村大小之百姓共委細に承知すへき事、古来よりの定法に候處に、近世以来、名主、庄屋等其末々の百姓ともに申聞せず、或ハ無用之費或は非分之私在之由相聞候、自今以後、御取毛割付目録は不及申、村入用之品々ニ至ても、古來定法之ことく、其村中大小之百姓分明に承知之上、
- (15) 高橋敏氏は、幕府の正徳三年（一七一三）以降の年貢諸役や村入用等の会計諸帳簿に対する公開・惣百姓の加判の義務付けについて、幕藩領主における文字文化の普及公認の動きととらえ、それが支配のより合理的な効果と、民衆のより高次元での反権力闘争の二つの影響をもたらしたと評価している（『民衆と豪農』一九八五）。ただし、村入用に関する法令にかぎっていえば、それは先ほど見たようにすでに寛永一九年（一六四二）以降度々発令されているのである。

- (16) 『御触書寛保集成』一三五四、『徳川禁令考』後集第四行刑條例 卷三四
- (17) 『徳川禁令考』後集第二 行刑條例 卷一二
- (18) 『徳川禁令考』後集第四 行刑條例 卷三四
- (19) (20) 前掲、菅原憲二氏論文
- (21) 前掲、神崎彰利氏「村入用帳について」
- (22) 菅原氏「近世前期の村算用と庄屋」は、惣村以来の村算用の伝統を明らかにしている。
- (23) 『牧民金鑑』上巻 一二五六頁

帳面に記し、印判を仕り置、毎年御代官中村切に其帳を披見有之、村中諸百姓等其子細を相られ、名主、庄屋等非分之私も無之、大小百姓共無用之費も無之様に、宜く其沙汰有へき事、

- (24) 『牧民金鑑』上巻 二五六から二五七頁  
 (25) 『牧民金鑑』上巻 二五七から二五八頁  
 (26) 『御触書天保集成』四六五七号  
 (27) 『御触書天保集成』四六五九号  
 (28) 『地方落穂集』追加 卷四  
 (29) 『御触書天保集成』四六六六号  
 (30) 『牧民金鑑』上巻 二六一から二六二頁には、天保一年五月一四日の郡中割・村入用の節減を求める法令があり、その中で、村高に不相応に村役人が多い村について、その削減を求めている。
- (31) 『裾野市史』第三巻 資料編 近世 第四章 村の政 治と経済（一九九六）
- 時代は下るが、富沢村においても、天保六年（一八三五）閏七月の「村方諸帳面之控」を見ると、御水帳・御割附・皆済目録・村方銘々名寄帳・宗門人別帳下書・五人組帳・村方明細帳などとともに、諸役錢帳二冊・村入用帳三冊を預かった旨、与頭三名から太吉宛に目録が作成されている。
- (32) 神崎彰利氏・伊藤好一氏、前掲論文  
 (33) 上杉允彦氏、前掲「近世村落の自治と村入用」  
 (34) (35) 菅原憲二氏、前掲「村入用帳の成立」、「守口市史」史料編第一 一五四から一五七頁 所収。なお、
- (36) 菅原氏はこれ以外に、一七世紀末期以降の村入用帳が、河州若江郡中田村・河州志紀郡太田村などにあることを指摘している。太田村については、前掲「近世村落と村入用」で分析を行つていて。
- (37) (38) 神崎彰利氏、前掲「村入用帳について」。なお、貞享四年（一六八七）極月の「相模国愛甲郡津久井領沢井村卯夫割帳」は、木村礎編『封建村落 その成立から解体へ―神奈川県津久井郡―』の第三章第一節の後に収録されている。また、寛永元年の「小前小入用帳」という用例は『勝沼町史料集成』所収。
- (39) 『岐阜県史』史料編 近世九、一九七三  
 (40) (41) 菅原氏、前掲「近世前期の村算用と庄屋」  
 (42) 菅原氏、前掲「村入用帳の成立」  
 (43) 後掲、註(49) 参照  
 (44) 『八潮市史』史料編 近世一 第一章近世前期の八潮、一九八四 引用にあたり、字数の関係で文字の配列を多少変更した。
- (45) 伊藤好一氏は、村役には労働で提供するもの、現物で提供するもの、貨幣で提供するもの、の三つの形態

があるとし、このうち貨幣及び現物納の形態をとる村役を狭義の「村入用」、労働の形態をとる村役を狭義の「村役」として、分析を進めておられる。しかし、実際の村入帳では、この三者が混在している場合が多い。

また、菅原憲二氏は、「年貢（本途物成）以外の村を

印判 小□武兵衛<sup>(49)</sup> と書かれており、先の寛永一九年令・寛永二一年令の条文と照応しており、法令の村方への貫徹度を示していく貴重である。

(50) この他に、甲斐国国中地方でも、延宝期（甲府家領）の村入用帳の存在が確認できる。

また、元禄四辛未年（一六九二）（月の記載なし）の（美濃国本巣郡）「庚午年木原村御物成夫役米井諸入用割符御帳」（岐阜県史）史料編 近世九、一九七三）がある。

用、としている。

これらの村入用関係文書の他に、渡辺家文書には「郷御藏諸入用割合帳」（寛政四年）、「御検見諸入用帳」（文化元年）、「定使給麦取集帳」（慶應四年）など、目的別化元用とし、その内容を三分類して、国役や助郷役のよう A II 領主夫役の貨幣化したもの、B II 年貢納入関係の入用、村役人給や祭礼費用などの C II 狹義の村入

この帳簿は、解説によれば大垣藩に指出された報告書であるというが、午ノ年御小見取米割符・元禄二己巳年村藏納米壳控欠米之損米共ニ割符元・午ノ年夫役米割符之事・諸役米割符之事・米諸入用・山御年貢米割符之事・日役米割符之事などから成り、その項目には名主給・定夫給・長屋村天王奉加・伊勢御初穂などが含まれている。また、利金も明確に記されている。

この帳簿では、夫役米が高に四分・家に六分、諸役米が高割り・家割り半分ずつ割り当てられ、家割りは一番役から四番役まで等級があり、その下に奉公人・後家が七斗から三升まで割の別があるなど、村内の様々な構成を示している。この帳末には、紙表紙のみ掲載されている。若干読みづらい部分もあるが、この写真版で見る限り、この表紙には、「紙数枚、名主与兵衛」の他に、「閉目（とじめカ）押切

(46) 『長野県史』近世史料編第4卷（二）南信地方

(47) (48) 『岐阜県史』史料編 近世四

(49) 北原進氏『近世農村文書の読み方・調べ方』（一九八

一）一三九頁所収の写真版に、「横帳とはこういうカツコウです」というキャプションで、横帳の見本として表紙の写真のみ掲載されている。若干読みづらい部分もあるが、この写真版で見る限り、この表紙には、「紙数枚、名主与兵衛」の他に、「閉目（とじめカ）押切

右之通、午ノ年御年貢米御免状表、御物成・夫役米其外御上納方、并村諸入用諸色惣村中出作人共ニ、壱人も不残立合帳相改、明細ニ吟味仕、互ニ口ニ書載村中申し分無御座候との判形仕、御改御判申請置候へ共、其後別て被入御念、村諸入用・夫役米割符物之品々御改被成、村中人別ニ被召出、何ニても申分御座候ハゝ、只今申上候様ニと御代官衆・御横目衆様被仰渡、大庄屋衆共ニ被入御念、再三御申渡候へ共、村中合点之上ニて割符仕候上ハ、少も申分無御座候故、引入帳ニも村中判形仕、御改御判申請、名主方ニ指置申候、則右之通之証文仕指上ケ申候、若此上ニ以来何かと申廻ル者御座候ハゝ被仰上、如何様之曲事ニも可被仰付候、為其村中出作人共ニ連判、仍而如件

それによると、去る酉年の割り符までは米高だけ「引入帳」に書き載せ、村中申し分無しとの判形をし、(お上の)御改御判を申し請けていたが、その後特に念を入れられ、村諸入用・夫役米割符物の品々まで御改をうけ、一人別に呼び出して、何か申し分があれば申し上げるようにと、再三御申し渡しがあつたけれど、村

中合点の上割符をしているので、少も申し分が無いため、「引入帳」にも村中の判形をし、御改御判を申し請けて、名主方に指し置くことにするというのである。

これは、村方でなく代官・横目・大庄屋の方が、村諸入用・夫役米割り符に対し神経質になつており、その割り符の品々まで介入して改めたというのである。

なお、史料目録で見ると、和泉国大鳥郡上神谷(にわだに)豊田村小谷家文書には、村入用に分類されるものとして、元和四年(一六一八)(月は無記載)の(豊田村)「村の万打物日記」、寛永二〇年(一六四三)と推定される「未ノ年庄屋年寄給米」などがあり、また、豊田村を含む上神谷の入用としては、慶長一〇年(一六〇五)八月の(上神谷諸入用)「万出入覚」、慶長一五年(一六一〇)一一月の(上神谷諸入用)「万覚」などの近世初期の村入用を示唆する史料が存在する。この村には、人足夫代帳の項に分類されているが、正保二年(一六四五)一二月二三日の「酉之年夫錢之割覺帳」もある(『史料館所蔵史料目録』第三六集、一九八二)。

伊豆国君沢郡内浦長浜村大川家文書には、寛文一二年(一六七二)一〇月の「長浜村諸事入用帳」、延宝六年(一六七八)一月「午之年諸役入用帳」、延宝七年(一六七九)正月「未之年諸役入用帳」、元禄二年(一六八

- (54) 正月「夫錢帳」、元禄四年（一六九二）（月無し）「未之年夫錢帳」以下が揃つており、名称の変遷もうかがえる（史料館所蔵史料目録）第二三集、一九七三）。
- このほか、元禄八年（一六九五）極月の（越後国頸城郡岩手村）「亥年村割遣銀之覚」（『越後国頸城郡岩手村佐藤家文書目録（その一）史料館所蔵史料目録 第三八集、一九八三』などもある。
- これらについては史料目録の記載のみで、筆者は実物にあたつていながら、検討せらるべきであろう。
- (55) 菅原憲二氏のみは「村入用帳（状）」と述べておられるが、「状」についての具体的な言及はない。ただし、菅原氏は近世初期の村入用の特質として、免割目録の中に包摶された状態から、村入用帳が次第に分離していくものと述べておられるので、この免割目録を指すものかとも思われる。
- (56) 前掲、『塩山市史』史料編第二卷 所収
- (57) 日本史料選書一五 近藤出版社（一九七七）、五〇頁
- (58) 『神奈川県の地名』日本歴史地名体型一四 平凡社（一九八四）、六一頁
- (59) 雄山閣版、第三卷三四三頁から三四四頁（巻之七十九二橋樹郡之十五）。

なお、高槻藩領攝津国嶋下郡粟生村に関する福山昭氏「近世後期畿内村落の村財政」中の文化六年（一八〇九）一二月の「巳年支配割目録」は、五人組頭二八名が庄屋に宛てた村入用一紙目録と考えられる。

(60) これと同形式と思われる史料は、この他に甲斐国巨摩郡西郡筋小室村に二点ある（井上一郎家文書、『増田町誌』史料編、一九七七 所収）。小室村は甲府盆地の南端に位置し、甲州三河岸で有名な青柳・鰐沢・黒沢に近い山村で、村高は当初慶長検地で一七四石四斗七石八斗四升となつていてる。

- (53) 『川崎市史』資料編2近世 三、村の財政（一九九六）

元禄十一寅之年

十二月八日

物右衛門印  
長兵衛印  
彦左衛門印  
傳兵衛印  
喜兵衛  
吉兵衛  
次右衛門

升、寛文一二年（一六七二）検地によつて二九一石三斗三升二合となつた。また、村内には日蓮宗の一本寺である小室山妙法寺があり、村高とは別に寺領七石二斗石を有していた。

時代は先の二つの史料からは少し下つて、（C）元禄一一年（一六九八）二月八日と（D）元禄一六年（一七〇三）一二月二〇日のもので、いずれも甲府家領で、ほぼ幕領支配に準ずるものと思われる

（C）

寅之夫錢録之事

夫金七両壱匁<sup>マツ</sup>壱分弐りん

一 高式百九拾壱石九斗三升三合 御繩辻

内壱斗九升五合

御闕所番屋敷

六石

四拾九石六斗六升壱合

名主

此金式両壱朱三分

出作ならし

六石八斗九升三合

此夫糸式表五斗

表村高

残式百廿九石壱斗八升四合

此夫金四両三分三朱八厘

右之通り惣百姓寄合相談之上割極申上ハ、少も相違無

御座候、若相違御座候ハ、たかいニ仕直し可申候、

為後日仍而如件

（D）

未之年夫銀目録之事

銀四百廿九匁七分四厘

糸口

石壱斗五升

一 高式百九拾壱石三斗三升壱合 高辻

内壱斗九升六合

御闕所番屋敷之分

六石

九石式斗武升六合

名主

此夫糸表壱俵壱斗武升

出作

糸表壱斗武升五合

ななし

五拾式石五斗九升弐合

居村

此夫銀百八拾匁五分七厘

残而二百廿四石三斗壱升五合 居村

此夫銀式百六拾九匁五分三厘

銀七拾式匁ハ砂田村出スミ分

右者當未年夫銀、如此村中惣百姓寄合相談を以割究申

所、少も相違無御座候、若勘定違候者何時成共仕直し可申、為其惣百姓連判如此ニ候、已上

元禄十六末年十二月廿日

名主

六郎左衛門

長百姓

長兵衛印

彦左衛門印

組頭

八左衛門

三郎右衛門印

縫右衛門印

徳兵衛印

喜兵衛印

三右衛門

清右衛門

助次右衛門印

傳左衛門印

伊右衛門

太郎兵衛印

七兵衛印

權左衛門印

喜兵衛印

(原文名前一段)

目録ではあるが、(C)は金を主体に計算し、長百姓と思われる七名（名主が入っているかは不明）の連印があるのに対し、(D)は銀表示で、名主一、長百姓二、組頭一八名の連印がある。押印から見る限り、村入用の割り付けに対する承認が、より広範囲の村落構成員によつて行われることとなつたのである。

ただし、両者に共通しているのは、村高から「名主之分」（名主給か）六石・出作り分・「ならし」が引かれ、残つた高に夫金・夫銀が割掛けられているのである。

延宝期から元禄期は、一般に関東とその周辺地域に残存する村入用帳の上限と重なり、これらの一紙目録と長帳形式の村入用帳との関係の究明は今後に残された課題である。

なお、小室村に程近い甲斐国国中地方（現在の山梨県中巨摩郡甲西町）では、延宝期の村入用帳の存在が確認されている。

(61)『長野県史』近世史料編第四卷(二)南信地方。一紙目録にしては長いので、帳面であつた可能性もあるが、その場合は題が弱い。

二点とも宛名はなく、日付が一二月であるから、先の(A)と同じく村内的な文書である。ただし、わずか五年しか違わない同一村の村入用夫錢（夫銀）一紙

(62)伊藤好一氏「小入用夫錢」(『国史大辞典』第5巻、一九八五)

(63)日本史料選書四 近藤出版社(一九六九)、上巻二九

六〇二九八頁

(64) 筆者の知る限り、甲斐国巨摩郡西郡筋青柳村の名主秋山家の明治元年（一八六八）の「辰村入用夫錢帳」（国立史料館所蔵）に対し、同村の百姓代中込家（山梨県南巨摩郡増穂町）に伝わる慶応四年八月の「萬日記」がこの例を示すものとも思われるが、充分な検討を行つてはいない。

(65) 地方史研究協議会編 岩波全書（一九五五）

(66) 上杉允彦氏、前掲「近世村落の自治と村入用」

(67) 菅原憲二氏、前掲「近世村落と村入用」

(68) 矢澤洋子氏、前掲「近世村落と村財政」

(69) 堀野市教育委員会『富沢 渡辺家文書』（堀野市史資料所在目録 第一集）、一九八一

(70) 沼津宿には、「○瞽女あひ津並瞽女八十老人 三枚橋裏道に居住。」とあつて、瞽女の集住する特定地域があつた（『駿河記』卷三〇 駿東郡卷之二）。

(71) 『堀野市史』第三卷 資料編 近世 第四章村の政治と経済（一九九六）。湯山家には元禄一〇年一二月の「丑年諸役割帳」もあり、「B」帳に相当する。

なお、湯山芳健家文書については、堀野市教育委員会『御宿 下湯山家文書』（堀野市史資料所在目録第五集）一九八七 参照

(72) 旗本秋山十右衛門は、元禄の地方直しにあたつて、

駿河国駿東郡で富沢村を始め西沢田村など、合計四千七百石を知行しており、かなりの大身である（年未詳「村鑑」渡辺武彦家文書）。

(73) たとえば、今村昭氏『富士川 黒沢河岸』（一九八九）所収の嘉永五年（一八五二）から明治二年（一八六九）までの「御年貢上納」（通帳）を見ると、「御年貢并諸夫錢共」とあつて、役金・家別割・御番所家番などの項目が書き上げられている。

(74) 地方史研究協議会編『近世地方史研究入門』一九五五

(75) この史料の存在について、柴雅房氏の「近世初期の村政について―御宿村を事例として―」（『堀野市史研究』八号、一九九六）掲載の表より示唆をうけた。ただし、引用部分は閏五月十三日のところにある。なお、下湯山家の日記については関根省治氏による解説がある（堀野市史資料叢書一『柏木甚右衛門覚書帳・湯山安右衛門日記』一九九〇）。

(76) 神崎彰利氏・伊藤好一氏、前掲『封建村落』所収

(77) 『法令全書』

(78) 前掲、『富沢 渡辺家文書』（目録）

（きくち くにひこ・都立航空工業高専助教授）

# 占領期における東富士演習場問題の展開

大串潤児

## はじめに

東富士演習場は現在の御殿場市、裾野市、小山町の二市一町にまたがるおよそ八、六〇〇ヘクタールに及ぶ広大な軍事基地である。原型は旧日本陸軍の富士裾野演習場であり、一時期演習場としては接收を解除されるが、占領下に再び接收されアメリカ軍の演習場に、「一九六八（昭和四三）年」の返還後も引き続いて自衛隊富士学校（小山町須走）の管理下に自衛隊及びアメリカ軍の演習場として利用され現在に至っている。

その過程で様々な基地闘争・農民運動が展開され、一九五七（昭和三二）年には運動の中心である東富士演習場地域農民重建連盟が結成されている。こうしたなかで「生存権」「生活権」の問題や、演習場全面接收解除、返還＝占領という「戦後をおわらせる」、即ち国内法に基づく契約による演習場使用といった原則が提示され、それは一九五九（昭和三四）年東富士演習場使用協定に結実した。そこでは米軍・自衛隊が演習場を使用するにあたっての武器の規制や入会権・水利権の承認、民生安定事業実施がうたわれた。その点では演習場使用の一定の制限を勝ちとつたといえる。一九九七（平成九）年現在、改訂を重ねた第七次協定が締結されている。

演習場の存在と地域民衆の生活・生存権は本来矛盾するものだらう。演習場の使用と生活・生存権の実現との調整＝演習場使用規制は両者のぎりぎりの接点で問題化する。使用協定が「最小限の破壊行為を伴わざる得ない演習行為と、この地に生存する住民の生活環境の保全との限界を調整する」、「東富士の憲法」といわれる所以である。<sup>22)</sup>そしておそらく地域民衆の中での生活・生存権の考え方や生活そのものの変化は、演習場規制の論理とその方法・具体的

あり方の変化と密接に結びついているのだろう。同時に演習場のあり様の変化は民衆のなかで生活・生存権を見なおす契機となつていくのだろう。とすれば現在の生活、あるいは自らの生存の権利についてみなおしてみることで、他の生存権についても、現在の演習場のあり様も（廃止を含めて）再考することができるのだろう。一九九七（平成九年）年に入り沖縄県における射撃演習の東富士演習場移転問題が正式に政府側から提起され、演習場のあり様が再び再検討される段階に入った。こうした事態は改めて東富士

演習場をめぐる問題と運動の歴史的展開についての検討を迫つているといえよう。

東富士演習場をめぐる問題と運動は、旧陸軍演習場時代を別としても五〇年を越える経緯と重みをもつていて、本稿では一九五〇年代初頭、占領終了直後まで射程に入れ、五〇年代後半に本格的に展開してくる東富士の農民運動や諸運動の前提となる占領期の問題を扱う。基地闘争の研究は内灘、砂川、浅間、妙義など土地接收をはじめ新規に基地が設定される際の問題・運動や、恵庭事件、長沼ナイキ訴訟など憲法裁判運動をめぐる問題として論じられてきた。東富士演習場問題は明治以来の問題という意味では五〇年代の基地闘争とは異なる位相を示すと思われるし、その特徴を明らかにするためにも、全国的に基地闘争が展開す

る五〇年代に至るまでの問題の展開と運動の論理を一定把握しておく必要があると考えたからである。<sup>(3)</sup>

はじめにあたつて、一九五一（昭和二六）年一一月一九日付けで東富士演習場関係町村によつて調査・まとめられた「東富士演習場の実態調査」<sup>(4)</sup>に基づいて、一九四九（昭和二十四）年演習場地域拡大指令、一九五〇（昭和二十五）年農耕禁止、同年六月の朝鮮戦争勃発、九月調達要求（P.D.）による接收という状況下での演習場地域と関係町村の姿を瞥見しておこう。

連合国軍、事実上はアメリカ軍による接收地域は総面積は一二、五五八町歩である。所有関係で分類すれば、民有地七、九五二町歩、国有地四、六〇六町歩、全体の六三%が個人有及び町村有の民有地であった。地目別にみれば農耕地六九三町歩（うち民有地二八二町歩、国有地四一一町歩）、森林地帶五、五九二町歩、採草地帶五、八二三町歩、萱刈場四五〇町歩となる。農耕地に着目すれば、耕作面積で印野村が最大、関係農家戸数では玉穂村が最大の影響を被つていて、裾野市に關係する村に注目すれば、演習場接收地關係農家一、六九二戸、農耕作面積六、九三〇反歩のうち須山村三〇〇戸（二七・七%）・一、五七九反歩（二二・八%）、富岡村一四四戸（八・五%）・四七八反歩（七・〇%）、深良村九三戸（五・五%）・四一反歩（〇・六%）となる。

関係農家、耕作面積でみれば演習場接收により影響を受けた度合いは、數値上、印野村、玉穂村、原里村、須山村、富岡村の順となり、これらの村ではその農家經營を演習場地域に五〇%以上依存する農家数も多い。

また、桑園約四二〇町歩の接收は養蚕業を衰退させ、森林の接收は町村基本財源の遅減、薪炭業の衰退、採草地の接收は堆肥用の下草不足を生じさせたのである。「関係一〇ヶ町村の一、六九二戸の農家が演習場内一二、五五八町歩の利用が困難であること、特に農耕地六九三町歩の使用が禁止されていることに因り生活は窮地に追込まれている現状」であった。こうしたことから演習場内農耕、立入り許可、損害補償、接收解除の要求が澎湃として起ることになる。

## 一 敗戦直後の演習場地域

一九四五（昭和二〇）年八月二三日、敗戦から一週間の後、演習場関係町村は演習場を管理してた第一師団東京管区經理部長より突然「使用協定」解除の通告をうけた。「今般軍ノ都合ニ依リ本年九月末日ニ限り該協定ヲ解除スルノ止ムナキニ至」つたとのことであつた。東富士演習場一帯は演習場設定以前の状態に復帰したと考えられ、すぐさま

演習場の開墾計画と演習場内の国有地開放＝払下運動が開始され、関係町村は御料地借地払下組合によつて演習場の将来の平和的利用を協議し、管理者である帝室林野局に請願を行つた。帝室林野局でも食糧増産の必要から御料地（国有地）の払下が検討されていた。<sup>(5)</sup>

あらかじめ敗戦に至るまでの演習場につき簡単にみておこう。すでに日清戦争前の一八九一（明治二十四）年から東京第一師団の演習が実施されていたが、本格的になるのは一八九六（明治二十九）年からである。日露戦争後の陸軍拡張のなかで、一九一〇（明治四十三）年大野原の御料地の使用权が陸軍省に移管され、一九一二（明治四十五）年には第一師団經理部と関係町村長との間に演習場地域の私有地、公有地の使用について報償金の支払いを含む土地使用協定書が締結され、ここに「富士裾野演習場」が設定された。演習場設定の過程で印野村北畑の住民強制移転という悲劇や、時代は下がるが玉穂村の土地買収反対運動といった問題も起こっている。土地使用協定に続いて、砲弾・破片払下契約、人馬糞尿払下契約、残飯・残菜払下契約などの特恵契約が結ばれ、それらは関係町村民に払下げられ、破損道路修理などのための財源とされた。使用協定はその後継続され、一九四四（昭和一九）年協定を最後に破棄が通告された。演習場が設定されても国有地入会行為は依然実施

されており、また當農も行われ開墾も進んでいた。「明治四年ヨリ陸軍演習場ニ移管セラレタルモ内密ニ開墾シ縷々陸軍ヨリ厳重ナル叱責ヲ受ケタルニ拘ハラズ、無断開墾地百町歩ニ及」<sup>(5)</sup>んだという。

さて、演習場の陸軍使用協定が失効すると、「民有地は夫々所有者に帰属し、各自當農計画を樹て实行に移した」といわれるよう開拓が実施されるとともに、御料地<sup>(6)</sup>ニ国有地については払下陳情運動が活発化した。富岡村長湯山芳太郎、須山村長小野田市太郎などが署名して「終戦ニ伴ヒ不要ニ帰スヘキ元演習場内土地払下又貸下ケ方ノ儀ニ付陳情<sup>(7)</sup>」が提出されている。そこでは、演習場内の土地が地元住民の産業にとつて「密接不離」であることや、「農耕地ヲ失ヒ生活ノ脅威ヲ受クルノ実情」、「國家ノ為メ忍ビ難キヲ忍ビ総テヲ犠牲ニ供シ涙ヲ呑ミテ陸軍ノ要求ニ応」じてきたことが主張され、演習場内土地の払下が訴えられた。「国策ニ副フ食糧増産ノ目的ヲ達成スル為ニモ時宜ニ適セル一石二鳥ノ方策」という論理も、彼らの主張（国有地払下）の正当性を強固にしたと思われる。同時に詳細は不明だが、日本共産党静岡県委員会は一九四五（昭和二〇）年一二月九日閣議決定「緊急開拓事業実施要領」、同一五日大藏・農林次官から地方長官宛「農耕ニ利用スベキ旧軍用地等処理ニ関スル実施要領」に基づいて開拓事業を計画、県営の事業として駿東郡原里村ほか四ヶ村地区面積六、〇〇〇町歩（うち軍用地四、二〇〇、御料地一、八〇〇）を決定している<sup>(8)</sup>。

一方、各町村にあつては、戦災者、復員兵、失業対策の観点からも演習場など旧軍用地の開墾・払下を必要としていた。「大東亜戦ニ依リ疎開者戰災者ノ転入本村出身者ノ失業帰村夥シキ数ニ上り且亦復員ニ依リ軍人ノ失業者需要生産面ニ活動セル失職者」などの人口増加は、そのほとんど敗戦直後においては、逼迫する食糧問題を解決する方途は戦時中の供出体制の強化という方向ではほとんど破綻しており、そうした側面からも土地払下や開拓政策実施は切実であったと思われる。湯山富岡村長は政界の実力者である宇垣一成元陸軍大臣を伊豆長岡に訪れ、「戦勝つ、最後の一人大迄もと引張り来りし今日吾々としては言葉もなければ、民衆も勝つ為の苦労を思ひ来りしも今日の有様となりては供出も何もあるものかとの氣分醸<sup>(9)</sup>醸し恶心に堪えず」と述べおり、増産・供出意欲を失つた農民を増産に動員するためには開墾による經營拡大が要請されたのであろうと思われる。

が「帰農希望者」であり、最小限二五〇町歩の開墾地を必要とするが、そのため「御不用」となつた演習場の払下が必要となる。

一九四五（昭和二〇）年一〇月二日に提出された原里村長芹沢英夫の「陳情書」は、かくのとく村の実情を述べなければならなかつた。<sup>(13)</sup>

裾野地域での状況を見ておけば、これは東富士演習場ではなく小泉村伊豆島田大道端にあつた陸軍演習場の例だが、一九四五（昭和二〇）年九月五日以降、小泉村書記市川玄吾が計画担任者となり耕作・開墾を開始している。<sup>(14)</sup>

また東富士演習場の状況については、遠藤佐市郎が後の村長時代に以下のように述べている。

終戦の年には農耕隊と称する鮮人部隊本村学校に駐在し専ら演習場を開墾して甘藷大豆の栽培にあたつてゐたのです。それが終戦と同時にこれらの新墾地は放置され、農民は之を継承して農耕し増産につとめたのである。（略）終戦後開墾面積として三〇町歩を数えて

ゐるが、終戦前より終戦後の二三、二四年頃迄に於ては富岡村地先内にても旧來の農地に新墾地を加へれば決して一五〇町歩を下ることはない<sup>(15)</sup>須山村では、一九四五（昭和二〇）年九月三〇日、帝室林野局長にあてて「富士裾野御料地内耕作地払下願」が提出されている。そこでは、払下を主張する論理として「大

御心に答える」＝食糧増産への貢献が述べられている。

今度大東亜戦争ノ終戦ニ伴ヒポツダム宣言ノ履行セラルニ及ビ演習場廃止ニ際シ（略）特別ノ御恩召ヲ以テ払下ノ儀御許可相成度候 御許可ノ上ハ御仁徳ノ厚キニ我々村民一同感激シ一意農耕ニ精励ノ上食糧増産ニ資シ大御心ニ答ヘ奉ル覚悟ニ御座候。

しかし、払下は実際には実施されず、開墾などによつて農民自らがその土地を耕作できた期間は短かつた。早くも一九四五（昭和二〇）年九月一〇日にはアメリカ軍約二千人が駒門廠舎に進駐していた。静岡県の緊急開拓計画も、「昭和二一年五月一〇日付第三〇〇軍政部指令に依り開放を禁止され開拓事業休止」の八月一〇日農林次官通知により頓挫していた。<sup>(16)</sup>

## 二 アメリカ軍による演習場接收と 地域の対応

アメリカ軍による演習場地域の接收については前掲勝間田論文が詳しく紹介している。ここではそれによつて接收過程を見てみよう。

一九四六（昭和二二）年一月一九日、アメリカ軍第二五師団司令部日本軍物資接收課から名古屋終戦連絡事務局に

あてて、陣地・屯營地など軍設備の無断使用禁止が通告され、それに伴い東富士演習場も接收が予想される状況となつた。二月一〇日にはアメリカ軍より射撃場周囲の杭打が命令され、日本側により実施されている。二月二八日には静岡三一一号調達要求（ローカルPD）が出され、演習場区域の接收が通告された。この時点では接收範囲は旧陸軍演習場地域の黒線地域をも含んでいた。演習場地域の範囲は旧陸軍の使用にあたつて赤線と黒線が引かれており、赤線は本来の演習場地域、黒線は演習場外ではあるが演習の認められた地域とされていた。従つて、その範囲は広大であつた。

仁藤祐治によれば「これでは『北畠移転』どころではない、人々はマッカーサー・ラインと呼び、どえらい騒ぎになつた」という。五月一〇日には第三〇軍政部静岡支隊より「富士山麓砲兵演習場明渡ノ件」が通達され、「同場内現在占居者にありては同場内にありては之が立除きを命ずること」はないが、新たに移転や「現在居住し居る占居者にして此の地区を立除いた場合他の何人も其の立除き場所に移住することを許さず」と指令された。この時期の模様を原里村長芹沢英夫の口述は以下のように伝えている。

先三演習場全域ニ亘リ白旗ガ立テラレシ頃ヨリ地方住民ノ間ニハ同地域内「註—演習場」ノ立退ノ風評飛ビ民情騒然トセリ、此處ニ於テ本指令発セラレ立退キ

説ハ一掃スルト同時ニ他方新ニ住民ガ同地域内ニ居住スルコヲ禁ゼラレタリ<sup>(19)</sup>

地元では原里村、玉穂村、印野村、富士岡村に富岡村、須山村を加えて演習場開拓組合を組織（委員長芹沢英夫原里村長）、「演習場関係六ヶ村住民代表 芹沢英夫」の名をもつて「嘆願書」を作成した。これによれば、九月二日涉外事務局通達により演習場内居住者の立退きが命じられたが、関係農民は「驚愕措リ能ハズ全ク農耕ニ手付カザル状態」となつたという。そして同嘆願書は立退解除を懇願するに同時に、「演習場中ノ一時的立退キ等ノ御命ニ対シテハ忠実ニ服従スル」覚悟を述べている。さらに、「演習場内ノ農耕地ハ從来ヨリ当地方ニ五、〇〇〇農民ノ生活ノ基礎ナリ、之無クシテハ此ノ地農民ノ生活ハ成立タザル」との理由で、「演習場御使用上差支ナキ時期並ニ限度ニ於テ」既耕地の農耕の許可、採草の許可を訴えている。<sup>(20)</sup>

裾野地域、富岡村では「今里デハ立退カザルヲ得ザル人モアリ、下和田デハ耕地ガ三分ノ一許リ犠牲ニナル」状態であった。御宿では「耕地ニハ殆ンド影響ナク、大体関係ハ極メテ少イ」けれども、「富岡村全体トシテハ重大ナ問題」との認識から、先の「嘆願書」の協議に副区長が出席して

一九四六（昭和二二）年九月段階は御料地払下運動の転

機でもあつた。既に元富士裾野演習場開拓組合副委員長根上耕一は、「東富士演習場関係者ヨリ演習場ノ全面的開放ノ嘆願ヲナスコトハ一方ニ於テ國ノ内部的統制ヲ乱スト共ニ他方ニ於テ米軍當局ノ感情ヲモ害スルモノ」と日本側政府機関・大阪終戦連絡事務局長（小瀧明）から言い渡された。開拓組合常任委員は「全面的開放ノ嘆願ハ一応中止シ嘆願ヲ合理的ナモノタラシムルコト」を決定し、「カクテ運動ノ目標ハ全ク変<sup>(2)</sup>」つたのである。

そして、一年後の一九四七（昭和二二）年七月本格的にアメリカ軍の演習が開始されるのである。ただし、この時点では「毎日曜日並に演習休止日には自由に演習場への立ち入りが許され農耕採草も比較的自由に出来」る状態であった<sup>(3)</sup>。そしてこの一九四七年度の演習に対し関係町村は初めて補償要求を行い、翌年四月補償金を受領する。

しかし、一九四八（昭和二三）年の末から一九四九（昭和二四）年にかけて演習場の状況は一変する。既に四八年度の演習は一月二〇日を最後に終了し、アメリカ軍演習部隊は撤退したが、工兵隊のみが演習場に残り作業を行つていた。そして一二月三一日、連合国軍最高司令官指令（SCAPIN-6274A）により、「戦時中日本政府が軍用に供していった施設に対して発したP・D（ローカルP・D）は軍事占領として取扱ふ為これを取消し賃借料並に損害賠償

の支払いを停止する」ことが命令され、軍事施設の国有地はもちろん、公有・私有地も占領の対象とされた。一九四六（昭和二二）年の調達要求の時点では「ともかく立ち退きがさけられ耕地・住宅とも継続使用が認められた」のに對し、今回は軍事占領であり、賃借料や損害補償、離作料の問題だけではなく、採草のための立入り、既墾地<sup>(4)</sup>耕作、新開墾地の営農などの禁止に対する不安が高まつた。そして、翌年一月一八日アメリカ軍第七七技術戦闘隊本部より「日本人の富士裾野演習地区立入の件」が通告された。そこでは、従来「一時的又は占領軍により使用せられる時に限り」演習場地域の一部について耕作が許可されていたが、第二五師団の現在及び将来の演習計画により耕作許可が取消された。また採草については「現在の所制限的に許可することあるべし」とされ明確な規定はなされなかつた。一九四九年度の演習は四月にはじまつたが、この年は「八月の採草の最適期に一ヶ月立入禁止に会い、養蚕、農耕、採草に大打撃を受けた」という<sup>(5)</sup>。

一九四九（昭和二四）年一〇月一一日にはアメリカより演習場地域の拡大が指令される。須山村では演習場拡張により七三六反五畝が接收され、全農家戸数二四一戸のうち影響をうける農家二〇五戸、うち耕地皆無となる農家二〇戸、農業經營の成立しない農家三九戸を数えた。「今回拡張

になりました地域内に於ける当村農耕地は総耕作地面積の四割八分に達する面積でありまして、其の他に採草地等を加えますと、当村農家の經營は非常に困難な状態となる」とされ、「實に須山村民の死活にも影響するものと重大視せられ」、「拡張区域内の農耕について然るべく御取計」、「須山村民一同の生活維持」をするよう申請が提出された。<sup>(25)</sup>

そしてついに、一九四九（昭和二四）年一二月八日、一九五〇（昭和二五）年一月一日以降の農耕禁止の覚書が手交され、以後演習場内の農耕は全く禁止となつた。「富士裾野の日本農民が近年許可なくして」演習場地域内の耕作をしていることにに関して、これを「侵入者の生命を危険に曝し占領軍の目的を妨害する」ときめつけ、「日本耕作者の公用地に侵入することを一九五〇年一月一日までに停止」、「日本人に依つてこの土地を農地として使用することは許可されない」、演習場への立入許可是演習場司令官より受けることが一方的に指示されたのである。農耕禁止のみならず、採草のための入会地への立入りも制限されることになつた。のちに演習場返還運動の中心となる東富士演習場地域農民再建連盟は、この時期について次のように述べている。

帝国陸軍の時代にあつてさえ、その全期にわたつて途絶えることの無かつた演習場内における農耕や造林の営みは、今やすべてを禁止され、僅か一周一日の採

草・採木のための入山に限られた結果、周辺村落開創このかた連綿として受け継がれてきた伝統ある入会史のうえで未曾有の受難期に際会するに至つた<sup>(26)</sup>

### 三 占領後期の演習場と 演習場をめぐる問題の展開

#### ① アメリカ軍演習への協力体制

演習場をめぐる諸問題（入会をふくむ演習場内への立入許可、損害補償、御料地払い）演習場地域開放を要求する演習場地域各町村の運動において意識されていた問題は、これらの諸要求を達成するためにもアメリカ軍の演習に自ら的に協力することであつた。『旧東富士演習場使用禁止』指令に関する陳情書は次のようにいふ。

貴軍の演習に際しては、農民の協力を以て命令を厳守し、農耕・採草等作業の中止道路の通行止及住民立退き実行しますから、演習休止期間に於ては、之等種々の使用を御許可下さる様（後略）<sup>(27)</sup>

もちろん、演習場司令官や軍政部より再三日本人の演習場立入り禁止の命令、農耕禁止の命令が出されていることからも明らかかなように、民衆レベルでは、運動の中心であ

る村当局者の意志をこえ、演習場内への立入り、採草、農耕、そして廃弾、屑鉄拾いなどの生産活動を行つてゐたといえる。こうした動きに対しても村当局は、下部組織である「区長」、そして「区」毎に置かれている農事責任者である部農会長を通じてアメリカ軍の命令の徹底を図つた。

演  
習

指令と村長の注意事項を「各隣組毎に常会式に会合して隣組代表者より説明」、さらに各世帯<sup>(29)</sup>とに「指令の厳守をするため誓約書」の提出を義務付けたという。富岡村では村長遠藤佐市郎から御宿区長宛てに「東富士演習場立入禁止について」通達があり、そこでは侵入者を出すことは「部落の名を汚す」ものとされ、嚴重指導が要請されている。須山村でも防犯協会、巡回駐在所連名で注意書が配布され、演習場内を無断で耕作した者の取締方針が示されている。それによれば、「密耕作者の個人的立場環境」に関しては同情すべき心情であると述べつつも、「村のため国家再建のため協力すべきときでせう」との論理で密耕作の行為が非難され、部農会長を通じて取り締まり方針を周知徹底させたのち、村内より違反者を出さないようにすること、取締官への協力、演習場内無断耕作者の問題を部農会長の責任問題としているのである。<sup>(30)</sup>

演習場内に立入った者を「愚民共」と呼んだ資料もある。<sup>32</sup>

末端の部落という単位がアメリカ軍からの指令を伝達する機能を果たすと同時に、「村のため」あるいは「部落の名を汚す」という論理で農民の活動の規制が行われ、その取締は行政村内の各区におかれていた部農会長の責任とされたいたことは注目に値する。そしてやがてはこの末端の単位を包摂する形で農民運動が展開していくのである。<sup>(33)</sup>

アメリカ軍への協力をより広域的に図ったのが既に一九四六（昭和二一）年九月には設置されていた米軍演習自治協力団である。団則によれば、「本団は東富士演習場に於ける米軍演習に關し事故防止の為自治警戒をなすと共に米軍の命に依り凡ゆる協力をなす」（第四条）ことが目的とされ、アメリカ軍よりの命令伝達、演習場内居住者及び耕作者の完全立退、場内への侵入警戒、アメリカ軍の命令による奉仕、地域住民の教育などの事業をするものとされた。組織的には原里村に本部が置かれ、須山村、富岡村、富士岡村、印野村、玉穂村、原里村に分団が設置された。須山分団で一五〇人、富岡分団一二〇人の「満一八才以上の男子にして身体強健思想堅実なる者」が団員とされた。須山分団長には渡辺吉三郎が就任し、四つの班が置かれ、須山村内の演習場境界線上に九ヶ所で警戒立哨が行われた。<sup>34)</sup>後の一九五一（昭和二六）年、演習場地域関係町村連名の「東富士

「演習場立入許可に関する陳情書」においても、「進駐軍の演

習場実施上、積極的協力をなす」ものとして「東富士演習場自治協力団を増派して危険区域の立哨を強化し演習実施に絶対的協力をなす」と述べられている。<sup>(35)</sup>

## ②運動の展開

さて、以上のようにアメリカ軍への協力体制を構築した上で、演習場地域の各町村はどのような運動を展開していくのか。

一九四七年度の演習に関して初めて補償問題が提起された点については先に述べた。一九四七（昭和二二）年当時は地元の懇願により日曜日毎に立ち入りを許されていた。

それでも「未明ニ起キ出、或ハ、月明ヲ利用スル等昼夜ノ別ナク全能力ヲ上げ採草ニ努」めていたが、「不合理ナ管理」と早期収穫のため「農作物ハ大減収」となり、あるいは演習により潰地、森林伐採、養蚕經營の停止など「堪ヘ難キ損害」を受けていた。これに對し、須山村、玉穂村、原里村、印野村が補償願いを提出。<sup>(36)</sup> 一九四八（昭和二三）年三月には立毛・立木補償、離作料が支払われたが、先に述べた調達要求の廢止、軍事占領指令により頓挫した。

調達要求廢止後の補償運動を、一九五一（昭和二六）年一月二日付でまとめた「演習場損害補償申請に関する経過」<sup>(37)</sup>

や、同年一〇月二九日に論議された「演習場報償金問題に関する経過報告」<sup>(38)</sup>によつて見ておこう。これら文書は補償運動の展開を、①絶望期（一九四九年二～五月）、②混迷期（一九四九年六月～一九五〇年一月）、③黎明期（一九五〇年二～九月）、④本願成就期（一九五〇年九月以降）と位置づけている。

一九四九（昭和二十四）年二月九日、それまで補償運動の中心となつてきた原里村、印野村、玉穂村、須山村の四ヶ村が演習場補償申請をなすことを決議するが、調査書作成段階で須山村は脱退する。運動は現在の裾野市地域とは別の三ヶ村によつてスタートしたのである。占領軍の物資・施設關係を担当する特別調達庁の、補償問題は「GHQの指令で拘束されているかこれを解決ことが急務」との意向に基づき、横浜連絡調整事務局、そしてアメリカ第八軍への陳情が開始され、「当演習場の問題がGHQ並に特別調達庁、外務省において問題化すること」となつた。<sup>(39)</sup> 同時に同一年一二月一五日には国会に対し、三ヶ村長連名で「米軍東富士演習場使用に伴ふ損害補償料下附等に関する請願」を提出。これは補償料停止、立入り、農耕禁止以後に出された最初の請願であり、「これ以降の諸陳情書の基本的な考え方を示すもの」であった。そこでは、「旧陸軍使用当時に於ては演習場内の大部分が民有地である關係上」、「演習に

より受ける精神的苦痛並に、経済的損害を、幾分なりとも「緩和」する人馬糞や廃弾拋下などの特恵的契約、報償金協定があつたこと。しかしアメリカ軍の演習に協力しているにもかかわらず、「終戦後夫れが無保障とな」り、「土地の所有権或いは利用権が、何等の保障もなく蹂躪せられ、「村民の死活」、「生活が根底から覆され」てることが訴えられ、調達要求書の発出、土地借上料、補償が要求される。一方、政府当局側は「陳情の村は三ヶ村のみであるが実際の関係村は一二に及ぶが相互の間に利害の一一致せぬ点もあるので県側に於て適當調整を加え」調査報告をなすことを要請している。<sup>(2)</sup>

補償運動の中心であつた三ヶ村は運動の拡大を図り、関係一一ヶ町村を網羅する「共同戦線」の構築を目指した。<sup>(3)</sup>

一九四九（昭和二四）年一二月七日、従来の米軍演習場自治協力団を改組して「関係地域内の米軍演習による補償対策を講ずる」（会則第四条）ことを主たる目的とし、小泉村、深良村、富岡村、須山村、富士岡村、原里村、印野村、玉穂村、須走・高根組合村、御殿場町、北郷村の一ヶ町村を以て組織する（会則第二条）富士裾野演習場対策協議会が結成された。会長には駿東地方事務所長・岩本行雄が就任し、各町村長を委員に、地方事務所の吏員および富岡・玉穂村助役などを幹事に、勝間田清一・遠藤三郎両衆議院

議員や県議・警察関係者を顧問とする自治体、行政主導の運動体であった。<sup>(4)</sup>裾野地域では、いままで積極的に運動を担つてきた須山村、富岡村に加え深良村、小泉村が参加している。一九五〇（昭和二五）年二月二〇日の「米軍東富士演習場の使用に対する調達要求書（P.D.）の発出に関する請願」は先の一二ヶ町村長の連名で提出された。運動のなかで、補償金問題についての基本方針は、①補償金は「軍が使用している間は当然要求すべきである」と、②演習場民有地が何等の補償なく、無償にて米軍に蹂躪され<sup>(5)</sup>（二字不明一大串）ことは敗戦の責を独り演習場周辺の町村民のみが負ふこととなつて条理に合はぬこと、二点が確認された。<sup>(6)</sup>

同じ時期アメリカ第八軍より「本件演習地域は特殊地域であるから占領軍による使用又は占拠に対する補償の請求は日本政府の責任に於て処理せらるべき問題」との覚書が出され、補償問題は占領軍の指令に拘束されずに解決しうるめどがたつたのである。そして一九五〇（昭和二五）年九月一八日には再び調達要求が発せられ、一九四七（昭和二二）年に遡及して適応され借上料が支払われた。しかし、一九五二（昭和二七）年に入り占領終決目前に至つても「昭和二五年九月一九日P·D（JPNR 4586）を以て正式に接收されたが民有地に対する土地借上料の交付のみで、損害の補償は全く未解決の儘今日に至つておる」状況であ

つた。

### ③占領から日米安保体制のなかへ

一九五一年（昭和二六）年九月八日、サンフランシスコ講和条約が調印され、占領の終決が確実になり基地の施政権は日本政府に返されることになった。とはいっても、占領が日本安保条約・日米行政協定に変わっても、全土基地化方式（アメリカ軍は日本のどこでも基地を設定する権利をもつ）の下で、演習場の実際は変わらなかつた。静岡県では、「平和条約並びに日米安全保障条約の発効と共に連合軍の占領は米軍の駐留に切替えられ」、「行政協定により現在のまま駐留部隊により富士演習場は継続使用されるものと思われる」と判断しており、演習場の存在を前提にした要求を行う方針であつた。<sup>(4)</sup>

これに対し地元の運動体の論理を、東富士演習場対策協議会が一九五一年一月二十四日に提出した「日米行政協定締結に伴う東富士演習場諸問題について陳情」でみておこう。陳情は、演習場をめぐる補償問題は、民有地借上料など一部を除いて「全く未解決」であること、関係地域住民の財政困窮、軍への労務者・警備人員の供出、「特殊環境」が及ぼす風教的・衛生的悪影響を指摘。そのうえ

で「行政協定に伴う要望事項」として、「東富士演習場関係町村は、共通或は固有な從来からの立地条件により夫々独立した健全な自治体の発達を望んでるので、この際全面的に接收解除を要望する」とした。町村団体は、演習場の接收全面解除を最終的な要望とし、予想される「右不能の場合」の条件として、①土地使用料値上、②補償実施、③地域住民の生業維持のための接收地再検討、④演習場内の農耕認可、立入り許可などを主張したのである。なかには、須山村、富岡村など四ヶ村からは、「射方向に面する部落は」「被弾・流弾に晒され」ており、「之の不安と脅威下にある地帶には村落標識塔の設置」という切実な要求も出されている。

つた主張をストレートに出したものとなつてゐる。こうして演習場関係地域の運動のなかから、行政主導の運動ではあるが、演習場接收地全面解除という基本原則が登場していくのである。<sup>(5)</sup>

組織的にも從来の各町村個別の対応を調整するため前項で述べた演習場地域一一ヶ村によつて一九五二（昭和二七）年一月二九日「東富士演習場対策委員会」が設置され、「富士裾野演習場対策協議会」は改組・廢止された。対策委員会は「関係地域内の米軍演習場による補償対策を講ずる」ことや「事故防止のための自治警戒」という從来からの目的に加えて、「関係地域内住民の風教、衛生、その他の民生安定」に関しても問題とすることをうたう<sup>(6)</sup>、補償対策のみならずより総合的な要求を提示していくことになる。

さらに、占領が終了してから町村の行政主導の運動体とは異なつた運動組織が誕生してくる。「これ迄の地元民の動きは、町村長を中心代表を選んで、当局に対し接收地の削減や借上料、補償料を要求する陳情にすぎなかつた」<sup>(7)</sup>状況に対し、原里村、印野村、富士岡村、富岡村、深良村、須山村、高根村の国有地耕作者一、三八三戸の農民が「離作補償」と入会諸権利の擁護を求めて一九五三（昭和二八）年七月七日「東富士演習場対策協議会」（会長岩田和美、これまでの東富士演習場対策協議会とは別組織）を結成、こ

の団体はのちの一九五六（昭和三二）年「東富士入会組合」となる。入会権関係については演習場立入り制限緩和など従来の運動も主張してきたところであるが、入会権者が独自の運動体を形成したのはこれが最初である。仁藤祐治は、東富士演習場対策協議会の結成日をもつて「東富士の組織的な農民運動史はこの日をもつて起点とする」と述べている。<sup>(8)</sup>

こうして町村長など行政を中心に演習場内民・公有地所有者の集合体である「東富士演習場対策委員会」と演習場内国有地、入会地依存の農民組織である「東富士演習場対策協議会」・「東富士入会組合」が併存することとなる。この二つの運動体はやがて東富士演習場地域農民再建連盟として合流する。その過程で「生活権」の主張や、接收地域農民生存権確立同盟の結成など、「生活権」「生存権」原則が登場してくる。しかし、初期において次のような事態も見られた。東富士演習場対策委員会側は、東富士演習場対策協議会の補償申請を「思フニ町村ヲ離レテ農民ガ自由勝手ニオ手盛ヲシタ欲ノ張合ノ結果」と認識し、行政とは自立した農民組織による運動を嫌悪し、「町村長ガ率先責任ヲ以テコレニナルコト」を主張したのである。<sup>(9)</sup>あくまで行政側のヘゲモニーを保持しようとする東富士演習場対策委員会側の態度など両者の運動には依然大きな溝があつたのである。

## むすびにかえて

本稿は敗戦直後の演習場の開放から、アメリカ軍による接收、それに伴つて生起した諸問題とその解決を模索する運動のあり様を、一九五〇年代前半期までを視野に入れつつ概観してきた。先刻ことわつておいた通り、これ以後本格的に展開する基地返還運動や農民運動について明らかにすべき課題は山積しているが、それらの問題は別稿に譲るほかはない。ここでは、むすびにかえて本稿の検討から得られた二、三の論点を指摘しておきたいと思う。

第一に、地域町村・住民にとっての、旧陸軍演習場とアメリカ軍による接收後の演習場との落差である。もちろん戦前のような、土地収用法において「土地ヲ收用シ又ハ使用スルコトヲ得ル事業」の第一に「国防其ノ他軍事ニ関スル事業」が規定されている状況下においては、軍の土地使用は国家的な事業であり反対を許さないものであった。しかし、その一方用地買収の停頓から借上料の補償料を含めた報償金が下付されており（ただしその替わり演習場のための損害について陸軍省は賠償の責任を負わない）、協定においても軍民共用が目的とされていた。また入会権は一切保障され<sup>(5)</sup>、その他、砲弾破片、残飯、人馬糞などの特惠契約も存在して、これらが演習場地域町村および民衆生活を

支えていたのである。

これに対し、アメリカ軍の接收による演習場使用は、調達要求が出ている時でこそ賃借料金と補償金が支払われたが、とりわけ補償金については占領終決時点においても「イニシアルコスト」接收による損害補償のみで、演習による損害補償は全く実現していない等大きな限界があつた。その他、立退指令、立入り制限や演習場内の農耕禁止、砲弾破片拾いなどを不法行為とみなすなど従来からの特恵契約は破棄されるという状況であり、農業のみならず養蚕・製炭業の衰退、入会地の荒廃、離農者の続出をまねいたのである。一九四九（昭和二四）年以降、占領政策の転換により日本経済の復興が焦点化し、朝鮮戦争勃発による「特需」で日本経済全体が活況を呈している時期、東富士演習場地域の町村、住民は演習場被害にあえいでおり、運動のなかで「敗戦の責を独り演習場周辺町村民のみが負うこと」が不条理として主張されたこともこのような戦前と戦後の演習場をめぐる諸関係、それを前提としての生活環境の落差の意識の反映であると思われる。

第二に、演習場をめぐる運動の論理である。前述のように戦前において演習場への土地収用は法律的には国家的な公共目的を第一義とするものであつた。したがつて単純に所有権を主張することは不可能であつたわけだが、こうし

た論理そのものを逆手にとつて、敗戦直後には「国策二副フ」ことや、「国家再建のため」、「食料増産ニ資シ大御心ニ答へるためにも使用解除になつた演習場内の国有地払下が主張されたのである。占領軍による接收後は、むしろ農業・生活の窮状を訴えることになるが、それは第一で述べたように旧陸軍演習場よりも後退した状況にあつたからであろう。もちろん、この時点で、農民の農業經營保護、生活保護の要求は出されてはいるが、民有地接收<sup>11</sup>所有権の制限に関する補償という観点が主流であり、「生活権」「生存権」という言葉が運動のなかから出てくるのは、入会地依存農民が独自に運動体を形成してきて以降のことである。その意味では日本国憲法の価値を体現した形で運動が展開するのは後のことになる。ただし、当初の国家的価値観から運動を組み立てる論理が背景にしりぞき、現実の農業經營問題・生活問題の逼迫から運動を展開せざるをえなくなつたことは、生活・生存を「権利」として主張する運動に進んでいくうえで重要な意味を持つたのだろう。

第三に、運動の構造に注目してみれば、占領期の運動はアメリカ軍の演習への協力体制や、町村とは独自の運動を行う団体への嫌悪感からも明らかのように、町村長がヘゲモニーを持ち、行政村内の区を基底として一般の農民の動きを統御しながら展開した運動であつたと思われる。その

意味では農民個々人にとっては、町村代表、区代表といつたルートを通じてのみ運動が存在し、独自の運動は構築されてはいなかつた。また、労組・農民組合など外部団体との協力という形跡もみられない。町村長主導の運動が、占領期という限界はあるにせよ、農民の生活危機を目前にしながらも、論理が民有地所有権・利用権の補償を中心にしており、「生活権」「生存権」へと展開しにくい構造をもつていたことは指摘しなくてはならないだろう。

#### 註

(1) 東富士演習場地域農民再建連盟『東富士演習場概説』

(一九九四年)。

(2) 東富士演習場地域農民再建連盟委員長伊倉先生「発刊のことば」『東富士演習場重要文書類集 上』(一九八二年)。以下「類集 上」と略記。

(3) 五〇年代以降の演習場をめぐる本格的な運動についての分析は後日を期したい。

(4) 『昭和二七年 東富士演習場関係綴』富岡支所蔵。また『小山町史 資料編 近現代Ⅱ』(一九九五年)七三三～七四一頁にも収録。

(5) 『御殿場市史 通史編 下』(一九八三年)六〇五頁。

(6) 「富士演習場廃止ニ伴フ跡地拝借願」『御殿場市史 七』

(一九八〇年) 六六四頁。

(7) 前掲「東富士演習場の実態調書」。

(8) 『類集 上』二五〇二六頁。

(9) 『静岡県労働運動史』(一九八四年) 三五五頁。

(10) 戦後改革期の食糧問題・供出問題については西田美昭編『戦後改革期の農業問題』(日本經濟評論社、一九四四年) 参照。

(11) 『宇垣一成日記』一九四五年一〇月一四日。

(12) 『類集 上』三三頁。

(13) 勝間田二郎「米軍が東富士演習場を使用する経緯とその影響」(御殿場市史研究) IV 一九七八年七月)

八三〇八四頁。

(14) 「前陸軍施設使用状況の報告等」一九四五年七月四日。

小泉村『前軍用地関係書』裾野市役所蔵。

(15) 『東富士演習場関係資料文書』一九五五年七月二〇日、富岡支所蔵。本資料は、演習場関係を中心担当して

きた部落総代の手元にあつた関係書類が焼失したため、「総括的对外的事务」を行つてきた役場所蔵の文書によつて「大綱を確かめ以て補償の場合の原拠としたもの」。

(16) 『昭和二一年三月以降 国有地御料地関係綴』須山支所蔵。

(17) 『類集 上』四一頁。

(18) 仁藤祐治『東富士演習場小史』(富士タイムス社 一九七五年) 五九頁。

(19) 『昭和二〇年以降演習場関係』三冊一号、原里支所文書、御殿場市立図書館蔵。

(20) 『類集 上』六七〇六八頁。

(21) 御宿区長『昭和二二年度 役場通牒綴』御宿区有文書。

(22) 註(19)に同じ。

(23) 前掲「東富士演習場の実態調書」のなかの「連合軍使用の概況」より。

(24) 『御殿場市史 通史編 下』六〇八〇九頁。

(25) 註(23)に同じ。

(26) 須山村長土屋嘉呂久「東富士演習場内農耕再許可申請書」一九四九年一月九日、『東富士演習場拡張に伴ふ諸関係綴』須山支所蔵。

(27) 『類集 上』「発刊にあたつて」。

(28) 『類集 上』四二頁。

(29) 『御殿場市史 通史編 下』六三九頁。

(30) 『昭和二五年度 御宿区書類綴』御宿区有文書。

(31) 『昭和二四年度 富士裾野演習場対策協議会々則綴』須山支所蔵。

- (32) 玉穂村村長ほか八ヶ町村長「採草立入り継続についての陳情」一九四九年八月、『類集 上』一四四～一四五頁。
- (33) 例えば、富岡村長遠藤佐市郎の「本村に於ては旧来演習場の事務は各部落総代が之にあたり、村当局は総括的対外的事務にあたつてゐた実情」という言（註15）や同じく富岡村御宿において「演習場ノ開墾地及草刈場ヲ引続き使用スルコトガ出来ル様運動シテ戴イタ方々へ」部落農会毎に一反歩あたり金一円を徴収し御礼とした事例（註21）がある。もちろんこうした事例の背景には東富士演習場問題が一面入会権の問題であつたという事情があるのだろう。占領期以後も含めた演習場問題をめぐる農民運動の構造的分析も他日を期したい。
- (34) 御殿場警察署長発米軍演習場自治協力団長宛「米軍軍事施設等について」一九四七年五月一六日、『昭和二年五月 進駐軍關係綴』原里支所文書、御殿場市立図書館蔵。
- (35) 「類集 上」一四八～一五〇頁。
- (36) 「東富士演習場使用損害三付補償願」一九四七年二月、『類集 上』八三～八六頁。
- (37) 「類集 上」。
- (38) 「昭和二七年 東富士演習場關係綴」富岡支所蔵。
- (39) 『類集 上』一二七頁。
- (40) 同右、一〇六～一〇八頁。
- (41) 『御殿場市史 通史編 下』六四三頁。
- (42) 横浜連絡調整事務局「YLC CO 執務報告」五一号、一九四九年一二月一六日、『横浜市史 II 資料編 1』（一九八九年）四九一～四九二頁。
- (43) 『御殿場市史 通史編 下』六四五頁。
- (44) 『昭和二四年 富士裾野演習場対策協議会々則綴』須山支所蔵。
- (45) 『類集 上』一〇二～一〇四頁。
- (46) 「演習場報償金問題に關する経過報告」『昭和二七年 東富士演習場關係綴』富岡支所蔵。
- (47) 「YLC CO 執務報告」五八号、『横浜市史 II 資料編 1』五六一頁。
- (48) 「東富士演習場接收並びに使用に伴う損害補償に関する陳情」一九五二年三月一日、『類集 上』一二九～一三〇頁。
- (49) 「日米行政協定の締結に關し特に要請する事項について」一九五二年一月一六日、『類集 上』一六〇～一七一页。

(51) 一九九七年現在でも演習場接收地全面解除は達成されていない。米軍のキャンプ富士が存在しているからである。また自衛隊による演習場の使用を、自衛隊による「接收」と考えれば、大部分は解除されとはいともいえよう。沖縄からの演習場移転をめぐつて再建連盟は現在でもアメリカからの全面返還を基本原則としている。

(52) 「東富士演習場対策委員会々則」第四条、『類集 上』一八〇～一八一頁。

(53) 静岡大学学生新聞会編『基地御殿場の実態と分析』（一九五八年）九頁。

(54) 前掲『東富士演習場小史』六五頁。

(55) 「対策覚書」一九五三年九月三日須山村東富士演習場対策委員会受領、『昭和二八年五月一日以降演習場対策委員会関係綴』須山支所蔵。

(56) 岩井萬亀「東富士演習場入会協定について 一」（『ジユリスト』一九六〇年一〇月一日号）。

（おおぐし　じゅんじ・一橋大学大学院）

## 【資料紹介・解説】

# 市内における近世教育関係資料の追加事例について（その一）

伊 東 誠 司

はじめに

一 天明七年五月二十六日 光明寺悟宗越了筆子塚

(一) 資 料

(二) 解 説

二 弘化三年七月四日 安樂寺亮智院日能筆子塚

(一) 資 料

(二) 解 説

おわりに

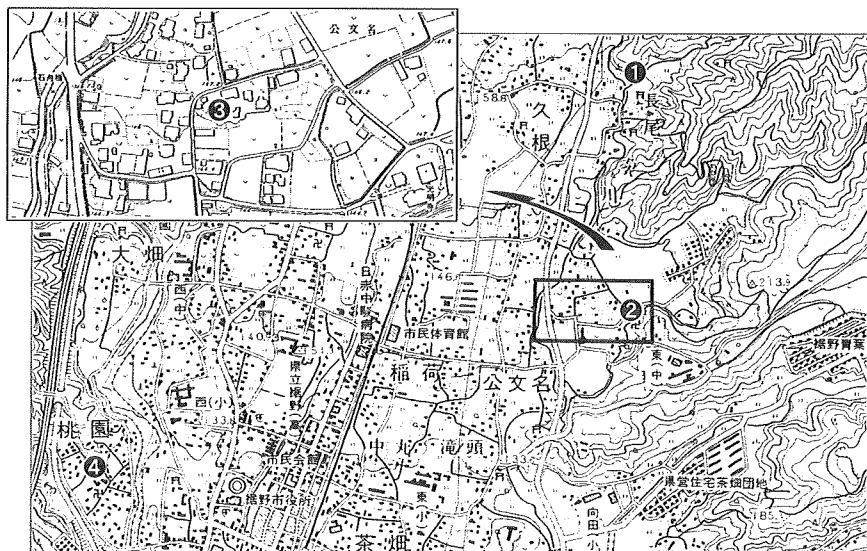
論を俟たない。

一九九六年三月に刊行された『裾野市史』第三巻資料編においては、筆子塚は遺漏なく所収することを原則とした。しかし「二」の安樂寺亮智院日能筆子塚（地図参照）は、校正の最終段階において確認され、その時点で本編に掲載することは不可能であった。そこで解説の部分で若干触れられるに止まつた。また、「一」の光明寺悟宗越了筆子塚（同）は同書刊行後にその存在を発見した。

筆者は同書において教育・文化・宗教の関係を担当した。その経緯から、未収の筆子塚については何らかのかたちで公にする必要を感じていた。ここにさしあたり二例を追加掲載し、同書の欠の一冊を補いたい。また他も漸次掲載の予定である。なお、「資料」における表記の仕方については育実践の事実を伝える最も貴重な資料の一つであることは同書に倣つた。

はじめに

師匠の学恩への報謝を込めた筆子塚<sup>①</sup>といつても、その祈（記）念には濃淡がある。しかし筆子塚が、その地域の教育実践の事実を伝える最も貴重な資料の一つであることは

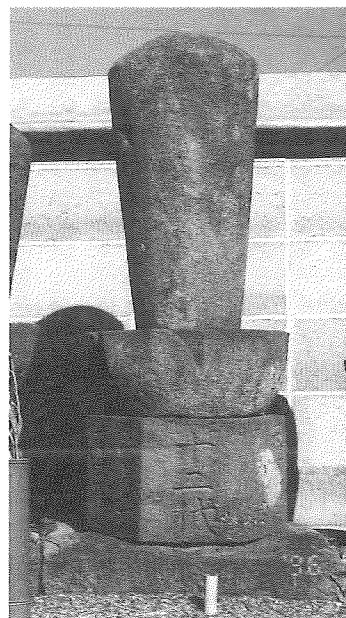


追加筆子塚分布ならびに関係寺院

- 1 安樂寺跡（亮智院日能筆子塚）
- 2 光明寺
- 3 悟宗越了筆子塚
- 4 定輪寺

一 天明七年五月二十六日 光明寺悟宗越了筆子塚  
(二七八七)

## (二) 資 料



（基礎正面）  
十二代

（基礎右側面）  
天明七

丁未稔

（基礎左側面）  
五月二

十六日

施主

手習

弟子中

(高さ 108・4 cm 幅 54・0 cm 奥行 51・5 cm)  
(裾野市公文名 光明寺)

すなわち、寺格の上からすれば末寺の筆頭という位置にある。  
さて、本資料に刻まれた十二世とはどのような人物だったのだろうか。「光明寺過去帳」には「当寺十二世悟宗越了大和尚 天明七丁未五月念六日」とある。また「定輪寺過去帳」には

## (二) 解説

(史料A)

当寺二拾四代悟宗越了大和尚天明七丁未五月二十六鳥住山三歳寿六十一歲

生國紀州学室村

本資料は光明寺（地図参照）の墓地の内にある。ただし、同寺に隣接して裏山一帯に墓地が展開するがこちらではなく、同寺から少し隔たつた民家・畑の中にある（同）。現在近辺に堂宇らしいものは全く無く、俄には同寺との関係を断じがたいほどであるが、その事実がかつての同寺境内の広大さを物語ると伝承されている。また「駿河志料」は元の寺地が現状より西であったと記しており、この付近を意味するが、眞偽は定かではない。何れにせよ、墓地は現在光明寺に属する。

光明寺は現在曹洞宗の寺院である。市内には同宗の名刹

定輪寺（桃園 地図参照）があるが、光明寺は同寺の末である。寺歴はさらに遡るが、曹洞宗としての開山は戦国期の僧侶で定輪寺七世でもある明綱英賾である。定輪寺は多くの末寺をかかるが、他寺は全て八世以降を開山とする。

と見える。すなわち光明寺十二世は悟宗越了であり、定輪寺二十四世でもあったということである。

没年月日は天明七年（一七八七）五月二十六日と見え、享年六十一年であったということから、生日は享保十一年（一七二六）より十二年頃と推定される。「紀州学室村」は現在の和歌山県橋本市学文路かむろである。

同地に生まれた悟宗がいかなる経緯で当地方にいたつかは検討の途上である。またこの地域での事跡についても不明な点が多い。しかし光明寺十一世大如法寛は明和二年（一七六五）六月二十三日に没している。とすれば、無住の期間があつたことも考慮しなければならないが、天明期

までの間、かなりの長期にわたり、悟宗が光明寺の住職であったことは相違あるまい。施主の「手習弟子中」の中に、幼少の頃より同僧に教えを乞い、なれ親しんだ者も多かつたのではないか。

また、定輪寺の住職となつた年次については、「定輪寺過去帳」の次の記載が参考となる。

(史料B)

当寺一拾三代芙蓉盧山大和尚 寛政十二庚申八月十八日  
住山二十五年(後略) 退院十六年  
寿七十八歳

二十三世の芙蓉盧山は寛政十二年（一八〇〇）八月十八日に没しているが、「退院十六年」後のことであつた。とすれば、退院したのは天明四年（一七八四）頃となる。一方、悟宗が没したのは、前述の通り天明七年五月二十六日であるが、史料Aより、それは「住山三歳」を経て後のことであつた。すなわち晋山の年次は天明四年頃ということになる。芙蓉に関する記述と符合する。したがつて同年頃、前住は存命であつたが悟宗が住職を継いだということである。

ところで、周知のことながら、寺子屋師匠をつとめた者全てに筆子塚が造立されたわけではない。悟宗のためのそれが残されたからには、師匠に対するそれなりの敬慕があ



光明寺歴住塔（右から、開山より十六世まで）  
十二世卵塔は一段高くなっている

つたことは十分に考えられる。そしてさらにこの筆子塚は、これ以前の歴住塔に比べ明らかに一回り大きく、立派な造りとなつてゐる。またこれ以降は、悟宗より前の歴住塔に倣つてゐる（写真参照）。これらからその人となり、弟子たちとの関係を類推することもできよう。

なお、定輪寺の二十

四世卵塔には手習教授に関連する記載がない。住山三年という短さの故であろうか。

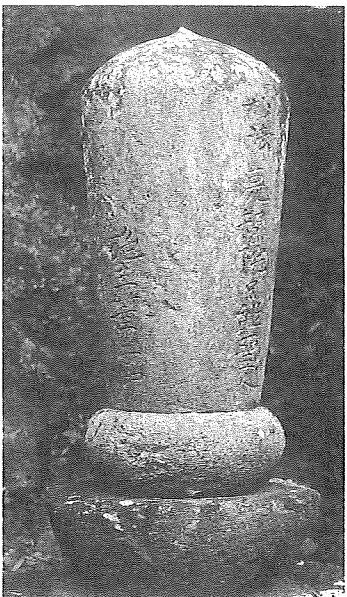
悟宗の生涯は、当地方の近世後期における宗教・教育を考えるためにあたつて重要であり、今後も検討が継続される必要がある。

二 弘化三年七月四日 安樂寺亮智院日能

(一) 解説

筆子塚

(一) 資料



(塔身 円柱  
弘化三年七月四日)

妙法亮智院日能聖人

施主筆子中

(裾野市久根 安樂寺跡)

(高さ 99.5 cm 傷 70.7 cm 奥行 53.5 cm)

安樂寺は今日では荒れ果て、往時の面影を留めるものは殆ど残されていない。本堂すらも近年取り壊され現存しない。山腹にある本堂跡の僅かな敷地と、その周辺の墓地がかつて寺院であったことを思わせる。ただし安樂寺の盛衰とは関わりなく、墓地は近時も整備が進み新しい墓塔も多い。

寺史については必ずしも詳らかでない。日蓮宗で、山号は東沢山と称した。「安樂寺過去帳」(三島市本妙寺所蔵)によれば、開山は養泉院日立上人で、天正元年(一五七三)に「再草創」したという。同僧は慶長二年(一五九七)に没している。また、「駿河志料」によれば除地一石七升三合であつた。もともと寺院としての規模自体は極めて小さなものであつた。

しかし、近代転換期にこの地方の宗教・教育に大きな足跡を残した柳澤文溪(唱説院日行)は、明治元年(一八六八)から同八年まで同寺に住山していた。その点からしてその歴史的価値は高い。

同僧は熱心な布教者であり、門人・弟子を教導した。その一つのあらわれとして寺子屋教育にも献身した。しかし、同僧は故あって安樂寺を去らなければならなかつた。

ところで本資料の重要な意義は、その文溪以前にすでに

同地域において寺子屋教育が行われていたことを明確に示

している点にある。しかもその間二十年余の隔てしかない。

すなわち文溪は、手習師匠未経験の人々に初めて遣わされ

た救済者ではなかつた。同地の人々は教育者としての両僧

の資質・適性を冷静に比較する機会に恵まれていたことを

意味する。さらに、比較される人物は筆子塚を造立される

ほどに寺子屋師匠として尊敬を集めた存在であつた。それ

は、聾というハンディも負う文溪にとって決して安易ではない現実であったことだろう。

さてその寺子屋師匠の日能であるが、本妙寺（三島市）

二十六世であり、隠居して安樂寺に入り十七世住職となつた。「安樂寺過去帳」には「行年五十五才」と記されている。

ちなみに同資料に「唱説院日行」は二十世とも二十三世

とも見える。また日能の後、十八世「信敬院栄達日閑」・十九世「泰泉院日如」ともある。さらに日行は「前留守居泰

泉院」と記している。したがつてこれらの僧侶を経て、同僧が二十世として晋山したことは確実である。

また本妙寺は、日蓮宗にあつて妙満寺派に属す。同派は

南北朝時代の僧、日什ひじを開祖とする。同僧は康応元年（一三八九）に妙満寺を開創している。そして同寺十六世の日

泰が本妙寺を開きその末寺となつた。<sup>(3)</sup>さらに、安樂寺は本

妙寺の末となつていた。

なお、同所には他の歴住塔が数基立つている。しかし卵

塔は本資料のみである。また前述の通り、本資料に関する

若干の説明を『裾野市史』資料編近世の解説の中に付した。

## おわりに

裾野市内における僧侶の筆子塚としては、明治十八年（一八八五）に造立された柳澤文溪のそれがよく知られていた。<sup>(4)</sup>しかし近世においては、これまで有力農民・地方文人ら、俗人のそれが認められているのみであった。僧侶のそれとしてさしあたりここに二例を紹介した。

市内を調査していると名前や業績が口碑によつて伝承し、それ以上の資料的確認ができるない場合も多い。幕末頃のこのとあると記憶としてはかなり鮮明であるにもかかわらずである。まだ多くの事例が埋もれている。今後とも、文献資料も含め事例の蓄積ならびに報告に努めて参りたい。

### 註

- (1) 名称については議論があるが、ここではひとまず從來の用法に従いたい。

- (2) 『裾野市史』第三卷資料編近世（一九九六）、九五六頁。

(3) 「増訂 豆州志稿」卷之十上（戸羽山瀚編『増訂豆州志稿 伊豆七島志』一九六七 長倉書店 三九五頁。ただし同書では日泰を六世としているが誤りであり、十六世である。）参照。

(4) 前掲『裾野市史』資料番号二三八。なお柳澤文溪に關しては、同書中において口絵写真として肖像画を掲載し、またその他一点の資料（資料番号二三五）を所収した。

### 【補記】

裾野市域における確かな教育実践の存在を示す石造物の内、最も古い事例は、これまで寛政六年（一七九四）三月と記された「ツ屋村普沼佐五兵衛門人奉納灯籠」（前掲『裾野市史』資料番号二三二）と捉えられてきた。しかし「光明寺悟宗越了筆子塚」の発見により、少なくとも天明期にまで遡ることが確認された。

さらに本稿脱稿後、元禄十三年（一七〇〇）五月八日と刻まれた法雲寺（裾野市佐野）五世の卵塔に、「弟子衆中寄進」とあるのが認められた。また蓮光寺（同）には少なくとも四点の関係資料群がある。まだその他にも確認している。これらの資料については逐次本誌に紹介する予定である。

(いとう せいじ・一橋大学大学院)

## 【資料紹介・解説】

# 依京寺本尊について

伊 東 誠 司

市内葛山の景ヶ島にある依京寺は、佐野川が岩を穿ち掲揚に富む地形を形成し、奇観景勝の地として近隣に知られている。境内の平地はわずかであるが、そのほぼ中央に自然石が突出し、先端部分に本資料は彫刻されている（『裾野の石造物』中巻 一九九六 資料番号 葛山の五〇一一二）。この岩石の大部分は地中に埋没しており、全体像は不明であるが、かなりの大きさと推定される。したがつて全く移動不能である。この先端部分がまさに本尊となるよう位置を配慮の上、本堂が建立されている（写真参照）。

彫刻は大別して二つの部分よりなる。左側の掘削された部分と、右側の浮き彫りの部分である。

掘削部分は二つの要素から成り立つていて、外縁部分と、内側の深刻された部分である。前者は高さ34・2 cm、幅31・1 cmである。浅く、比較的鋭い線で基本的に左右対称を意

識して形状化されている。後者は高さ12・5 cm、幅23・1 cm、奥行17・4 cmで、底辺が平進化され、奥行が形成されている。ここに本尊が置かれていたと思われる。そしてその大きさは、この奥行のわずかなスペースに収納でき、かつ、浮き彫り部分の小立像に見合うものである。したがつて、座像であつた可能性が高い。

一方浮き彫り部分は、高さ13・5 cm、幅7・3 cmで、小さな立像を表現していると思われるが、像容については不詳である。これは作成当初明確に細工がなされていたものが、時間の経過とともに風化して不明確になつたというよりも、もともと岩質が精巧な細工には適さず、はじめから細部にわたる十分な彫刻があつたとは思われない。しかし、掘削部分に置かれた本尊の脇侍を示していると推定される。

さて、ではこの掘削部分に置かれた本尊は、いったい何



写真1 依京寺本尊（光背）ならびに脇侍

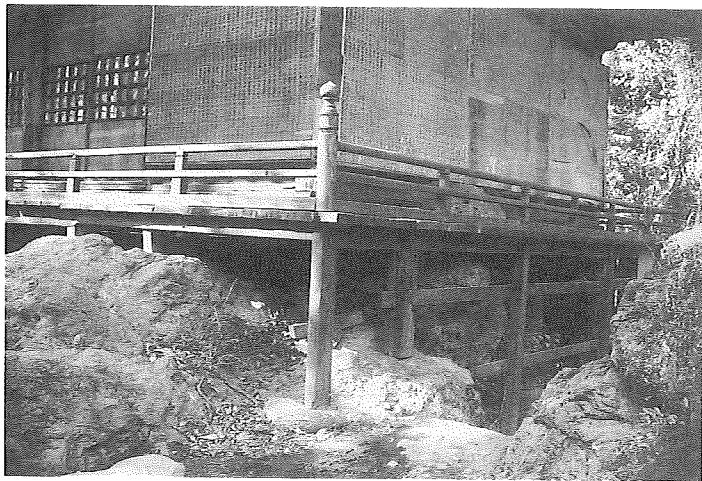


写真2 依京寺本堂（左後方より撮影）

床下の岩盤と本堂内の本尊（光背）の岩石とは連続している。なお『裾野市史』第三巻資料編近世には口絵写真として、依京寺本堂正面、ならびに同寺の建つ景ヶ島の風景が掲載されている。

であつたのだろうか。その問題を考える上で重要な手掛かりは、掘削部分の外縁の形状である。それは二つの要素から構成されている。上部の小円形と、下部の大橈円形である。これは仏像の光背に彫刻される頭光・身光を表示していると捉えられる。一般に如来部によく見られる形容である。

仮に如来部であつた場合、その中でも何であつたのであらうか。寺伝・由緒からすれば、阿弥陀如来か大日如来ではないかと限定可能である。

依京寺は現在、近隣の葛山にある浄土宗仙年寺の末寺となつてゐるが、空海による開創が伝承されている。すなわち、真言宗から浄土宗に転宗した可能性がある。とすれば、一時期真言宗の本尊である大日如来が置かれていたとも考へられる。しかし、右脇侍に小立像があり、こうした構図は基本的に大日如来のそれとは相容れない。また、転宗後に本資料が作成されたと理解する方が自然である。したがつて、大日如來である可能性は低い。

一方、阿弥陀如来は浄土宗の本尊である。通常、右脇侍観音菩薩、左脇侍勢至菩薩が配され、阿弥陀の三尊が構成される。本資料は右脇侍のみであるが、阿弥陀如来の来迎図において、斜めからの視点を設定し、そのため一方が略される構図があり、阿弥陀如来であることの妨げとはなら

ない。岩面のスペースからして三尊の彫刻が困難であつたがために、勢至菩薩が略される構成となつたと考えられる。以上から阿弥陀如来と考えるのが最も妥当と思われる。

ところで、近世において依京寺は、御厨地方觀音順札の二十九番札所として、庶民の信心があつた。仙年寺には、依京寺の縁起である「正觀世音菩薩御縁起」を伝存し、依

京寺と觀音の関係が記述されているが、そこには「明暦三丁歳三月十八日 日當山仙年寺第十九世 音蓮社響譽譁書」と署名されている。記述内容に若干の疑義もあるが、觀音信仰浸透の一つの指標となる。

また享保十七年（一七三二）十月十八日と日付のある「駿州御厨三箭道三十三所順礼歌」（『裾野市史』第三卷 資料編近世 一九九六 資料番号二五五）に、「廿九番 葛山村 絶けうじ（依京寺）くわんおんの淨土なるらんこの寺の葛山もちぐさもけいがしまかな」とあり、少なくともこの時点においては觀音信仰が自覺化されている。

さらに、現在の依京寺入口に、「二十九番」と刻まれた「靈場標石（順札供養塔）」（前掲『裾野の石造物』中巻 葛山の五〇一二五）があり、その造立年月日は宝暦五年（一七五五）四月八日である。

現在の本尊（前立）である「聖觀音」（同 五〇一一三）像造立も、ほぼ同時期と思われる。同像の蓮華座には、「闡

譽」と大書されている。闡譽自身の造立になるか、時代が降つたとしても闡譽の生前からさほど離れない時期と思われる。

闡譽の事跡については、次の二点が参考となる。依京寺境内にある、明和元年（一七六四）七月造立の「閻魔像」（同五〇一四）に同僧の名が見える。また、深良の淨土宗西安寺にある、安永九年（一七八〇）七月八日造立の「写経塔」（据野の石造物）上巻 一九九五 資料番号 深良IIの四六一三）に、「闡譽義碩上人」とあり、同一人である。

ところで、元は掘削部分に阿弥陀如来が置かれており右脇侍が觀音菩薩であったと仮定すれば、右脇侍が庶民信仰、とりわけ觀音信仰の浸透により、徐々に重視されるところとなり、ついには本尊となるにまで至つた、という経過も想定できようか。

では本尊が阿弥陀如来から觀音菩薩へと代わつたのはいつ頃か。前述、闡譽が「聖觀音」を造立した時期が一つの画期になろう。また文献的には文政十三年（一八三〇）成立、天保五年（一八三四）補訂の「駿河国新風土記」に「本尊 觀音石仏也」と見え、この「觀音石仏」が闡譽造立の現本尊と推定され、この時期までに変更があつたと考えられる。

掘削部分におかれていいた仏像が他のものであつた可能性も考えられる。条件としては頭光・身光を光背とする座像で、右脇侍をとるということであるが、觀音座像であればそれを満たす。

先述の「正觀世音菩薩御縁起」は、空海が依京寺に「正觀音」を彫刻したとしている。空海が彫つた可能性はほとんどない。もしそれがあつたとしても高野聖であろう。

また文久元年（一八六一）成立の「駿河志料」には、「弘法大師東国修行のとき、巖頭に正觀音を鑄給ひ、左右に勢至、弥勒侍立してあり」とある。聖觀音を本尊とし、左脇侍勢至菩薩、右脇侍弥勒菩薩という配置は異例である。空海作も含め、こうした事實があつたとはほとんど考えられないが、依京寺における觀音信仰の深化の結果、「正觀世音菩薩御縁起」をもとに附会された伝承であろう。

以上極めて不確かな根拠はある。しかし本尊が聖觀音であつた可能性を示唆する。したがつて掘削部分に觀音座像が置かれていた可能性を完全には否定できない。仮に觀音座像であつたとすれば、浮き彫りの右脇侍は天部か明王部の立像を表現したものとなる。

形状が不明確なだけに、さまざまな解釈が可能である。

本稿においては主たる可能性について若干検討した。

なお、本資料以外の市内における磨崖関係のそれは、現

時点では、「碑（唯念名号碑）」（前掲『裾野の石造物』上巻  
深良Iの三三二）、「俱利迦羅不動」（同中巻 御宿の二二一

六）、「名号碑」（同 二二一七）の三点を確認しているのみである。すなわち全体数が極めて少ない。そうした中にあつて本資料は、一寺の本尊の部分を形づくっていたと推定され、重要である。

以上、紹介を主眼とし若干の考察を試みたが、現段階においては仮説としても不十分であるかも知れない。今後のより精査な検討の必要を認識している。

本稿作成に際し、裾野市史編纂室山本けい子氏には多々御教示をいただきた。また、掲載資料の撮影に関しては同濱田明氏にご足労いただいた。記して感謝の意を表します。

【補記】  
依京寺の奇岩と本尊の関係について補足すれば、当然のことながら岩石（の突出部）全体を本尊と捉える観念は存在したであろう。したがって、本稿はその内容をより微細に検討しようと試みたものとなることになる。

ところで脱稿後の再調査の際、掘削部分の外縁部分のさらに外側に、浅い彫り込みがあるのを確認した（高さ41.7cm、幅42.6cm）。これについても今後検討の必要はあるが、本稿の「論旨」自体には影響しないと考えている。

さて依京寺は葛山・御宿・千福の各地区の境界にあり、その帰属は歴史的にも微妙である。

前掲『裾野の石造物』中巻刊行の過程で、同寺は当初御宿地区に区分されていた。本稿は、まずその御宿地区の解説（表題は「裾野の石造物点描」）として執筆された。しかし刊行直前依京寺の区分が葛山に変更となつた。そして葛山地区にはすでに別稿二点の掲載が予定されていた。したがつて仮に本稿を加えた場合余りに同地区に偏すると判断し、掲載を自粛した。そして、その原稿を適宜加筆改稿し、ここに転載させていただくこととした。

なお、本文中にも引用した、享保十七年（一七三二）十月十八日付「駿州御厨三筋道三十三所順礼歌」には依京寺は「葛山村」と記されており、近世中期の帰属関係を考える一つの拠り所となろう。

（いとう せいじ・一橋大学大学院）

## 〔歴史講座の記録〕

# 『裾野市史』資料編「近世」を読む

### 総論

裾野市史資料編近世一巻が編集刊行されるに当つては、その基盤に一〇数年にも及ぶ関係者の汗の結晶である数万点にものぼる資料がある。一冊の近世資料編は冰山の一角にすぎない。何を活字にして後世にのこすかは編者の責任であり、力量が問われるところである。

裾野市域の近世（江戸時代）を通観するものでなければならない。しかし、何もかものの網羅主義では到底一冊の分量に取りきれるものではない。全体を見通す配慮をした上で、特色を出さねばならない。こうして本書は、裾野市域の人々の生活の歴史にひとつつの視点を置くことにしたのである。出来上った構成は、

### 二、村々の概況

#### 一、近世裾野の成立

#### 三、村々の支配

#### 四、村の政治と経済

#### 五、村の生活と文化

#### 六、家と家族

#### 七、幕末維新の裾野

である。

村で暮した人々が生活の条件として与えられた領主・年貢等の支配を抑え、これを越えて活動したさまざまな足跡を村政、産業に確かめながら、広汎に祭礼、信仰、寺子屋、俳諧等の生活文化を探つた。人々の活力の源は、村・家・家族であった。一八世紀に誕生した小農の家と家族は村を支えるのみならず、家永続の願いを込めて自己主張を強めていった。

村のもめごと、家のもめごとが多発し、村と村、村と家、家と家の間に多種多彩な文書がとりかわされた。本書では

一貫した収録が出来なかつたため、典型例ことどもつたが、これらを熟読することによつて往時の人々の生の息づかいに耳を傾けてほしい。

一例を挙げよう。安政三年（一八五六）二月六日、御宿村で行われた名主の「入札」は、村の戸主の投票行動を如実に伝えてくれている。投票用紙の各個バラバラの和紙に書かれた人名はうまい、へたがあるにせよ、十分判読可能な文字で書かれていた。村の民主主義の誕生である。

また、村に生きるさまざまな人々にも注目した。女性、老人、子ども、あるいは職人たち、近世裾野の村落社会の断面を構造として提案したつもりである。

もとより、近世裾野市域のひとつのから日本、世界を見ようというねらいを失つたわけではない。

本書には収録出来なかつたが、御宿村で起つた無宿人の殺害からはじまる「永左衛門一件」については『江戸の訴訟—御宿村一件顛末』（岩波新書）としてまとめた。参考までに御一読を乞う。

（一九九七・一・一八 高橋 敏）

## 近世裾野の成立

今回の講座では、徳川氏が関東へ転封し豊臣系の大名である中村氏が駿河の新領主となる天正一八年（一五九〇）から、沼津代官の支配が終わる元禄一年（一六九八）までを対象に、一二点の資料をとりあげて解説・解題をおこなつた。その際、1 豊臣系大名中村氏の支配（天正一八〇）、2 幕藩制成立期の諸資料（慶長六～寛永九）、3 沼津代官の支配（寛永一〇～元禄一二）に時期区分し、それぞれの時期に特徴的な資料の選択につとめた。

1 ではまず、慶長四年（一五九九）に中村氏の重臣横田村詮が駿河全域に発給したいわゆる「横田村詮法度」（資料番号一、以下番号のみ記す）をとりあげた。逐条的解釈を行う一方、この法度には資料により文言の異同が少なからずあり、ここで使用した公文名村と上田村の場合においても奥書に注目すべき文言の差があることを紹介した。すなわち、上田村の場合には「この所が府中衆の知行所になつた場合には年貢米を沼津まで届けよ」といった内容の奥書があるにもかかわらず、公文名村の場合にはそれが見られないものであつて、上田村の場合には慶長四年段階では「府中衆」の支配地ではなかつたことが理解できるのである。中村氏は一氏を当主として駿河一国を与えられたが、一氏

は駿府城主となる一方、弟氏次を三枚橋城（沼津城）、重臣

河毛重次を興国寺城、同じく横田村誼を田中城（藤枝市）

に配しており、領国すべてが一氏の直轄領ないしは給人知行地ではなかつたのである。したがつて、上田村の場合は一氏の給人知行地ではなく、逆に公文名村の場合は一氏直轄領かその給人知行地であったものと推測した。また村誼関係の資料として上田村の村役人交替に関する文書二点（三・四）をあげ、こうした事件にまで村誼が介入している点に注目した。

2では、初期代官発給文書の例として定輪寺あての諸役免除手形をあげた（五・八・九）。いずれも慶長期から元和期にかけてのもので貴重な資料である。ついで年貢関係の資料として元和六年の茶畠村指出（一〇）や富沢村・須山村の年貢割付状をあげた（一一・一四）。とくに一〇は年貢勘定目録ともいふべき内容をもつた資料で、初期の年貢納入状況が理解できる貴重な文書であることを指摘した。

さらに3では、沼津代官の代官法度を二点（一六・二六）とりあげ、幕法のみならず沼津代官独自の規定もみられる点に注目した。支配文書であるが、それらの禁止事項のなかに当時の農民の生活が垣間見られる点も指摘した。

（一九九六・一一・九 関根 省治）

## 近世裾野の支配と村々

今回は、第二章村々の概況・第三章村々の支配について、近世における裾野市域の村々の村高及び支配の一覧表を配布し、特に支配の面を中心には報告した。

近世における裾野市域の支配の特色は、ごく初期を除くと、寛永九年（一六三三）の徳川忠長の改易以後、大きく二つの時期に分けられる。

第一の時期は、徳川忠長改易後から元禄一〇年（一六九七）までで、この時の市域は幕府領（大領）と小田原藩領の二つに大きく分かれていた。有名な深良用水開削の史料に、幕府代官野村彦太夫と小田原藩の重臣田辺権太夫らの双方の名前が記載されているのは、この様な裾野市域の村々の支配のあり方を反映した象徴的な出来事であった。

その枠組みが大きく変わるのは、元禄一〇年である。それは、この時を境に旗本層に地方知行を与えるという幕府の政策転換、世にいう「元禄の地方直し」が行われたためであった。裾野市域ではこの傾向がはなはだしく、幕府領はその大部分が旗本知行所となつた。

一方、藩領については、これまでの小田原藩領に加えて、後には沼津藩領、及び小田原藩の支藩である荻野山中藩（現在の神奈川県厚木市）領の村々が見られる。このため、た

天正18年 (1590)	
慶長6年 (1601)	
元和2年 (1616)	中村一氏
元和5年 (1619)	天領
寛永元年 (1624)	徳川頼宣
寛永10年 (1633)	天領
	徳川忠長
	天領 (今宮惣左衛門)
貞享3年 (1686)	稻葉氏 (小田原藩領)
宝永5年 (1708)	大久保氏 (小田原藩領)
享保元年 (1716)	天領 (伊奈半左衛門)
明治元年 (1868)	大久保氏 (小田原藩領)
明治4年 (1871)	徳川家達(駿府藩→静岡藩領)
	静岡県

### 茶畠村の支配の変遷

とえば享和元年（一八〇二）の段階で裾野市域の村々を概観すると、小田原藩領一二か村、沼津藩領三か村、荻野山中藩領一か村、旗本知行所八か村となつてゐる。すなわち、旗本知行所と藩領に二分されているのである。

幕府領についてみると、宝永四年（一七〇七）の富士山噴火後、小田原藩領が一部收公されて代官伊奈半左衛門により復興される期間を除くと、現在判明する限り一九世紀

はじめの一時期大畠村が華山代官江川太郎左衛門の支配下に入っているくらいである。これとて、天保期には又旗本知行所に戻つてゐる。

裾野市域の支配の変遷を概観すると、この様に大きく二つの時期に分けて考えられる。一例として、長く小田原藩領であった茶畠村の場合を次に示そう。

（一九九六・一一・三〇 菊池 邦彦）

## 村の政治——領主の世界と百姓の世界——

今回の講座では、資料編近世第四章第一節に掲載された資料の内、代表的な数点を取り上げて、解説を加えた。講座では特に「領主の世界と百姓の世界」をテーマとして立てた。これは近世の村が領主の支配単位であつたばかりでなく、百姓の自治組織としての性格も兼ね備えており、そこには領主さえも侵すことのできない「百姓の世界」が存在したことと強調したかったためである。

八二の資料（以下資料番号は資料編近世に拠る）は名主見習任命願書であるが、当時の名主世襲の実態を示すものである。八六は名主役決定に際し使われた投票用紙で、近世後期における小前百姓の村政参加を象徴的に示すものである。資料はまた当時の百姓一般の読み書き能力の高さも窺わせている。二つの資料はいずれも名主役選任にあたつて百姓の論理が強く作用していたことを示している。

七九・八〇・八一はいずれも名主引継にあたつての公文書の授受に關わるものである。近世が文書行政の時代であり、それゆえに公文書の管理が村役人の重要な職務であつたことを窺わせる。またそれぞれの宛名・差出人に注目すると、七九では公文書の授受が新旧名主のいわば当事者間で行われているのに対し、時代の下がつた八〇では村方三

役等が、八一では百姓代が立会人として文書の授受に関与している。これは村方文書の公文書としての認識の深化に伴い、小前百姓によつてその公開が強く求められていく時代的背景を示すものである。八九は惣百姓連判による村議定で、入会地の管理や田植えについての規定から生産共同体としての村の結びつきを示すものである。

九二は博徒を在宿させている者の摘発の経緯を示す資料であるが、入札による検査やその処分についての判断が村に委ねられている事実は、警察権や犯人の処断権のかなりの部分が村に帰属している状況を伝えている。一一七は村人の過失による出火についての資料であるが、これも「押込」（＝自宅謹慎）「過料錢」（＝罰金）等村独自の判断による処断が行われている。またこの資料では女子及び一五歳以下の子供を減刑の対象とする当時の慣習が注目される。

一一五は正徳期の入会争論についての裁許状である。この訴訟は領主の異なる村々にわたる訴訟であつたため最終的にその裁判が評定所に持ち込まれた。資料では前半部で両者の主張がそれぞれ掲げられ、後半部で審理の過程とその裁決の内容が示されている。こうした争論の背景には深良用水に代表される新田開発によつて生じた採草地の不足があつた。訴訟方が新田村であることはそれを端的に示している。

（一九九六・一一・一七 柴 雅房）

## 近世裾野の非常事態

江戸時代は全体的には平和な時代であったが常に平穏な状態にあつたのではない。近世の村はたびたび自然災害に襲われ、また不安定な社会状況にも巻き込まれた。それは裾野市域の村々も例外ではなかつたが、非常事態は、地域の特質をいっそう浮かび上がらせてくれる。

宝永四年（一七〇七）の富士山の噴火は、人々を恐怖に陥れた自然の猛威として須山村土屋伊太夫によつて記録されている。夥しい地震に続き、山が崩れるほどの地鳴りや空に凄まじき黒雲が出て茶釜ほどの焼けた石が降り、家々を燃やしていく様や、その後の砂降りや打ち続く地震、山鳴りなどが写実的に表現されており、現代の私たちにも危機迫るものを感じさせてくれる。

富士山の噴火のような特殊な出来事ではなく、毎年起こる可能性のある自然災害もある。元文三年（一七三八）の富沢村風損（台風による被害）では、作物に大きな被害が出て年貢減免を願い出ている。また文政三年（一八二〇）には、葛山村で疫病が流行している。多くの死者を出し、一一軒が潰れしており、領主に拝借金を願い出ている。

このような災害に対する領主側の対応は、領主自身の財政との兼ね合いもあり、村人の要求を十分に答えることは

難しかつた。その中で積極的な対応を行つたのは二宮尊徳の報徳仕法である。天保八年（一八三七）、天保の飢饉に直面した小田原藩領の今里村は、米一六俵あまりの報徳米を願い出ている。これは代金にして二五両三分余りで、今里村はその後五年賦で毎年五両二朱余りずつを返却し、六年目に報徳金として五両二朱余りを二宮金次郎へと納めている。

地震も落とすことのできない災害である。嘉永七年（一八五四）一一月の地震（いわゆる安政の東海大地震）は、裾野市域の村々にも大きな被害を与えた。茶畠村では居宅本潰八二軒を含む二一九軒が破壊されている。地震の破壊力は今も変わらぬ恐怖である。

村々を襲う非常事態は自然災害だけではない。幕末の混亂も人々を不安に陥れた。慶應四年（一八六八）に薩摩・長州の官軍が裾野市域の村々を通行している。この時、不都合が起こらないよう沼津藩から通達が出されている。

それとほぼ同じ時期に富沢村ほか九ヶ村では「非常取極規定書」が作られている。これは幕末期に横行した浮浪人や博徒に対して「非常組」という自警団を置き、非常事態に備えたものである。すでに領主による治安維持は望めなくなつていたのである。

## 村の人々

### 1 「村の人々」のねらい

従来、近世の村人＝百姓（領主に支配され、年貢を納める農民であり、独立した家を構える）という固定観念にとらわれていた。これは、領主＝百姓の階級関係を究明するために、近世の村が研究対象となつたことによる。取り上げられる資料も領主と百姓との関係を示す検地帳や訴状などが中心で、資料に現れるのもほとんどが百姓であつた。しかし、村には百姓以外にも多数の人々が生活していた。このように、従来注目されることの少なかつた百姓以外の村人たちの存在を明らかにするために、本項目が設けられ、ここに本巻の特色がある。

### 2 家格と身分

近世の人々を見るとき、家の問題にぶつかる。近世は家

を単位に社会生活が営まれ、個人も所属する家によりその地位が定まつた。従つて、村にいかなる人々が存在したのかを知るためには、いかなる家が存在したのかを知る必要がある。そこで、村鑑や村明細帳の家数の項目（四四・四六）から、いかなる家が存在したのかを見ていくと、本百姓以外にも、白楽、医者、桶屋、柄在家、隠居、無田、定

使、村足軽、鍛冶、紺屋、塗師など、実に多様な家格＝身分の存在したことがわかる。

ところで、身分には、領主が村人に賦課する役が大きく関わっている。村高と役の基準となる役高を示したレジュメ一七頁の表より、引高といつて、特定の役を勤める家の役高を差引き、通常の百姓役を輕減された存在が見られる。具体的には、名主、村筒、山廻り役などがそれである。領主は、これらの人々を特定の役を負担する家として指定した。また、通常の百姓役をもっぱら負担する家にも、負担方法や量により、家格が定められた。百姓役には、所持高を基準とする高割役と、屋敷一軒ごとに賦課される軒割役とがあつた。この両者を負担するのが本百姓、高割役のみ負担するのが無田・水呑・柄在家、高割役と軒割役を二つ三軒で一軒分を負担する中百姓・小百姓である。本百姓は、負担が重い一方、村政における発言権を持ち、村の中での地位も高かつた。

また、村には農業以外の生業に從事する人々も存在した。ここでは鍛冶の存在を示す資料を取り上げた。二二二からは、御宿村鍛冶平左衛門家と湯山治左衛門家との関係、二三からは、鍛冶仲間（同業者集団）の内部対立を垣間見ることができる。

家格には、本家一分家関係も関わる。二〇七は、百姓身

分が本家一分家関係に規定されて定まる」ことを示す資料である。

### 3 家に従属する人々

ここまででは独立した家にもとづく身分を見てきたが、ここでは家を形成せず、家に従属する人々の存在を見ておく。

まず、奉公人の欠落に関する資料から。一九六は、近世初期における逃亡への領主の姿勢の厳しさを示す。一九九、二〇一は、天明期の事件の資料。一九九は奉公人請状、二〇〇・二〇一は、欠落の事後責任に若者仲間が深く関わる内容で、若者の村における位置付けも知ることができる。また、一九八では、家来の存在が知られる。

### 4 老人・子ども・若者・女性

近世は、戸主権の強さゆえ、老人・子ども・若者・女性は村共同体に埋没した存在であった。しかし、注意深く見ていくと、彼らの存在を示す資料に出会う。一二五は、捨て子病死に関する資料で、すでに近世には、子どもを保護し育てる存在と見なす社会通念の存在したことがわかる。二七の若者条目からは、祭礼時の若者の役割、若者頭——中老——惣若者という若者組の内部構造を知ることができる。二三六からは、「入鉄砲に出女」と厳しい制限を加えられた

女性の閑所通行の実態がわかり、二二七からは、茶摘み賃銭の男女比較から、女性の労働の社会的評価を知りうる。

(一九九六・一二・七 厚地 淳司)

### 近世における村の僧侶の事跡

筆者は『裾野市史』第三巻資料編近世の作成に際し、主として教育・文化・宗教を担当した。したがつて本講座においても、それらに関連して述べさせていただくこととした。しかし、ごく限られた時代・地域のこととは言え、事象は錯綜、重層し、多岐にわたり、当然のことながらそれらを網羅的に扱うことはできない。そこで宗教者、とりわけ僧侶に着目し、その事例を示すことによって、その事跡の中に含まれる宗教行為はもちろん、教育・文化についても言及する、という方法を選択した。

定輪寺（裾野市桃園）は駿東を代表する曹洞宗の名刹である。中世の著名な連歌師飯尾宗祇も同寺に葬られている。そのため境内には、文人等によつて造立されたその遠忌を祈（記）念する石造物が数点残されている。この内「宗祇翁三百遠忌奉納灯籠」（前掲『裾野市史』資料番号一四三）には、定輪寺二六世至山竺道の名が刻まれている。また「宗

祇翁三百遠忌記念碑」（一四五）には、至山とともに、定輪寺の末寺である光明寺の一四世悟鳳揚山も名を連ねている。その文化的な素養については未詳であるが、至山・悟鳳ともに文化活動に間接的に関与したとは言えよう。また、悟鳳の連名について言えば、本来その必要性はなく、もう少し積極的な意義を認めてよいのかもしれない。

これらに対し浄土宗淨土院（裾野市今里）の奉納句額

（二五一）は、僧侶が中心的役割を果たし作成された資料である。とりわけ同院の念譽皆阿が主導し、これに同院の鏡譽智阿、松寿院（裾野市深良）の等譽正阿、善龍寺（御殿場市）の西譽方阿が加わっていた。ここに載せられた僧侶の詠草は、宗教者としての修行の発展線上にあるものとは言いかがたく、全体としてむしろ遊興の風情が感じられる。一方、ほぼ同時期に生きた柳澤文溪（唱説院日行）は、彷徨しながらも日蓮の宗旨を伝播することに生涯を捧げた。不正確な箇所もあるが、その事跡については墓表（二三八）に纏められている。同僧は手習の教授もしたが、その信条の中核には常に日蓮があつたと理解している。彼の周囲には、激しい排斥者と献身する支持者が交錯していくと推定されるが、苦況にあつても信念を忽にしないその姿勢は、宗教者の一典型を示すと言えよう。

その他、何人かの事例について報告した。

それらはまさに多様な軌跡である。俗人に比して、ある種突き抜けた側面を有する分、特色的であると言えるのかかもしれない。当面多様さはありのまま受け止め、今後もより一層事例蓄積に努めなければならぬと考えている。その上で『裾野市史』通史編までに、地方宗教者の総体としての歴史的意義について何らかの結論を得たいと考えている。（一九九七・一・一一 伊東 誠司）

編さん室日誌（抄）

平成8年

4月1～5日	石造物打ち合わせ・叢書校正作業
3～12日	近世校正作業
7日	専門委員会・合同会議
6～8日	近現代資料選択作業
8～11日	叢書校正作業
15～16日	近世校正作業
15～16日	叢書校正作業
22～24日	叢書校正作業・石造物校正作業
22～24日	近世校正作業
26～27日	石造物校正作業
26～27日	近世資料整理
5月1～2日	古代中世資料整理
2日	近世資料整理
8～9日	近現代3次選択作業
8～9日	民俗調査
11～13日	近現代3次選択作業
11～13日	民俗打ち合わせ・調査
13～14日	近世資料整理
18～21日	近現代3次選択作業
27日	市史編さん委員会
27～30日	近現代3次選択作業・民俗調査
石造物打ち合わせ	石造物打ち合わせ

9～11日	近現代3次選択作業
10～11日	近世打ち合わせ
15日	近世資料整理
17～21日	近世資料整理
23日	専門委員会（通史編）
23～24日	近現代3次選択作業
24～25日	民俗調査
7月1～2日	民俗調査
7～9日	近現代3次選択作業・石造物打ち合わせ
7～9日	石造物調査
12日	「目で見る裾野の歴史展」
16～20日	民俗打ち合わせ
19～20日	石造物打ち合わせ
22～24日	近現代3次選択作業
22～24日	石造物打ち合わせ
29日	石造物打ち合わせ
8月1日	近世打ち合わせ
3日	近世打ち合わせ
4日	専門委員会・合同会議
5日	民俗打ち合わせ
5～7日	近現代4次選択作業
5～7日	石造物打ち合わせ
7日	石造物打ち合わせ
19日	石造物打ち合わせ

28	28	26	20	17	15	14	11	6	30	28	20	19	9
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月
29	28	28	22	18	14	14	14	8	1	1	1	2	2
民俗調査	石造物打ち合わせ	近現代4次選択作業	寺社関係調査	民俗調査	民俗調査	寺社関係調査	民俗調査	民俗編集作業	民俗編集作業・石造物打ち合わせ	民俗編集作業・近現代4次選択作業	近現代4次選択作業(東京)	寺社関係調査	民俗調査
民俗調査・近世資料整理	近現代4次選択作業	近現代4次選択作業	寺社関係調査	石造物調査	近現代4次選択作業	寺社関係調査	民俗調査	民俗編集作業	民俗編集作業・石造物打ち合わせ	民俗編集作業・近現代4次選択作業	近現代4次選択作業	寺社関係調査	民俗調査
民俗調査	石造物打ち合わせ	近現代4次選択作業	寺社関係調査	民俗調査	民俗調査	寺社関係調査	民俗調査	民俗編集作業	民俗編集作業・石造物打ち合わせ	民俗編集作業・近現代4次選択作業	近現代4次選択作業	寺社関係調査	民俗調査
民俗調査	石造物打ち合わせ	近現代4次選択作業	寺社関係調査	民俗調査	民俗調査	寺社関係調査	民俗調査	民俗編集作業	民俗編集作業・石造物打ち合わせ	民俗編集作業・近現代4次選択作業	近現代4次選択作業	寺社関係調査	民俗調査

11月	29日	寺社関係調査
5日	5日	近現代4次選択作業
9日	9日	歴史講座（関根省治委員）
12月	9日～11日	民俗編集作業
1日	15日	近現代4次選択作業
3日	12日	石造物打ち合わせ
7日	14日	石造物打ち合わせ
10日	15日	石造物打ち合わせ
12月	17日	地区協力員視察
1日	17日	（神奈川県立公文書館）歴史講座（柴雅房委員）
3日	20日	民俗編集作業
30日	22日	石造物打ち合わせ
30日～2日	24日	市史編さん委員会
3日	28日	歴史講演会（四方一渕委員）
7日	30日	石造物打ち合わせ
10日	30日～2日	歴史講座（菊池邦彦委員）
12月	30日	近現代4次選択作業
1日	30日	専門委員会・合同会議
3日	30日	石造物打ち合わせ
7日	30日	歴史講座（厚地淳司委員）
10日	30日	民俗編集作業

14日	歴史講座（井口俊靖委員）
14～16日	近現代4次選択作業
19～20日	民俗編集作業
23日	近現代4次選択作業
24日	民俗編集作業
25日	石造物打ち合わせ
25～26日	民俗編集作業
26日	近現代4次選択作業
27日	近現代4次選択作業（東京）
28日	民俗編集作業
29日	近現代4次選択作業
30日	民俗編集作業
1月5～6日	民俗編集作業
6～7日	近現代4次選択作業
8～11日	民俗編集作業
11日	歴史講座（伊東誠司委員）
11～13日	近現代4次選択作業
18日	歴史講座（高橋敏委員）
21日	石造物打ち合わせ
21～29日	近現代4次選択作業（東京）
2月3日	近現代4次選択作業
3～4日	民俗口絵撮影
8日	民俗編集作業

3月1日	近現代4次選択作業（東京）
1～4日	民俗編集作業
9～10日	近現代4次選択作業
16～17日	民俗口絵撮影・編集作業
21～24日	民俗編集作業
25日	近現代4次選択作業
25～28日	近現代4次選択作業
28日	民俗編集作業
近現代4次選択作業 （県総合教育センター）	近現代4次選択作業
近現代4次選択作業 （沼津市明治史料館）	近現代4次選択作業

## 裾野市史編さん関係者名簿

### ◆市史編さん委員

(平成9年3月31日現在)

### ◆市史編さん副委員長

杉山 政康 裾野市助役 (市史編さん委員長)  
勝又 壽 学識経験者 (市史編さん副委員長)  
芹澤 充寛 学識経験者  
鈴木 強 学識経験者

(平成九年三月逝去)

羽田 眞 学識経験者  
伊藤 政秋 学識経験者  
(平成八年一二月逝去)

松井 圭子 教育委員長  
有光 友學 専門委員代表  
芹澤 仁 裾野市教育長  
川口 陽市 企画調整部長

渡邊 武彦 総務部長  
長田 敏博 財政課長  
大庭 章生 企画調整課長  
田村 吉章 学校教育課長

### ◆市史編さん専門委員

有光 友學 横浜国立大学教授

高橋 敏 国立歴史民俗博物館教授

中野 國雄 日本考古学协会会员

福田アジオ 国立新潟大学教授

安田 常雄 国立電気通信大学教授

四方 一渉

国土館大学教授

### ◆市史編さん調査委員

岩崎 信夫 東京都立目黒高等学校教諭  
大串 潤児 一橋大学大学院生  
坂本 紀子 早稲田大学大学院生  
西川 尚男 沼津市立大岡中学校教諭

湯川 郁子 白梅学園短期大学非常勤講師  
厚地 淳司 静岡県立沼津東高等学校教諭  
井口 俊靖 加藤学園暁秀高等学校教諭  
菊池 邦彦 東京都立航空工業高等専門学校助教授  
柴 雅房 静岡県立中央図書館

関根 省治 静岡県立富士宮北高等学校教諭  
伊東 誠司 一橋大学大学院生  
仁藤 敦史 国立歴史民俗博物館助手  
東島 誠 東京大学大学院生

松崎 真吾	湘南学園中高等部非常勤講師
瀬川裕市郎	沼津市歴史民俗資料館学芸員
岩田 重則	東京学芸大学講師
斎藤 弘美	日本民俗学会会員
新谷 尚紀	国立歴史民俗博物館助教授
杉村 齊	三島市郷土館館長
松田香代子	日本民俗学会会員
宮村田鶴子	日本民俗学会会員
植松甲子男	西地区（石脇村）
杉山 光正	（佐野村）
加藤 信雄	（大畑村）
水口 清文	（二ツ屋新田）
歌崎 久作	（定輪寺村）
田口 昭一	（富沢村）
水口 忠栄	（伊豆島田村）
関野 政雄	（水窪村）
藤原 中西	（三本松新田）
清水 芹澤	（茶畑村）
四郎 文	東地区
" "	（稲荷村）
" "	（茶畑村）
◆地区協力員（）内は旧村名	

飯塚 直司	東地区（麦塚村）
星野 三郎	深良地区（平松新田）
大庭 倉澤	（深良村南堀）
小林 秀年	（深良村上須）
高橋 利治	（深良村原）
長田 一之瀬和雄	（深良村切遠）
藤森 茂良	（深良村新田）
増田 一男	（深良村上原）
西島 秀雄	（深良村和市）
西島 誠吾	（千福村）
西島 義禮	（千福村）
土屋 勝又	（御宿村新田）
土屋 茂美	（御宿村入谷）
勝又 勝又	（御宿村上谷）
秋男 勝又	（葛山村）
仁 勝又	（葛山村）
柏木 永田榮次郎	（上ヶ田村）
杉本 隆彦	（金沢村）
杉本 仁	（今里村）
真田 林蔵	（下和田村）
須山地区	（須山村）

手綱 拓史 須山地区（須山村）

◆事務局

芹澤 仁 教育長

鎌野 公種 教育次長

藤森 秋親 市史編さん室長

米山 富美子 主席主査

市田 弘志 主査

木原 慎也 主事

永野 武信 事務職員

今関 裕美 事務職員

濱田 明 臨時職員

山本けい子 臨時職員

長田 文代 臨時職員

## 編集後記

日頃より裾野市史編さん事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。今年度はこれまでに『裾野市史 資料編 第三巻 近世』・『裾野市史資料叢書 代脳録 愛鷹山民有請願日誌』・『裾野市史調査報告書 裾野の石造物（中）』を発行することができ、また近日中に『裾野市史調査報告書 裾野の石造物（下）』・『裾野の石造物 別冊 種類別編年表』を刊行いたします。

また、今年度も歴史講座や歴史講演会に多くの方々に受講していただき、本当にありがとうございました。

今回の『裾野市史研究 第九号』に掲載されます四方委員の歴史講演会は、一一月に行われました。近現代における勤労青年の教育の実態や、彼らが国家体制の中に強引に引き込まれていく過程がよくわかる内容です。

関根委員の研究論文は、近世初期の市域における年貢収取の実態を、幕領の支配にあつた村の年貢割付状・皆済状などから具体的に解説した論文です。

菊池委員の研究論文は、近世村落社会における村入用帳の特質について、幕府法令や地方史料を検討し、幕藩領主の村入用への介入の側面を細かく分析しています。

大串委員の研究論文は、戦後から一九五〇年代前半にか

けての東富士演習場の解放・アメリカ軍による接收と、それに伴う諸問題・各運動についてまとめたものです。

伊東委員の資料紹介・解説は、『裾野市史 資料編 近世』刊行後新たに確認された筆子塚の追加掲載と、葛山の依京寺本尊についての解説です。

歴史講座は、平成八年度に実施したものの要約です。裾野市域の近世の村と家、そして村に生きた人々の生活の様々な表情や暮らしぶりが目に浮かんできます。

執筆委員、資料提供者の方々にお礼申し上げます。

これからも、皆様方にご高覧いただけるものを発刊するよう編集に全力を傾けていきますので、今後とも市史編さん事業へのご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

平成八年一二月、平成九年三月に市史編さん委員の伊藤政秋さん、鈴木強さんがご逝去されました。生前のご協力に感謝し、心からご冥福をお祈りいたします。

平成九年三月

裾野市教育委員会

市史編さん室 主査 市田弘志



裾野市史研究 第9号 (ISSN 0918-1342)  
平成9年3月31日発行

編集 裾野市史編さん委員会  
発行 教育委員会市史編さん室  
裾野市茶畑399  
電話 0559-93-7170  
印刷 みどり美術印刷株式会社

(題字：裾野市教育長 芹澤 仁)